矯正図書館

刑政

第四十六巻　第十一號
昭和八年十月二十八日印刷納本　昭和八年十一月一日發行

第四十六卷　第十一號　十一月號

行刑累進處遇令の公布（卷頭言）	正木亮	2
行刑一年の回顧と展望	鹽野季彦	4
行刑と知的教養	青木誠四郎	15
統計上より見たる累犯處遇（其の一）	内山隆治	28
プロイセンに於けるナチスの新行刑政策（完）	ドクトル・シユミツト	41
盛岡少年刑務所農業訓練所を語る	佐藤重吉	54
海外時報		50
雜報——練習所見學記——各地だより——讀者の頁——切拔帖から——海外異聞錄——家庭の頁——刑政俳壇——訓令通牒——行刑累進處遇令		

財團法人　刑務協會發行

矯正図書館

刑政



第四十六巻
第十一號

行刑累進處遇令の公布

本日昭和八年十月二十五日長年懸案に屬して居たわが行刑累進處遇に關する省令が公布され愈々明年一月一日より之を實施されることになつた。顧みれば我が國に於て累進處遇が行刑の基調として叫び出されたのは明治二十五、六年の頃當時米國に外遊中であつた留岡幸助氏等によつてであると思ふ。しかし、留岡氏の卓見は當時の行刑當局は容易に之を容れるものではなかつた。かの小河博士の監獄學の中に見ゆる如く當時最も新進の行刑學者であつた博士ですら之に反對して居られたのであるから以て當時の行刑當局の氣風が如何に之を輕視して居たかがわかる。

かかる思潮の中にわが行刑に斷乎として累進處遇を導き入れたのは現大阪控訴院長谷田三郎博士であつた。博士は當時監獄局長として自ら累進處遇に關する規定を編制し大正四年六月二十一日に之を初めて豊多摩監獄に於て試行する事を命ぜられたのであつた。わが國に於ける累進處遇が今日の如く統一されるに至つたその最初を作り出された谷田博士の功績は這回の行刑累進處遇令の公布と共に吾人の記憶を新にし且その偉大なりしことを思はねばならぬのである。博士の實施された累進處遇は爾來各所に普及するとこ ろとなつた。さうしてその結果は竟に我が國に於ける統一的累進處遇が要望されるに至つたのであつた。

その間世界の行刑思潮は行刑の基調として累進處遇の必要なることをいやが上に認識せしめるやうになつた。最近十年間に於ける世界の行刑立法は何れの國のものと雖その國が文化國家である限り之を規定せざるものなきに至つたのである。玆に於てわが國は既に谷田博士が試練されたその基礎の上に統一的累進

制度を確立すべき氣運を生んで昭和二年の監獄法改正綱領を以て之に關する決定事項を掲げた。されど、累進制度を全國的に一定することは理論的には容易であるがその適用の上にはなかなか容易ならざるものがあつたのである。

昭和五年鹽野行刑局長が就任されるやその行刑改良の第一聲はこの未決の累進處遇統一といふことにあげられたのであつた。爾來それに關する處遇案を作製討究すること玆に一年有半愈々その完了公布を見るに至つたのである。わたくしはこの制度の確立に於て玆に始めてわが行刑が眞に教育的意義の上に立ち得たものとして昭和八年十月二十五日を特に行刑上紀念すべき日だと思ふ。

されど、累進處遇は法令の完璧のみによつて達し得られるものでないといふことは一九二九年のプロシヤ累進處遇令公布の際に司法大臣シュミットが之を聲明したところである。氏は曰く、累進處遇の眞の目的を達するが爲めには各人の熱誠と努力と愛と憐憫とを要すると。しかり、累進制度の如き敎化法を實施するに當つて各各の間に怨恨と慘忍の心を懐いてどうして之が達し得られよう。

願はくば、本令發布のその日より刑務官諸君は玆に敎育者としての心にかへり親としての慈悲を持ち友人としての信義を持し以てその目的を達せられんことを切望して止まない。

昭和八年十月二十五日

正木亮

行刑一年の回顧と展望

臨野季彦

一

私は今秋を以て行刑局長在職滿三年を迎へましたので例により過去一年の行刑界を回顧し將來を展望して見ようと思ひます。

過去一年卽ち昨年の秋から今年の只今までの一年間に於て我が國の行刑及び世界の行刑にどんな變動進展が來たされたかを顧みますと、この一年の行刑界は比較的に多忙であつたといひ得ませう。

先づ我が行刑から顧みて見ますとわが行刑は大畧二つの點に於て進出して居ることが明かであります。卽ち、一はその前年に於て計劃されたものが實行に移され而もその實行が漸次行刑の敎化作用を確實ならしめたことで、他は更に次年に實行さるべき新計劃が確立されたことであります。

過去一年に於ける行刑の新しき實行は假釋放の運用と作業の統制とでありました。前者は私が就職當初に確立した審査規程の適用でありますが、この審査規程は制定當初に於ては果して十分なる效果が擧げ得られるや否やが非常に疑はれたものでありました。その疑はれた最

大原因は之に當る刑務官吏がよく規程の精神に從つて自由なる立場に立ち得るや否やといふことにあつたのであります。しかし、この規程が實施されるに至つて以來、殊に過去一年間卽ち昨年十月一日より本年九月三十日迄の間の實績を見ると、この規程のなかつた昭和四年十月一日より昭和五年九月三十日までの一箇年間より實に一、九九七人の假釋放者增加になつて居るのであります。之は、一面に於ては刑務官吏が假釋放審査規程により假釋放そのものに介意することを刺戟されたことと、他面には刑務官吏が行刑法規の解釋に對し我々が極めて憂慮して居たと反對に自由解釋の立場を抱いて居た結果に外ならないのであります。

私は學者が謂ふやうに法律の中でも特に行刑法規の解釋は自由の立場に居らぬと囚人を生かすことが出來ぬといふ見解を持して居るのでありますが、この見解は正に假釋放審査規程に依つて證據立てられたのでありまして、この結果から見ると今日の刑務官吏は最早敎育家としての素質を十分に持つて居るといひ得ようと思ひます。

只遺憾なことは過去一年の假釋放の實數は非常に增加したのでありますが、同時にその取消數がいくらか增加したことであります。しかし、之は必ずしも不成績を意味するものではない。何となれば取消數のパーセンテージは前年に比して僅々〇・六パーセント增加したのでありますが、玆に特に考慮を拂ふ必要のある點は假釋放の取消を受けない實數が約二千名增加して居ることであります。無難な二千名を喜ぶべきか、僅少なる取消數のパーセンテージ增加(實人員三十三名の增加)を非難すべきか。前者を採るとすれば、後者は之を寬容なる態度を以て臨まね

ばならぬし、後者を非難することはげしければ千九百九十七名の假釋放は之を犧牲にしなければならぬのでありますが、この矛盾に對し行刑の衝に當る私としては僅々一年間に三十三名の取消增加を怖れて約二千名の改善者を放置するわけには行かないのであります。

只、私は僅少ながらもかゝる取消增加が假釋放審査規程の欠陷から生ずるものとは考へないのでありまして、その最大の原因は今日の改悛の狀の審査がいくらかでも形式的であり感情的である結果に外ならないと思ふのであります。換言すれば、審査規程第二十二條に掲げた樣に醫師がもつと形而下學的な見解に基いて個性を判斷し、教誨師や教師が今少し心理學的な教育學的な見解に基き、又作業技師技手がもつと社會の勞働問題等を念頭に置いて本人を觀察すればかほど僅少な增加すらもなくて濟むのだと思ふのであります。更に又最近の犯罪生物學上、殊にグラーツ大學のアドルフ・レンツ教授のいふ樣に個性は部分的に觀察するだけでは足りないので部分的の觀察を集めた上で更に全体として觀察する必要がある、部分的によくて而も全体としてよければ始めていゝ個性なのであります、今日の個性審査は未だその點が徹底して居ないやうであります。之は科學的審査に移らうとする過渡期の今日に於ては止むを得ないことでありますから、この點は刑務官吏の科學的理解を進めることによつて取消數を少くし得る信念を持つて居るのであります。要するに、我田引水のやうでありますが、私は僅かなる不祥事を犧牲にして大なる利益を獲得しようとする立場に立つて居るのでありましてその私の思想からいへば今日の假釋放制度はむしろよき結果を得つゝあるものと見ることが出來ると思ふのであります

二

次に、私は昨年の春所謂作業の統制といふ問題を解決すべく御承知の如く全國を四區に分ち各區に代表刑務所を定めて刑務作業を統制せしめることにしたのであります。その結果が如何にあらはれるかといふことは私の常に懸念して居たところでありますが、過去一年の成績に徴して私は玆に此の統制問題は斷然好成績を以て我が刑務作業經營を確立し得たものとして報告するを許さるべきだと思ふのであります。

刑務作業統制の結果を過去一年の實績によりあらはしては見ると大略五つの點を擧げ得るのであります。之は各所間の統一がとれましたので小さな刑務所でも大量の注文に應じ得る關係上、自然注文者にとつて非常に便宜が與へられますので勢注文が增加して參つたのであります。一例を擧げますと最近ある小刑務所が十萬組の農民服の注文を受けたのでありますが、その刑務所丈けでは到底千組も應ずることが出來ないのでありますが、その刑務所は統制區の能力を信じて之を引受け得たのであります。如斯は從來屢々起つた刑務所間の競爭を防ぎ刑務作業一體の原則を確立するに極めて效果があつたのであります。

第二に能率が非常に增進した事であります。之は、上述の如く大量の注文がはいるので閑散な刑務所はそれに應じて仕事の分配を受け、然も一定の期間に完製せねばならぬといふ制限を

受けますので、その期間に間に合はねば時間延長までするといふ意氣込でありますから自然能率増進が受刑者間にも役人の間にも普及するに至つたのであります。

第三には、作業の分賦が漸くアベレージされたことであります。御承知の如く今日は極めて不況時代に直面して居りますので僻遠の地に於ては爲すべき仕事すらないところがありまして、作業分賦に極めて困難を感じて居たのでありますが、一箇所に於て大量注文を受けますればその刑務所はむしろかゝる仕事のない場所に多くのものを配賦して之を助けるといふが如き場面が屢々繰返されて居るのであります。

第四に、完製期限嚴守の風が助長されたことであります。刑務所の製品はとかく期限に間に合はぬことで有名であつたのでありますが、右申しました如くに今日の作業は一箇刑務所の作業ではなくて相互扶助の作業となりましたので、一箇所の無責任は自然他に波及するところが大なる關係上各所とも期限の嚴守はその第一の目標とされねばならなくなつたのであります。従つて今日の刑務作業はその點に關する従來の不信用を輓恢することを得たものといふことが出來るのであります。

第五に、官用主義が漸く徹底し、爲めに民業壓迫の聲が減退したことであります。官用主義は大正十三年來の當局の理想でありました。然し、如何にすればそれが徹底するかといふことは未決の問題であつたのでありますが、しかしこの未決の問題は上述數點の解決によつて結論に到達し得る曙光に當面したのであります。例へば、極めて要急なる軍需品製作が従來刑務作業により得なかつたのは期限が遲れるとか、能率が低いとかの關係であつたのでありますが、それらの點が作業統制によつて解決された爲めに今日の軍需品は相當多量に刑務所に於て作製され、従つて個人注文や民間注文が減退した關係上民業壓迫の聲は今日ほど少いことはないのであります。

かやうに、過去一年に於ては刑務作業に必要なる要件が實行の域に達しましたので、その結果はたちどころに收入成績にあらはれ、昭和七年に於ては作業收入實に五百九十餘萬圓、豫算收入を超過すること實に三十三萬圓の多額に上りましたことは過去數年間に於て之を見ざるところ、この勢を以てすれば我等の行刑方針とする所謂作業の自給自足主義は期して俟つべきものがあるのみならず、勞作によつて犯人を敎化し得るといふ信念もあながちに夢想にあらざることを知り得たのであります。

三

かやうに、私の當初の計劃は私本位に觀察すれば比較的良成績であつたのでありますが、私は之を以て決して滿足するものではないのであります。今日の行刑が何故に未だ十分なる再犯防止の效果を擧げ得ないかといふ事を冷靜に考察しますると、長い間の過去の行刑史は囚人の感化万法として他力本願を出でなかつたのであります。即ち、役人が囚人の手を曳いて之を善に導かうとしたからそこに禍根が殘されて居るのではないかと思ふのであります。人の進化改善は他力本願では容易に達せられるものではない。西洋の學者が Self help is the best help

卽ち天は自ら助くるものを助くといふ東洋の格言と同じことを言つて居りますが、人類が發展向上することは自力に待つことが一番よいのであるに拘らず、從來の行刑處遇はこの自力の原理を忘れて居たのであります。

ところが、最近の行刑學に於てはこの自力の原理といふことが非常に重要視されることになりました。かの働かざるものは須らく食ふべからずとか、或は責任觀念の助長とかいふことが行刑の中樞原理となりましたのは結局囚人の改善は自力の原理を中心とせねばならぬといふことが認められた結果に外ならないのであります。

私もこの自力の原理といふことには相當共鳴を拂ふものでありまして、之を利用することによつて囚人の僞善や利己心を除去し、其の自我を認識せしめ小我を捨てゝ大我に生きるの途を知らしめたならば必ずや彼等は善に向ふであらうと信じて疑はないのであります。さやうな關係から私は過去一年の間は自力の原理を基本とする囚人處遇法を制定することに力を濺いだのでありますが、この度漸く之を完成して昭和八年十月二十五日の官報に行刑累進處遇令として公表するのはこびに立ち至つた次第であります。

行刑累進處遇令が今日の行刑學上極めて重要且欠くべからざるものであるといふことは文明國の總て之を是認するところ、殊に一九二九年のプロシヤのそれの如きは最近に於ける模範的なものであつたのでありますが、しかしわが行刑累進處遇令はかゝる泰西の法規を飜譯し追隨するものではないのでありまして、わが國民性を十分に理解し日本人としての國民性に復歸

せしめることをその主眼としたのであります。

だから、わが累進處遇令に於ては特に責任觀念といふことに重きを置き、利己心に走つて責任を忘れるが如き行爲に對しては嚴重なる戒飭を加へることにしたのであります。故に、各階級に屬するごとに各囚人が刑務所長に對して責任を盡すべきことを誓約せしむるが如きは純日本式の考へ方と見ることが出來ると思ふのであります。

しかし、我々は故なく泰西の美點を排斥するものではないのでありまして、この點はかの五箇條の御誓文に宣はせられた如く廣く知識を世界に求めねばならぬことは勿論であります。だから、私は犯罪分類や個性審査に關して科學的考査法を用ゐるところの泰西の方針は努めて之をとり容れてこの新累進處遇の完璧を期せようとして居るのであります。

累進處遇法は、右述べました如く自力の原理を基本とするものであります。けれども、自力の原理は慘忍な社會には生れるものではない。利己的社會に於て期待出來るものではないのでありまして、之を發達せしめるには前提としてそれらの人々を支配する人々が相互愛と弱者を憐むの精神を持つ必要があるのであります。だから、この處遇令が發布實施される曉に於てはプロシヤ司法大臣がその累進處遇令を實施するに先立つて宣言した如く刑務官吏の總てが愛と憐憫の心を十分に持たねばならぬことが要求されるものだと知らねばならぬのであります。

四

更に、私は從來の少年受刑者に對する教育方法に飽き足らぬものがあつたのであります。卽

ち、従來の少年受刑者に對する教育方法は監獄法施行規則に規定されたやうに小學校令による教育に準じて而も非なるものであつたのであります。しかし、今日の教育方法は漸く進化の歩を進め明治四十一年時代の教育方法とは全く趣きを異にしたのであります。殊に、我々は今日の學校教育が社會教育化しつゝあることを否定することは出來ない。又今日の學校教育が漸次勞作教育化しつゝある事實をも否定することが出來ないのであります。然るに、從來の少年受刑者の教育は只讀書と算術とを教へればそれで役目が濟むかの如く取扱はれて居たのであります。けれども、たとひ少年受刑者に致しましても犯人である以上それに對する教育はその第一義として合法的社會生活への復歸を教育の中心と爲さねばならぬのでありまして、少年受刑者教育の困難なる點は合法的社會生活への馴致と智的教育方法との調和を如何にするかといふ點にあるのであります。

この調和を圖る爲めに我々は少年受刑者の教育に對しては小學校教育よりも以上に勞作教育の精神を加へ、社會教育方法を十分に加味する必要を認めるのであります。出來ることなら、最近ベルギーの少年行刑に於て試みられて居るコテージ・システムを前提とする家庭教育より累進して社會教育に至るの方法をも採用して見たいと思ふのでありますが、今日の法規及び財政の點に於ては未だかゝる制度を是認するの餘裕を持ち得ないのでありまして、甚だ殘念ではありますが、許す範圍に於て上述したところの最近の教育上の趨勢を參酌して玆に過日少年行刑教育令を公布して之を實行に移したのであります。

御承知の如く感化の最も旺盛なる時代は少年時代でありまして此の時代に教育感化の全力が傾注せられねばならぬことは最近のイギリス行刑當局がボースタルシステムの擴張に全力をそゝいで居る點に於ても之を認められるのであります。この少年行刑教育令の精神が又かくの如き大方針を藏して居ることは之を閑却すべきでないのであります。

五

我行刑が如斯進化變遷のあとを辿つたのに對して世界の行刑にはさまでの變遷は之を見受けることが出來なかつたのであります。只イギリスに於ては一九三二年に少年法 the Chliren Act に改正が行はれましたが、その改正はわが少年法に比べると誠に遲れたものでありまして、我が少年法では既に少年の裁判に關し之を新聞に揭載することが出來ないことになつて居るのでありますがイギリスではこの改正で始めてこの禁止規定を規定することになつて居りますし、又わが少年法は十八歲未滿の犯人を扱ふのにイギリスでは從來の十六歲を十七歲以下としたのがこの改正の結果であつたのであります。之によつて見てもイギリスの刑事政策は最早我が刑事政策に比しては問題にならぬことが認められるのであります。

しかし、同じ年の出來ごとゝして私は玆にベルギーに於ける社會復歸事務所 Office de Réadaptation sociale の設立を極めて意義の深いものだと思ひます。ベルギーでは一九三一年來例の社會保護法が實施されて、慣習犯人、精神病者等の收容が著しく增加したが當局は之等の者を單なる飼ひ殺しにすることは欲しなかつたのであります。如何に治療し如何に改善することに

よつて普通生活に至らしめ得るかをその目的として立てられたもので一九三二年にはブラッセルにそれが設立されたが追々に他の都市に擴張されんとしつゝあるのであります。

又一九二九年以來一九三三年にかけて二個の注目すべき法律が制定されて居ります。その一は一九二九年のスウエーデンの斷種法 the Bill on the Sterilization であつて、その二は一九三三年七月十四日のドイツの斷種法であります。前者は既に實行に移され後者は明年一月一日より實施されることになつて居りますが、この二つの法律は共に遺傳による惡疾の傳播、犯罪原因の遺傳を撲滅し此の時代の改良の根底を作らうとする爲めであります。卽ち、社會に於ける有害者の子孫を斷絶して優生學的な社會改造を圖らうとするにあるのであります。

私は遺傳病の範圍、斷種による現社會の道德的頽癈等を思ふとき直ちにこの法律の實現が可能なりや否やに躊躇せざるを得ないものでありますが、しかし反面に於て行刑の目的たる犯罪防壓が只に行刑のみによつて期待出來るものではないことも亦事實なのでありまして、それが爲めに行刑の前提として諸種の社會防衛法が考へられねばならぬことは否定するものではありません。否むしろ進んで之を研究しそれと行刑とが相俟つて犯罪防壓に力をそゝぐべきだと確信するものであります。

故に、私はさやうな意味に於ける有力なる材料が我行刑より提供され社會の關心を喚起するに至ることも亦行刑の一職能であることを強く信ずる次第であります。

行刑と知的教養

青木誠四郎

內容

一、行刑に於ける知的教養の當然性
二、知的教養に關する基礎的考慮
三、知的教養に於ける當面の問題

一

行刑の鎭壓的方法は、犯人の處遇を一面的に規定して、矯正の効果をあげようとして來た。併し乍ら經驗が重ねられるにつれてその効果の稀薄な事が明かにされ、又その理論の攻究が積まれるに從つてそれが合理的でない事が知られるやうになつて來たのである。私達は今や犯人の全人格にわたつてさま〴〵の角度から種々なる培ひを與へてこそ、それ等の人々がやがて社會協同生活の一員として生存し得るやうになるのだと云ふことを深くも意識するやうになつたのである。私達が行刑の技術に於て意志を鍛練するの方法を講じてゐるのも、勞作の精神を涵養するために種々なる道を工夫してゐるのも、更にはまた職業的訓練によつて社會生活に適者たらしめる努力を拂つてゐるのも、これを要すれば共にこの人格全般の陶冶をなす一つとし

ての實踐をなしてゐるに過ぎないのである。

かゝるが故にわれ等は受刑者に對してこの社會協同生活に於て適應したる生活を營むに足りる人格の敎養の一面としてそこに知的敎養を與ふべしと考へるのはまことに當然と云はなくてはならぬのである。正木學士が「自由刑の本質がしかく敎育の本質と一致する以上、自由刑に於ても亦受刑者のために知的方面の精神文化を獲得せしめる任務が存しなくてはならない」(註一)とされてゐるのは、この點を指摘されたものと考へられるのであつて、もしかやうな企てと實踐とがなかつたならば私達は行刑が全人格の陶冶をなさうとしてゐると云ふことはできないとせねばならぬ。

かやうな考慮に對して人は或は云ふかも知れない。「受刑者はすでに低しと雖も知的敎養を有してゐるのであつて、すでにこれによつて知的には一般社會生活に支障がなかつたのである。彼等は性格に於ては欠けるところがあるが、知識に於ては欠けてゐない。この上知的敎養を與へる事は無駄である。」と。併しこれは一面に於て事實を省みざる論であると共に、他面行刑のとりつゝある社會隔離の方法を無視した考と云はなくてはならない。だいいち彼等は行刑統計の示すやうに無學の階級に屬するものが少くないではないか。またたとへある程度の敎養があつたとしても、近代學藝のやむ時なき進歩は、彼等が文化的經驗から隔離されてゐる間に大きい歩をとるに相異ない。そしてそのために、社會生活の實際はその間に於いて大きい變化を來すことを豫想することができる。いまもし彼等を文化の孤島に遺棄して近代の學藝の進歩と無關係におくならば、彼等はやがて社會に出づるの日、その眼前に見られる社會生活の形態の意想外なのに殆んど適應し難いことゝなるではないか。獨逸行刑草案が「短期三箇月以上の刑に處せられたる受刑者に對しては、最も重要なる日常の事件に通曉せしむべし」とし、その手段として新聞、報告書、口授の方法をあげ、その理由として、「若し自由の剝奪の結果招來せられる外界からの閉鎖に因つて受刑者――特に彼が比較的長期の刑に服する場合において――をして社會生活から疏遠ならざらしめんとするならば、彼に對して最も重要なる日常の事件に通曉するの機會が與へられねばならぬ。況や特に行刑の任務の一が受刑者に對して社會の復歸を準備するものなるにおいてをや」と云つてゐるのは、單に社會情勢を知らしめると云ふのみの意味にとれ易くて尚遺憾の點がないではないけれども、その趣旨とするところは私達の傾聽すべきものを有つてゐるのである。

かやうにして私達は、受刑者の文化から隔離されてゐるために生ずるであらう知識の欠陷に對してその敎養を必要とするのではあるが、その當然性は、單にかゝる點に止るものではない。私達は次に受刑者の知的世界の形態について注意しなくてはなるまい。彼等にはその過去の境遇に煩はされた知識敎養の不完全がある。さきにあげたやうな無學の階級に屬すべきものの著しく多いのがその一である。時にはこれ等のためにさへ犯罪はなされ得るのである。ここに知的敎養の必要が考へられる。けれども彼等の知的世界の形態の不完全なことはこれに止らない。彼等に於ては果してこの社會協同生活の意義が理解されてゐるのだらうか。法律

は彼等を保護するためにありとする觀念を見る如きはこの間の消息を私達に示すものであつて、これ等は勿論行動の實踐的訓練を必要とするのではあるが、一面には知的の訓練によつてこれを理解せしめ、自覺を與へる事を忘れてはなるまい。私はこゝに も行刑の意味から考へて知的教養の必然性を感ずるのである。

私は知的教養の當然行はるべき理について以上の如く考ふるものであるが、こゝに更に一層その當然さを感ぜしめるものは、作業訓練と離るゝことのできない、その職業に關する知識を培ふための知的教養である。いまもしかゝる教養を忘り、ために、その職業に關して必須と云ふべき種々な知識についてこれを知るところがなく、更には、これを基礎としてその上に修養を積み、職業についての研究をなさうとする意欲に欠けるやうであつたなら、受刑者はたとへ勞作に倦くなきものであつても、よき職業人として、世にたつことは、困難と云はねばならないのである。

かくて私は、受刑者をして社會の文化的進歩に遺棄せられないやうにするためにまた職業に於て必要とする知識に欠くることなきために、更にまた過去の教養の欠陥を補ふために、これを換言すれば、彼等が人として、人格の知的方面に於て、欠陥なからしめるために、知的教養を欠くことができないとするものである。私はこれを以て教育刑の當然の歸結と信ずるものである。

註

一、正木學士、行刑の諸問題、第一七〇頁

二、木村學士、行刑上より見たる刑罰の本質、刑事政策の諸問題、第六七頁による

二

かく、行刑に於ては受刑者の人格の全般的な陶冶をするために、種々なる方面に就ての訓練をなすのであつて、私の當面の問題たる知的教養もその一つとして必然の位置を與へられてゐるのではあるが、然らば私達はいかなる考慮の下にその實踐を企つべきであらうか。

すでに述べたやうに受刑者は文化の孤島に遺棄されてはならない。またその過去の教養上の欠陥は補充されなくてはならない。併し乍らこれ等の知的教養はどこまでも受刑者をこの現實の社會生活に適つてはならない。更にまた職業についての知識に於て欠くるところがあつてはならぬ。(註一)この現實の社會に適應せしめんがためのものでなくてはならぬ。私達が實際の社會で何程のアカデミックな知識を必かく高いことを必要としないのである。また何程要とするかを見れば、そこにはしかく高いものを要しないことが知られるであらう。

の新らしい科學的知識を必要とするかと云へば、それは實生活に則したる著明なる事實についてに止るのである。徒らに高く、また徒らに細密な、しかも實生活に緣遠い知識はこれを必要としないのである。勿論高き知的教養と雖も、高きが故に人格の發展を害することはあり得まい。その意味に於いて高きを妨げはしないのである。併し受刑者は一面その生活能力を得るために重要な關係ある作業に從事しつゝあるのである。その一日の多くの時間をこれに割かなくてはならないのである。從つて私達は、この種知的教養の著しく高きに至らしめ得るに足りる程の餘裕ある學習の時間を有つてゐないのである。更にまた知的教養の基礎たる素質をなす

智能は受刑者に於て一般にやゝ低いことを豫想しなくはならない。(註、二)かゝるが故に、比較的程度高からざる社會必要性とその實踐性とを標準とすることは、最も當を得たものと云ふべきではあるまいか。いまもし、必要なき高尚なる觀念的知識を授けることに力を注ぎ、ために必要ある實踐的知識を學ばしめるに、足りないとしたならば、私達は何のために知的教養をなすのかを疑はないではゐられないのである。從來往々見られたやうな、少年刑務所に於ける學育の教科として、漢文や代數を課しつゝ、しかも簡易なるまた日常生活に必要な知識については理解と練習の機を與へることの不十分なる如きは、迂遠にして知育の目的を忘れたものと云はなくてはならないのである。この意味に於て大正十二年六月二十三日附の行刑局通牒は、これを再讀すべきものと云ふことができる。(註、三)

以上は知的教養の程度に關する考慮である。次に私は、その内容について若干の考慮を拂つて見よう。

今日世に行はれつゝある成人教育は、その學校教育の外にある人々の教養の任にあたつてゐるものであつて、こゝに見る行刑上の知的教養とやゝその趣を全じくするものがある。こゝにいまその内容としてあげられるものを見ると、(1)公民的陶冶、(2)思想、宗教、藝術的陶冶、(3)科學的知識の教授、(4)體育、衞生教育、娯樂教育、(5)職業教育及生活の教育がその主たるものである。(註、四)而してそのうち今日のこの種教育に最も多く内容としてとり入れられてゐるものは公民的教養と職業に關する知識の教養とである。かゝる實情は社會一般の情勢によるものと見られるのであ

つて、私達が行刑に於ける知的教養の内容を考慮する上に大切なものを示唆してゐると云つてよい。

おもふに、受刑者の知的教養の内容は、その程度と共に社會の實情に則し、特に受刑者の將來の生活に於ける要求に合しなくてはなるまい。その意味に於て最も肝要な内容となるものは、職業生活に必要な知識である。これを徹むべくんば行刑によつて彼等が社會にあつて實務に從事して生活してゐる場合に於けるよりはより秩序的に最近の進歩した諸種の實業的知識が授けられたならばと思ふ。もしこれができれば彼等のもつ半面のハンディキャップが多少ともこれによつて補はれると云つてもよいのである。これを例へば農業に從事すべきものに對して最近の農業の傾向を語り、有利なる農業經營法を教へ、作物の栽培についての新らしい知識を與へるが如きこれである。私はこの點に於てクラウザーの報じてゐるやうなソヴェットの勞働教育の方法に多くの參考を見出し得ると信ずるのである。(註、五)

社會への適應を目途して、知的教養をなすとき、その内容としては、職業生活の進展に資するものを第一とすることは、當然のことであるが、次の内容としては、さきにその必要性を考慮したのに從つて、公民的知識並社會生活の形態を變化しつゝある著しい科學知識が授けらるべきことは云ふまでもない。而してこれ等の内容は決して單なる形式的知識の傳達に終つてはならない。社會の動きと變化は如實に語られ、示され公民的知識は實踐への契機を充分にもつやうな眞の理解にまで到達させられる内容を有つてゐなくてはならないのである。

凡そかくの如きを目指す場合には、その教養の方法に於て充分の攻究が必要である。この點に於て、エルマイラ感化監の教育計劃豫備報告に見ゆる教育方法にプロヂェクトの方法を採用してゐることは、注意するに價するだらう、(註、六)こゝではすべての知識は社會事實に則して、受刑者の自發的攻究をその主なる原理として採用してゐるのである。今日私達の刑務所に於てこれを直ちに用ひる事は、不可能に近いであらう。併しその自發意志を職業生活乃至は社會生活に於ける興味に求め、まづ受刑者自らの意志によつて學ばしめる方法をとらうとする事は、今日の行刑のともすれば陷り易き受動性に見て、甚だ大切なこと、云ふべきではあるまいか。更にまた、歐洲諸國に於ける產業教育に映畫を利用してゐる方法の如きも重要な示唆を與へるであらう。(註、七)現代に於て最も進歩した、また効果的な教育機關の一つは映畫である。私達は今日行刑に映畫を利用してゐるのであるがこれは多く情意生活の陶冶に資しようとしてゐるのである併しこれはまさに知的教養に利用されなくてはなるまい。こゝにも私達はこれによる受刑者の興味による自發的な求知の傾向を刺戟しこれによつて彼等の他動的生活を轉向し得る道を有つてゐるのである。

これをいづれにしても、私は知的教養のとるべき方法として、受刑者の自發活動を誘起する方法を工夫するの要を切實に感ずるものである。知識獲得の第一歩は、その知識に對する自發的の意欲だからである。たとへ知的教養を與へる事を目的としても、形式一遍の講演などによらうとするならば、結局受動的となり、彼等を知的教養の物倦さのために、知識から逃避させるに至

ることを豫想しないではゐられないのである。

以上の如くして私は、行刑に於ける知的教養は、その程度に於ても、その內容に於ても現實の社會生活への適應を目標とすべきであつて、そこに社會必要性よりの考慮を必要とするのであるが、その方法に於ては、でき得る限り受刑者の自發性を誘發するが如き道をとらねばならぬと信ずるものである。

これを現に行はれつゝある、わが行刑の知的教養の方法に省みたならばいかゞであらうか。私達は看讀書籍の多くに於て動きつゝある社會の、また進みつゝある職業生活の特殊知識を窺ひ得るであらうか、それよりも讀書すると云ふ方法を主たる知的教養の方法として採用する今日の行刑は批評に値しないであらうか、更には、それをよしとするも、讀書による知的教養を何等かの娯樂と解し、これを賞遇視しこれを以て社會適應の一方途として行刑の欠くべからざる一方法と見てゐない感がありはしまいか。私はこゝに問題とさるべきものゝあるのを見るのである。

註

一、たとへば、數量生活などについて必須の社會的知識は著しく程度の低きを以て足れりとするのである。この事について私は、新聞紙に現るゝ數について調査したのであるが、その範圍は、著しく狹少である。拙著算術教材の社會性に關する調査、教育、一ノ四(昭和八、七)第三二頁

二、一般に犯罪者の智能が普通水準より低いことはすでに多くの研究がなされてゐる。

例へば、高瀬學士受刑者に對する知能檢査の結果、心理學論文集(二)第二八三頁

三、大正十二年六月二十三日司法省行刑局甲第九四七號の通牒に、「教化ノ目的ハ普通國民トシテノ人格及知能ヲ啓發スルニ必要ナル範圍ヲ以テ限度トシ、徒ニ高潔ナル人格幽遠ナル智能ノ完成ヲ期待スルモノニアラズ云々」(正木學士、行刑上の諸問題第一七三頁による)

四、小尾學士、成人教育(並に勞務者教育)岩波、教育科學第四九頁以下

五、Crowther,J., G.Industry and Education in Soviet Russia.

六、エルマイラ感化院に於ける教育計劃の豫備報告。刑政、第四十六卷、第九號及第十號

七、中田俊造歐米諸國に於ける最近の農業教育施設に就て、教育、第一卷、第七號、第四五頁以下

三

私は以上の何き基本的な考慮の下に知的教養をなすべきものと信ずるのであるが、これを今日のわが國行刑の實際に當面してゐるところから見るに、一般に少年行刑にあつては、これ等の考慮がやゝ深く拂はれてゐると云つてよいと思ふ。現在各少年刑務所に於て比較的多く行はれてゐる職業訓練の施設は、その體系的な專門的知識を實技の訓練と共に與へてゐるのであるし、更に無學のものにも、一般的知識の不足するものにも學科教授の制度がありその間に公民的知識も授けられてゐるのであつて、その企圖は一通り實施されてゐると云つてよいのである。併し乍らその實際の狀態について見ると、尙そこに多くの問題の存するものある事を知ることができる。

まづ、こゝに行はれる職業訓練による職業的知識についての教授は、その及ぶところ受刑者の一部に過ぎないのであつて、その他のものは依然としてその教養を與へられて居らないのである。これは極めて遺憾の事と云はなくてはならないのであつて、私達は少年の將來の職業を考慮してその訓練にあたる場合、そのすべてに於てこれにその知的教養を怠つてはならないと信ずる。そのためには、單に學科教育の制度を小學校に對する事なく、獨自の立場にあつて、實業的知識の教授をなし得るやう教育制度を組織してなくてはならない。かく少年行刑に於ける知的教養は現在の偏つたゆき方をより一層一般的となすための工夫を必要とするのであるが、それと共にその教養方法については、より一層多くの工夫と努力とを必要とするやうに思はれる。こゝにも行刑に於ける知的教養に關した獨自の技術的研究がなくてはならないのである。彼等は兒童ではないのである。單なるアカデミックな知識には興味を有たないのである。そこに多くの問題があるのである。

これ等は少年行刑に於ける知的教養についての問題である。こゝでは私達はその實施の方法について問題を有つと云ふに止る。併し乍ら成年者の行刑について見ると、そこには知的教養の糧として僅かに行はれる職業訓練による知的教養、雜誌「人」による社會情勢の報導と產業知識の傳達、特に考慮されてゐる刑務所に於ける無學者の教育の外は殆んど省みられて居られぬと云つてよいのである。

かやうな狀態の因つて來るところを見るに、こは企てあつて實施をすることができないと云

ふのではなく、實施を企劃せしめる思想の根柢がすでに欠けてゐる點にあるのではないかと考へられる。この欠除を成してゐるものはさきに述べた知的教養不必要論がその第一のもので知育の可能性に對する否定がその第二のものである。そこにこれ等の思想から、知的教養の企てられざる理が存してゐるのである。

けれども、さきにも述べた如くその不必要は根據なき論である。だいいち少年に必要なりとされるものが何故に成年に不必要であらうか。成年受刑者にも無學はある。公民的知識の欠陥が豫想される。長い刑期のうち文化に接してゐないのである。正木學士が「教育と年齢との關係は……廣い意味に於ける人格の修養に對しては無關係でなくてはならぬ」とせられてゐるのは、尚一層廣い意味で右の關係をよく示されてゐるものと思ふ。私はこゝに成年者の行刑にあたる當事者の反省を求めたいと思ふ。

右はその不必要論の無根據についてゞあるが、成年者に知的教養を與へる可能性について人は次のやうに疑ふ。曰く、「彼等はもはや新らしい知識を獲得し得る知的能力が衰へてゐる。だからこれを行はうとするも不可能である」と。併し、乍らかく放棄するはあたらない。この問題については多くの研究がその然らざるを實證してゐるのである。ソーンダイクは、これ等の研究を集成して一書をなしてゐるのであるが、これによれば、成年者に於ける學習の能力は勿論青年と仝等ではないが決して學習を進める能力が欠けてゐるものではない。殊に智能高きものにあつては、年齢五〇にして尚少年時代と異らない能力をそなへてゐるとしてゐる。受刑者は

その智能に於て秀れてゐるものとは云はれない。併し乍ら、低きものに於ても四〇歳までの能力の低下は勘く、五〇歳にしても尚進歩は認められるのである。私達は成年受刑者に尚教養可能性の存することを信じこれに教養を與へるの努力をやむべきではないのである。

かやうにして、成年受刑者に對する知的教養を躊躇するの理はいづこにも存しないのである。私はこゝに從來の看讀書籍による極めて消極的な知育を存すと云ふに止らず、進んで或は映畫によつて産業的知識の、教授をなす方法を考へ、或はこれによつて社會情勢を知らしめる方法を講じ、時には公民的知識を會得せしめる機會を與へ、更には受刑者の將來の職業生活に從つて、その進歩しつゝある專門的知識を與へる事は喫緊の事と信ずるのである。映畫の利用の如きが、たゞ情意の教養の方面にのみ向けられて來たのは、その眞の利用として不充分と云はねばならぬだらう。

私はかやうにして、今日の行刑に於てその人格陶冶の一面としての知的教養をより一層力強く行ふことが、その全般の効果をあげる上に忘れられてはならないと信ずるものである。

註、

一、雜誌「人」に於ける産業知識の掲載は、近時行はれた同誌の改革として快心なことの一つである。

二、例へば、大阪刑務所に於ける朝鮮同胞の無學者に對する國語の教育の如きはその一つである。

三、正木學士、行刑上の諸問題第一七二頁。

四、Thorndike E.L. Adult Learning. Newyork, 1928, PP.16.

矯正図書館

統計上より見たる累犯處遇（其の一）

内山隆治

改善不能者の冠詞を附せられたる累犯者處遇こそ今後の行刑教育の中核をなすものであると思ふ。それは刑罰の特別豫防作用換言すれば教育刑の窮局の目的は累犯の防止にあるのであるから、教育刑の最後の意義を有し且至難なるは累犯者の教育であらねばならぬ。今や「累犯者救ふ能はず」との言に私等は耳を藉すことの出來ない程、逼迫せる當面の事實に遭遇して來たものである。

我が統計年報に依れば累犯者と初犯者との比率が十年一日の如く減少をも示さず、却て收容者の數的增加を見たる現在に於ては、累犯者の著しき增加を來せるものなりと見ることを得る。それ故に學者の教育刑に於ける一失敗なりと指摘さるゝ所私等の一考を煩さゞるを得ざるに至つたものではあるまいか。然もその比率は初犯者の四〇%に對して累犯者は實に六〇%を示す事實たるに於いては、初犯者に對する處遇の研究の重要なると同時に

(一) 研究範圍
(二) 再入者調査一般
(1) 累犯の再轉卵期
(2) 累犯の都市集中の傾向
(3) 再犯時に於ける年齡
(三) 前刑時に於ける行刑成績
(1) 改悛狀態
(2) 前刑時平均刑期
(3) 作業賞與金
(4) 習得技能
(四) 前刑釋放時に於ける保護狀態
(1) 保護種別
(2) 釋放時に於ける生活豫定方法と犯罪時生活方法

(一) 研究範圍

累犯者處遇上今一層の最大關心を以て研究を必要とさるゝ事情にあり、就中殆んど凡ての刑務所で其拘禁區分として初犯者と累犯者とを收容するに於いては、尚更累犯者處遇の疎せられることに再考を要するものであると思ふ。（註）

註　第三十三行刑統計年報一四頁（百分比）

年次 / 犯數別	昭和六年	〃五年	〃四年	〃三年	〃二年	〃元年	大正十四年	〃十三年	〃十二年	〃十一年	平均
(男) 初犯	40.7	40.3	38.9	38.4	40.8	41.7	41.1	40.0	39.2	39.2	40.0
(男) 累犯	59.3	59.7	61.1	61.6	59.2	58.3	58.9	60.0	60.8	60.8	60.0
(女) 初犯	69.7	69.2	68.7	66.9	68.9	64.8	65.7	64.4	66.7	67.9	67.3
(女) 累犯	30.3	30.8	31.3	33.1	31.1	35.2	34.3	35.6	33.3	32.1	32.7

私は飜つて累犯者のみを拘禁區分としてゐる巢鴨刑務所のその成績を調査して一般累犯者處遇に及ぼして見度いと思ふ。當所に於いて塵埃の中に積まれた前科身分帳それは私等に對し大なる注意を喚起させる。その冊數を調査したる結果左の如き數字を示せり。

自大正十二年至昭和七年（昭和八年七月三十一日現在）

年別 / 事項	大正十二年	〃十三年	〃十四年	〃十五年	昭和二年	〃三年	〃四年	〃五年	〃六年	〃七年	平均	百分比
出所者總數	1,166	1,089	791	1,036	1,277	1,291	1,112	1,135	1,262	1,168	1,132	100.0

但出所者總數には逃走、死亡他刑務所への移送を除く

不再入者總數	455	341	235	345	460	419	352	394	489	530	402	35.5
再入者總數	711	748	556	691	817	872	760	741	773	638	730	64.5

この調査の結果に依りて私等は力強い光明を累犯處遇の上に投げ與へられたことを釋放成功者の眞の努力に感謝せねばならない。十ケ年平均不再入者三五%五の成績は累犯者として更に其の上常習的犯人の不再入率は大なる示唆を與ふるものであると思ふ。

累犯者の再入原因として社會的環境を重視せねばならぬことは勿論なるも、個人的なる原因に依存することも亦勘なくない。そこで私は累犯者には常に社會的危險性が存在すると云ふ考へ方を拭ひ去つて、もつと突き進んだ社會の關心換言すれば社會の保護を與へること、受刑生活に於ける累犯者の處遇に於いて社會惡環境に耐え得られるだけの準備行爲たらしめる樣にし、且他面現在の社會に適應せしめるだけの自制心を育むの修養を積まして行き度いと思ふ。(註)

註　坂本判事　法曹會雜誌五の九
　　植村檢事　犯罪心理の基本的研究と犯罪性保持者の應化
　　範疇一四一頁以下

そこで私は暫く統計上研究の範圍を限定して見度い。そしてその範圍は最近（昭和七年七月より昭和八年七月迄）再入せる所謂累犯刑務所たる當所を釋放せる者にして更に失敗を繰り返したる一千名に對し如何なる點に失敗に至る素因ありしや、換言すれば過去の行刑に於ける或は釋放後の保護の欠陷の探索に務め、飜つて五年以前に釋放されたる者にして、再入せざる所謂今後例へ犯罪に陷ると雖も準初犯として取扱はるべき行刑上或は個人的な原由あるにもせよ、成功者と見るべき千名に對し其の素因の發見に努力し、更に兩者を對比せしめて今後の處遇上に於ける何等かの參考に資し度い。

(二)　再入者調査一般

(1)　釋放者再入期間

所謂累犯者の再孵卵期に關するものにして初犯者の孵卵期と比較し其の對比を求むるとき、累犯者再入期間の成績如何を具體的に知ることを得るも玆には單に累犯者

にして其後再入せる者のみにつき調査した。

累犯の孵卵期は社會への融和せざる危險性の著しき過渡期とも稱し得べき時期にして、累進制度上の中間刑務所或は最上級の性質、特に其の內容たる期間を如何に構成すべきやの問題に大なる關係を有するものであつて、更に組織體系ある累進制度を有せざる我國の現在に於ては特に釋放後の保護方法如何に關して重要なる示唆を與ふるものである。(註)

註　正木書記官行刑上の諸問題二四頁

再入期間を調査したる結果次の如き數字を得た。

再入者千名の調査（釋放日より犯罪時の間）

再入期間	1月以下	2月以下	3月以下	6月以下	1年以下	2年以下	5年以下	5年以上	總計
再入者數	37.3	99	82	129	114	103	73	77	1,000
總數に對する百分比	37.3	9.9	3.2	12.9	11.4	10.3	7.3	7.3	100

以上に示すが如く釋放後一ケ月以內に累犯に再入せる者三七%三の多きを示したるを考ふるに、ミツテルマイヤーが孵卵期は通常釋放後一月乃至二年とされるに比較するとき、當所に於ける孵卵期は一年以下（七四%七）と見て差支なきものにして、著しく孵卵期間を低下してゐるの狀態である。然して更に之を六月以下に求むるとき六三%三にして尙過半數を占むるものにして、調査人員總數に對する再入期間積年數を求むるに、一、五四〇年にして平均孵卵期間は約一年六月となるも、此調査人員は當所釋放者にして他の刑務所に再入せると當所に再入せるとを問はず、從つて準初犯者なるや否やに關せざるものである。それ故に五年以上の準初犯者七七名を除外して考察するに、換言すれば累犯者として法律的取扱を受けたる者のみにつき調査するときに、九二三名の再入期間積月數九、二五二月にして平均十ケ月を示す。其れ故に私は再孵卵期間を一年以下と決定した。其の釋放者の多くが一年以下にして再入するの原因につき更に一步を進めて探索を進めて見度い。

(2)　累犯の都市集中の傾向

所謂前科者の都市集中の傾向は一般學者の認むる所にして統計上亦其然る事實に示すものである。同期間に於ける入所者數につき調査するに次の如き結果を得たり。

新入者總數	當所釋放者にして當所再入者	他刑務所釋放者として移入者を受けたる者
2,526	645	1,508	364

一般的犯罪現象が都市に於いて多き以上に、累犯者もつと廣く云へば前科者の都市集中の傾向を當所新入者のみにつきても示せるものにして、更に私は當所釋放者にして同期間に於ける再入者内譯「當所に再入せる者」六四五名に對し「他刑務所に再入せる者」換言すれば釋放後地方に流出し再犯に陷りし者僅かに三五五名を見るのみにして、當所に再入せる者は優に六四%五の過半數を示し、當所釋放者のみにつきても都會に於ける累犯率の多きことを見る。

更に他の刑務所を釋放せられたる者にして當所に累犯者として再入せる者は、新入者總數に對し五九%六を示し「當所釋放者にして當所に入所せる者」は二四%四にして地方刑務所を釋放され就職保護其他の關係より容易に前科を知られ得る村落を逃れ、都會にて生活を求めんとし却つて犯罪に陷入れる者多きを見ると思ふ。(註)

註一　山岡博士刑事政策學四〇九頁には「道德若くは善良な風俗は都會の住民に於けるよりも、一層地方の住民に於いて保持する」を以て都市集中の原因なりとせらる。

二　島氏刑事政策學大綱一二八頁以下には「地方人が鄉土を捨て、其の健全な環境その正常な生活を離れて健康にも道德にも不良な都市へ來るときは犯罪の見地からしても憂ふべき一の社會問題である」と云はれてゐる。

三　小野數授刑事學(昭和六年度東大講義プリント一二八頁)

四　當所釋放者にして他刑務所に再入せる者を再入刑務所別にすれば次の如し。これに依りても尙都會地を中心とした一帶に犯罪率多きを知る。

横濱	五二	千葉	三七	大阪	三二
浦和	二五	靜岡	一五	水戸	一五
豐多摩	一四	小菅	三	其他	一一七

前橋　三一
宇都宮　一四

五　入監者と人口との割合累年比較(第三十三行刑統計年報一二頁)に於いて主たる都會と、村落地方各五ケ所の府縣に依りて見るに、玆にも都會に於ける一般犯罪率の多きを見る。

(人口十万人に對する歩合)

府縣名	東京府	大阪府	廣島縣	愛知縣	兵庫縣	栃木縣	新潟縣	鹿兒島縣	山形縣	岩手縣
入監者數	271.5	268.6	245.2	238.5	229.5	89.4	82.4	82.3	73.3	47.7

これに依りて私は先づ兎角困難なる事情の伴ふことあるも歸農の方法を計らしめ度い。不自然な文化生活を去つて清淨な村落に保護の確實と共に更生の道を採らしめ度いと思ふ。

(3) 犯罪年齢

注意と思慮とに富める青年者にして却つて再入せる者多きかは次の結果によりて證明され得るものである。

入監者數	二十歳以上二十五歳未滿	二十五歳以上三十歳未滿	三十歳以上四十歳未滿	四十歳以上五十歳未滿	五十歳以上六十歳未滿	六十歳以上七十歳未滿	七十歳以上
8	287	424	173	86	20	2	—

然して平均年齢は三四才八にして四十才迄の再入者は七一%九の多きを見るものにして、大いに私等の再考を要すべきものである。就中其多くが獨身者なるに於いては容易に前科の箔を有することに依りて、自己の生活に陷り易く且家庭との融和を欠く虞充分なるものにして、玆にこれ等の青年受刑者の家庭生活への復歸、或は家庭の形成を講ずべき必要あること痛切に感ずるものである。

待ち詫びる妻子への愛情、一家に對する責任感により て更生の道を辿らしめることは、結局彼が自棄の生活より希望の生活に入るの端緒ともなるべきものにして、且他面それを誘ふこれら勞働能力を有する青年者に技能を與ふること、とりわけ受刑生活に於て最も適切に授職手段の方策を講ぜられることを必要とするものである。

(四) 前刑時に於ける行刑成績

(1) 改悛狀態

種別	有	稍有	難認	無	總計
人員	47	153	297	503	1,000

右の結果を考察するに勇敢にも改悛の狀なしとして釋放し、司法警察上要視察人として警察官署に委せたる者五〇%三の過半數は何等の改悛助長の機會も保護方法も與へられず、日夜警察の眼に追はれたるものなることを遺憾に思ふ。更に私は稍有以上二〇%に對し刑務官の單なる抽象的主觀的なる判定なるか然らずして、刑務官の認定に誤なき限り何故にもつと多くの社會的救助を與へ得ざりしかと思ふ。

(2) 前刑時に於ける平均刑期

前刑時と再犯時に於ける刑期別次の如し。

刑期	3月以下	6月以下	1年以下	2年以下	3年以下	5年以下	10年以下	10年以上	總計
前刑時	17	48	379	409	93	40	16	0	1,000
再犯時	8	47	289	417	150	73	18	1	1,000

前刑時に於ては一年以下の短期刑は四四%四を示し、後述せる如く再入者平均入所度數三入にして尙此の結果を見たるは何を私等に敎ふるや。殊に平均刑期を調査するに前刑時の積年數一、五三三年九月にして平均一年六月なるに反して再犯時に於ける積年數一、八〇九年二月にして約一年九月平均となる。從つて再入者はその再累犯に依りて僅かに三ケ月のみ加重されたるものにして、單に犯罪事實のみにとらはれ、犯罪人の危險性の如何に量刑の標準を置かれざりしことを遺憾とする所である。

玆に私は裁判と行刑とは實に唇齒補車の關係にあると云ふ以上、裁判官に對し裁判の個別化科學化をこの數字に依りて提言したい。

更に私は累犯防止の手段として出來るだけ早く不定期制度の確立を望んで止まない。(註)

註 第九回國際刑務會議に於いては重大なる犯罪のみならず各種の輕罪に關し社會に對し感動を與ふること微穩なりと雖も、社會生活上日々斷へざる不安を與ふるものなりとの理由によりて、社會生活の諸法則に從ふことの傾向を顯はすに至る迄不定期刑の制度を認めんとし「不定期刑の制度は刑罰個別主義の結果にして社會防衞の最有效なる手段なりとす。各國の法律に於いては不定期刑に刑期の最大限度を認むべきや否や、及之を認むべきとすれば其場合如何を定むべし。然して各場合に於いて國情に鑑み執行上適當なる斟酌を以て假釋放の保障を與へ、且之に關する細規を設くることを要す」と決議された。

(3) 前刑時に於ける作業賞與金

(a) 作業賞與金の一性質として釋放後の生活資金とさるゝことには異論なき所である。作業勞働に依る自立獨行の精神を養ふと同時に、其獲得したる賞與金は彼の經濟的復皈を容易ならしめるの資ともなるものにして、如何なる資金を以て其の經濟的復皈を容易ならしめるやにつきては、個人的事情地方的事情等如何によりて異り一律に決定すること能はざるものなるも、就中受刑者の殆んど凡てが無產者なるの現狀に於ては、尠なくとも就職し得るの期間生活を支ふるだけの資を必要なりと考ふ。

從つて現在經濟不況に於いては最少限度二三ケ月乃至六ケ月程度の生活を支ふるの賞與金を得て釋放さるゝことを必要なりと考ふ。(註)

第三十三行刑統計年報三二頁

註 新受刑者の資產の有無別百分比

年次	昭和六年	〃五年	〃四年	〃三年	〃二年	〃元年	大正十四年	〃十三年	〃十二年	〃十一年	平均
有資產	0.5	0.7	1.0	0.6	0.5	0.7	0.7	1.3	0.9	1.0	0.8
稍有資產	3.0	3.2	3.2	4.0	3.7	4.8	5.0	5.3	6.1	6.9	4.5
無資產	72.6	73.1	74.2	75.6	74.2	75.4	74.0	75.5	74.3	73.4	74.2
赤貧	23.8	22.8	21.3	19.6	21.5	18.9	20.0	17.8	18.3	18.6	20.3
不詳	0.1	0.1	0.2	0.2	0.1	0.2	0.3	0.2	0.5	0.1	0.2
合計	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0

賞與金額次の如し

無きもの	1圓以下	1圓以上	2圓以上	5圓以上	10圓以上	20圓以上	30圓以上	50圓以上
122	34	69	179	186	177	87	77	69

玆に二ケ月の生活費最少限度二十圓と假定するとき玆に二十圓以下は七六%七を示し、其の過半數は生活不安の裡に釋放され到底社會生活に伍すること能はずして、落伍者の運命に陷り再入せる者と見ることを得。然して一人平均額は一七圓七四錢にしてこの點より見るときは何等支障なきものなるも、前述の如く短期刑多き結果前記二十圓以下の者の率多きを見るに至つた。更に之を細別すれば、

(b) 五十圓以上の再入狀態

裕に二三月以上の生活費を得ながらにして就職不能或は就職し得たりとするも、其他の保護方法に於いて欠くる所ありしに依り再入するに至りたる者六九名につき、主として保護方法と再入期間とを調査したるに次の結果を得たり。

保護方法	単獨釋放	保護會	家庭	其他	計
人員	33	22	14	0	69

再入期間	一ヶ月以下	六ヶ月以下	一年以下	一年以上五年以上	計
人員	20	23	12	9	5	69

右の如く何等の保護方法をも與へられずして單獨釋放せる者約四八%を示し、再入期間六月以下は約六二%の多きを示す。比率を求むるに僅少なるを以て正確を期することを得ざれども得たる賞與金は遊蕩の資に費消、或は無爲徒食其の結果による傾向は推察し得るものにして完全なる保護を要することの急務なるを知る。

(c) 作業賞與金を有せざる者の再入狀態

酬つて作業賞與金を有せざる者、不明の者を除き二一五名につき調査するに次の如き結果を得た。

保護方法	單獨釋放	保護會	家庭	其他	總計
人員	70	26	7	12	115

再入期間	一ヶ月以下	六ヶ月以下	一年以下	一年以上五年以上
人員	27	30	17	29	12

玆に於て私等は作業賞與金を有せざるものにして、却つて五十回以上を有するものよりも比較的成績良好なる反對現象を見るも、畢竟決意固き生活は誘惑に陷り易き條件の多きものよりも結果可ならんと思ふ。

(4) 習得技能調査

再入原因はまた前刑當時に於ける習得技能にも大なる關係を有するものにして其調査の結果は左の如し。

技能と見るべきもの	洋裁	印刷工	木工	鍛冶工	左官	纏師	大工	竹細工	其他	合計
人員	128	87	74	36	13	12	7	8	10	375

單なる勞働思念滿のもの	鐵工	轉工	紙細工	葦大小工	人夫	官傭夫	其他		合計
人員	109	155	76	97	34	38	116			625

然して有技能者として看做さるべきものにありても細目に於いては有技能者となされざるものあるも、一應有技能者と見て將來釋放後に於いて、生業の基礎となり得べき作業に前刑時に從事したるもの三七%五に對し單に勞働思念の涵養となるべき輕作業等に從事したる者は六二%五の多きを示してゐる。これ畢竟勞働意慾のみを助長すべき作業に從事したるもの、現代の經濟社會に處するに困難にして、且從つて生活の不安を來し更生の道に進み得ざるの證左なりと考ふるものである。

更に私は我が行刑統計年報の示す職業別百分比を見度い。農業從事者の著しき低減即ち大正十一年に於ける一四%九は昭和六年に至つては僅かに九%五となり、益々犯罪者の離村の傾向を來し、之に反して無業者の大正十一年に於ける一七%四なるに反して、昭和六年に於いては三一%二の著しき累加を來したるに注意せざるを得ない。前者は前述都市集中の傾向に於いて見たる如き累犯者の保護は環境の許す限り歸村の方法を講じ、後者は玆に說明を要すべきものにして、受刑中の就職作業如何に關する重大なる問題である。(註)

註 第三十三行刑統計年報(新受刑者の職業別百分比累年比較)三四頁

職業別＼年次	昭和六年	〃五年	〃四年	〃三年	〃二年	〃元年	大正十四年	〃十三年	〃十二年	〃十一年	平均
農業	9.5	9.6	9.5	10.5	10.3	10.8	10.9	12.0	13.1	14.9	11.1
工業	22.5	27.6	27.2	28.8	28.3	27.3	27.7	27.0	27.5	25.3	27.0
商業	17.9	15.6	13.2	15.4	16.3	17.3	16.9	17.3	18.2	18.2	16.6

公務自由業	3.6	5.4	7.4	4.9	4.0
其他ノ有業者	14.4	14.5	17.4	18.7	18.6
無業者	31.2	27.0	25.2	21.7	22.4
合計	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0

	3.8	3.9	4.1	5.6	5.8	4.9
	18.8	18.7	19.7	17.5	18.4	17.7
	22.0	21.9	19.8	18.2	17.4	22.8
	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0

(四) 前刑釋放時の保護狀態

(1) 保護種別

保護種別	單獨釋放	保護會直接收容	〃 間接保護	家庭其他の親族	知人其他
人員	608	124	73	169	26

(a) 單獨釋放者が約六〇%八の比率を示すが如きは、如何に釋放者保護に對し思念の疎せられ厄介拂ひの爲か又は保護の救助を拒絶したるに依るものならんも、今少し受刑者の釋放に際し關心を持ち溫情の救助を與ふるこそ「行刑の翌日」に進み行く者に對する刑務官の最後の義務なりと考ふるものである。

獨乙行刑法草案第二四〇條には「釋放者保護事業は國家及社會の共同事業とす。且釋放者保護の目的は刑に處せられたる者を一般社會に於ける適法にして秩序ある生活に誘導するに存す」と規定し釋放者を各方面より援助し之に依りて行刑中啓發せられたる道義心を益々發達せしむると共に、完全の域に迄進ましむる地盤を彼等に與へざるべからざるものにして、此統計に於ても何等の援助を與へざりし單獨釋放者が、累犯の孵卵率最も多きを示せるものである。

(b) 次に保護會に直接收容されたるものにして、累犯に陷れるもの一二四名に對し保護方法の不充分を遺憾とする所である。保護機關が國家的性質を有しながらにして國家の機關とならず、民間の限られたる特志家に委せられてゐるがため資金の缺乏、役員の不足等に其不充分なる活動の原因存するものであらうが、私は尠なくとも保護會の直接收容を離れるとき他の充分なる保護、例へば家庭復歸、就職後の視察監督を怠らざることを必要なりと考ふ。(註)

註 平野檢事司法保護事業に就て(司法研究第十七輯一八五頁)

(c) 飜つて家庭に復歸したる者及其他の近親者に引取られたる場合につき考察するに、家庭に於ける生活難、近隣の惡評延いては就職の困難等の關係を繞りて再犯に陷れる者多く、最後の危險時にも社會の救助なかりしものにして、主たる原因は家庭の貧困に依るか家庭との融和を缺くによるものと考ふ。

(2) 釋放時に於ける生活豫定方法

更に私は釋放時に於ける生活豫定方法につきもつと多くの保護の任に當る刑務官の注意を促したい。それは結局再入者に於いて犯時に於ける生活方法と密接なる關係を有し、次の結果に示すが如くに豫定方法の未定者は釋放後其多くの者が無職浮浪の徒となり再犯に陷るものと信ずる。未定者に對してもつと多くの智識と努力を藉すべき溫情の缺けたることを遺憾に考ふるものである。

再犯時生活方法	無職浮浪	寄食	獨立營業	自由勞働	職工	其他
人員	464	57	82	35	108	254
釋放時生活豫定方法	未定		獨立營業	自由勞働	職工	其他
人員	718		47	44	60	131

尙此の點は前述せる前刑中に於ける習得技能との關係に大なる注意を向けねばならぬものにして、所謂「手に職を得た者」は換言すれば各自の職業につき充分なる訓練を得た者、或は技能なき者に授職し得た者の成績比較的良好なるものと信ずる。受刑中の作業と關係ある職業につき再分類すれば次の如し。

職業	洋裁縫	大工	農業	ペンキ	人夫土工
釋放時	17	16	22	5	44
再犯時	22	16	2	2	45

	鍛冶職	應職指物	印刷工	左官	理髮	藤細工
	8	6	4	11	6	4	2
	12	20	0	7	6	6	2

尙露店商は犯時に於いては二十六名なるに、釋放時に豫定したる者十名に過ぎざるは、人夫土工等と同様自由業に屬するを以てなりと考ふ。

(3) 犯罪原因動機

飜つて犯罪原因動機につき一瞥を與へて見度い。

動機原因	酒色	賭博	利慾	酒慾	色慾	貧困	射倖	其他
前科時	339	245	103	73	9	22	26	100
再犯時	321	244	128	77	63	46	29	92

右は正確なる統計的區別なりとは云ひ難きも、釋放後に於ける固き決意もなく漫然釋放され、然も保護方法の何等をも加へられざりしもの丶就職不能延いては、生活難に伴ふて自暴自棄となり、酒色に耽りたる結果と見ることを得べく、再犯時に於いては四六%一の結果を示し前刑時五〇%四より稍減少を見たるも、犯罪を累ぬるに從ひ射倖等の犯罪的惡現象は稍率を高め來りたることを注意すべき點である。

オーストレーリアのギヤング征伐

この數年前から、オーストレーリアでも、組織あるギヤングのために苦しめられてゐたが、今度、オーストレーリア聯邦(The Commonwealth of Australia)を組織する五つのステート(ニユウ・サウス・ウエールス、クインスランド、ビクトリア、南オーストレーリア、西オーストレーリア)の採用した一片の法律は、克くオーストレーリア全土を脅かしてゐた箇のギヤングの危險を除くことができたと云はれてゐる。

この法律は、"Consorting with Criminals"と呼ばるゝもので、この法によると、處刑されたことのあるクリミナルが二人以上一緒にゐる所を發見された場合には、直ちに逮捕せられ、禁錮に處せられるのである。それがために、ブリズンを出た犯人は、暫しの間でも自由な生活を樂しみたいと思へば、以前始終出入りしてゐた場所へは近づかなくなり、其所で落ち合つてゐた仲間から遠ざかるようになるのである。其の結果、ギヤングは自然解體しなければならない破目となつて、多くのクリミナルは眞面目な生活に入るためには、永く都會を去つてしまうのを得策だと思ふようになつたのである。

Literary Digest, September 30, 1933.

Prussia's New Deal
in Penology

Dr. Schmidt

プロイセンに於けるナチスの新行刑政策 (完)

獨逸聯邦プロイセン政府司法書記官
ドクトル・シユミツト

我がプロイセン(プルシヤ)は、一九三三年八月一日の法律によつて、刑罰の執行並びに恩赦に關する權利を新たに規定し、且つ、是れによつて特に、自由刑の執行を新たなる基礎の上に置いたのである。この法律の施行規則は、同じく一九三三年八月一日付のプロイセン政府司法省の發せる行刑施設に於ける執行及び服務規則(DVO)の定むる所に從ふものである。この八月一日といふ日は特記すべき歷史的の意味を有つもので、恰も十年前、プロイセンは今や廢止せらるゝに至つた一九二三年八月一日の執行並びに服務規則を提げて行刑問題解決のため新しい戰ひに臨んだのであつた。

(一) 唯物論的解釋

The materialistic interpretations

今度の新しい執行規則にはこの十年間に於ける思想の變遷が分明に現はれてゐるのである。十年前の彼の當時に在つては、學究的な唯理論と自由主義から出た個人主義とが官邊の思想界を支配してゐて、社會といふものは自由な箇性が寄り集つて秩序ある生活を營むといふことに外ならないといふ見解が抱かれてゐて、終には、人々各自の天賦の素質を一個の自主的な人格にまで發展せしむるのは個人の權利であつて、何人も如何ともすべからざるもので、この種利を抑へて自恣に流れしめざるもの

は、只だ反社會的行爲に出でまいとする自制の念があるがためのみである、といふ個性偏重の說が風を成すに至つたのである。この見解を刑罰執行の方へあてはめてみると、敎化的手段による處遇で法律の違犯者をして將來社會的に同化せしむる事を以て刑罰執行の任務としたといふ意味で、特に重きを個人防止（スペシアルプレベンチオン）に置いたといふ事になるのである。敎育刑といふ語は當時の標語として廣く流行したものである。受刑者の誤つた態度行爲は、行刑施設に於ける敎化的處遇で立派に改めしむることができると信じたのである。しかし、かうなると物には極限のあることを忘れてしまつて、敎化熱は何處までも高まつて行つて、凡ての犯罪凡ての犯人を同樣に取扱ふとするにさへ至つたのである。成程、殆んど凡ての刑罰には、確實な成分として刑辟に觸れない行爲に向つての要求が當然含まれてゐるといつても差支ないが、しかし、かういふ思想は、罪に對する贖ひとか、社會一般に對する威嚇とか、社會を保護するための拘禁とか、秩序の維持とかいふ更らに重要な思想に比べては、往々にして影の極めて薄いもので、時として事情によつては全く除けもにされてしまはなければならないものである。刑罰と其執行とは、實に個人的の意義を有つてゐるばかりでなく、同時に、超個人的な意義を有つてゐるのである。刑事司法に於ける國家の此の超個人的な任務は、個人一身の事よりも國家並びに民族に關する事の方が第一次的のものであるといふことが忘却されてゐるために、多くの人達のために看過されれてしまうのである。かゝる個人主義的な考へ方の結果は、眞に恐るべきものがあつて、死刑を科して之を執行する權力を國家に與ふることを拒みながら、胎兒を殺す權利を凡ての妊婦に與へんと欲するに至つたのである。

自由主義的な考へ方では、實際に刑罰を執行する場合に、我々が行刑施設の中で取扱つていかなければならない人々卽ち受刑者を、余りに樂天的に評價したといふ大きな過失をやつたのである。受刑者が刑罰を自分の身から出た錆で、當然受くべき處置と思つて、拘禁の期間を好い機會として、正道に就く準備のために利用しようといふ眞面目な意志を有つなどゝいふことは、斷じてないのである。若し然うならば、刑罰執行の建設的な仕事も極めて樂なものであるが、しかし、大抵の受刑者は自分の咎だから自分の責に歸すべきものであるといふことが解かつてゐないのである。それ處か、あらゆる口實を設けて自分の罪を蔽ふて責を他に嫁せんとするのである。しかも、行爲について何等道義的の批判を下さうとしない唯物論的な思想の進みは、この忌むべき惡むべき態度を益々强めしめたのである。唯物論者の說くように犯罪者が單に生物學上又は社會學上の現象であり、而して犯人自身の人格（素質）又は社會組織（廣い意味での環境（ミリュウ））が犯罪の原因を決定するものとしたならば、何人も犯人を責めるわけにはいかないのである。彼は自分の決意からして罪を犯かした事にならないからで、從つて、其行爲について責を負ふことがないからである。さて、また、因果關係に屈服しないで、自分から新しい因果關係を作り出す人間の能力は、往々にして制限されてをり、制限されてゐるどころか、實は萎縮してゐるかもしれないが、人間の決斷の自由であるといふ根本的な觀念は、道義上の必要條件であり、人間として其責を歸しても差支ない罪咎の前提であるばかりでなく、また、廣い意味での敎育上の要求と努力との前提ともなるのである。一切を引き戻して人の素質と環境の責めに歸せしめようとするものは、人間其者を後へ引き戻すものである。人間の左右することのできない力で人間の生活行動が決定せらるることになれば、罪咎といふものはなくなつてしまつて、責任もないことゝなり、刑罰は全く其意義を失つてしまうのである。かうなつてくると、刑罰の執行によつて自覺を促がすとか、將來適法の生活に入らうとする意志を起させるとか、かういふ敎化上の努力は何のかいもなくなるのである。これは當然なので、かゝる努力が價値を有つためには、人間といふものが自分の行爲を自分でごうにでもできるといふ事を前提としなければならないからである。

（二）行刑上の謬見
Erroneous viewpoints

更らに尙ほ、これまでの刑罰執行の方針の誤つてゐた點は、行刑施設に於ける敎化の可能性を過信したことであつた。過誤失敗は受刑者の責任に歸すべきではなく、むしろ欠點の多く行き屆かない敎化方法に歸すべきであるといふ風に考へるようになつたのである。拘禁敎育（Haftpädagogik）、こんな語を誤解されずに使用し得るものとすれば、かういふ特殊の敎育の有效な方法は、その可能性を主張する論者はかなり多いが、猶ほ未だ案出されてゐないことは疑ひもないことで、恐らく將來に於ても案出されることはなからうと思ふのである。人間は生來善であつて、個人の持つて生れた天賦の素質を自然の發達成長に任せてをけば夫れで可いといふルソー風

(Jean Jacques Rousseau (1712–1778)——フランスの革命的思想家) の世界觀から出發したのが誤つてゐたのである。人間の欲望を抑へて、行爲の方向を定むる倫理的觀念がなければ、品性の陶冶建成といふものは有り得ないのである。個性をして自然のまゝに自由に發達せしめようとして、しかも、個性をして何れの邊に向つて發達せしむべきかを知らなければ、實際の建設的な教化は思ひもよらない事で、たとへやつても徒勞に屬する外はないのである。しかし、若し、倫理的な一つの目的を定めたとして、而して、この目的が人の性格を陶冶形成する力を有つようになるためには、それは絶對的に人を拘束して義務を負はせる性質のものでなければならないのである。相對的で、相對的であるが故に個人的な自身一個の倫理觀念では何の役にも立たないのである。それは、道義的な價値と命令とに人を拘束する力を欠いてゐるからである。而して、吾人が受刑者の中に屢々見受ける意志の弱い精神の定まらない人間には、實にこの強固な拘束力が必要なのである。且つや、大戰以來久しく國民を支持して來た傳統は忽ちに消滅し、共同生活の結束も作法も支離滅裂で、有機的な生活關係は相次いで崩壊し、家族とか社交とか一定の職業とか、個人的にも社會的にも目に見えない教化力を有つてゐたものは益々其力を失つて、生活上の有形無形の危險の日を追ふて高まつて行く今日、かゝる道義上の支持物はそういふ人達にとつては愈々必要になつてくるのである。

今迄に雜居拘禁の教化的價値を高唱して、例へば、受刑者の間に監視をつけない交通を許すとか、受刑者の自治の思想を增大せしめたといふような處遇方法を取つたのであるが、これも亦た決して好い結果はもたらさなかつたのである。それといふのも、受刑者の雜居制の相互に及ぼす感化は決して善い方へとは向はないで益々悪い方へ向ふものだといふことを見逃がしてゐたからである。

更らに、愼すべきは、個人主義偏重の結果、個人の個々の利益をばかり考慮するに傾き、ストラーフアンスタルト(刑務所)に容されて然るべき程度以上に受刑者の特權を擴張し、戒護を寬大にしすぎて、而してこれがために、遂に刑務所をして國民の鑑戒の標的たらしむべき嚴肅な性質を失はしむるに至つたのである。

(三) ナチスの統制觀念 The NAZI régime

我々ナチス (National Sozialisten——(略稱)NAZIS) の新しい時代を打開した根本精神は、自由主義から出た個人主義や理論偏重の唯物論のイデオロギーとは全く異つてゐるのである。我々の思想の中心に立つてゐるものは個性ではなく、民族であり、國土にはぐくまれた國民である。各個人の個性の發展の條件づけらるべき國家社會の實際の急務を解決するに當つては、只だ理窟でばかりやらうとする法律上の市民生活の血のない單に理性的な組織論ではなく、民族的に考へること、卽ち、同じ國土に生れ、同じ血を受けて、言語風習を一にしてゐる獨乙民族の生々した結合感——この尊い感情をこそ、ナチスの新しい精神の成長は、新しい營養素として要求してゐるのである。このナチスの精神は、個人の利益を考慮する前に、先づ國家と民族の利益を考慮せんとするものである。

ブロイセンの新しい行刑政策は、この人生觀から生れたのである。それは刑罰の執行を以て共同生活の敵に對する聖なる戰に於て、嘗つて然りし如く、再び效果ある武器たらしめんとするものである。これがためには、超個人的な一般的の效果を志す刑罰執行の意義が、再び國民の間に權威を得るようにならなければならないのである。刑罰は刑罰でなければならないのである。玆に云ふ刑罰といふ概念の中には、固より刑罰より受ける害禍といふことが含まれてゐるのである。刑罰でない、言ひ換へれば、刑罰として感ぜられなくなつた刑罰なるものは、凡そ意味のないものである。刑罰として感ぜられる國家の干涉の威嚇があるといふのは、刑罰として感ぜられるといふことで、卽ちこれは所謂一般防止で、これこそ、刑罰の超個人的な機能の目的なのである。社會一般に向つての警戒のシグナルである。凡ての人に呼びかける「止まれ」の叫びである。かくして、我々は法律上の保障があるといふ意識、卽ち詳しく言へば、法的秩序とか刑罰の威嚇とかいふもの單なる存在から來るよりも、むしろ此等のもの、實際の活用から來る其等凡ての心理上の效果が、處刑を免れるもの、機會が益々少なくなると同時に法的秩序が克く保たれて行く割合に從つて、漸次强められて行くのだ、といふことを十分に了解したいと思ふのである。

行刑なるものは實際の經驗に徵し、教化の可能性を考慮し、空理空想に馳せず、自然と人間とを有るがまゝに冷靜に觀察して、然る後、制度の基礎を定めなければな

らないのである。而して、一度、制度の根本が立つたなら刑罰の執行は、先づ第一に、實際に効果がなければならないもので、而して更らに、嚴肅な威力がなければならないのである。法を犯かすものには自分の上には大きな強い國家といふものが儼として存してゐて、是れに反抗することはできないものだ、といふことをつく〴〵身にしみて感じさせなければならないのである。また、プリズンの外で、自由の境涯に在つて、善といふこと、惡といふこと、法律といふもの權利といふものに何等意を用ふることをしないものには、秩序なくんば社會は一日も存續する能はず、何人も處刑せらるゝことなくして法を犯かすを得ず、といふことを、ストラーフエ(刑罰)でもつてはつきりと意識させなければならない。刑罰は國民の意識感情の上に其像を印する時、再び眞の刑罰としての權威を取り戻さなければならないのである。是に於てか今度の新しいプロイセンの刑罰執行規則(1920)では、受刑者に、法の秩序を犯した其惡行は、一箇の苦難として身に感ぜらるゝ自由の喪失によつて自ら贖はなければならないのだ、といふことを永く心に銘じて忘れざらしむるを以て、刑罰執行の最初の任務なりと定めたのである。而して、一と度處刑せられたものには、更らに新たに刑を受ければ、復たあの苦難を受けなければならないから、といふ畏怖の念を起させ、しかも、同時に、感化の力の及ばない惡性の犯人に在つては、再び犯罪に手を染めることを敢てせしめないための妨碍物たらしむるように、刑罰執行の方法手加減でこの畏怖の念を飽くまで生々きしたものに強めなければならないのである。これがためには、刑務所に於ける規律秩序の確保、勤勉力行の修練、並びに、宗教上よりも道義的にも感化を及ぼすべき諸の教化手段が必要になるのである(新行刑法第六條)

(四) 新制度の教化思想
Correctional ideas

(A) 少年の教化

以上述べ來つた所を觀て、直ちにプロイセンの新しい刑罰執行を以て頑陋度すべからざる威嚇主義に立つものなりと爲すものあらば、それは、餘りにも淺薄な判斷を下すものと曰はなければならない。我がプロイセンの新行刑政策で、刑罰の執行は法を犯かしたものゝ心に長く忘れない感銘を與ふべきものでなければならないといふ思想が、斷乎として提唱されてゐるとすれば、それは、刑

罰に對する畏怖の念は、たとへそれが人間の上つ面の感情に過ぎないものにしても、大部分の人にとつては、他の動機から出る低い弱い聲よりも効きめが強い、といふ實際の經驗から割り出した功利的な見解に基くのである。實際の威力がなければ、刑罰が刑罰にならないからである。我がプロイセンの新しいピーナル、システムは只だ威嚇さへすれば、それで能事了れりとなすような、そんな頑陋なものではない。我が刑罰執行は同時に亦た立派な教化思想を持つてゐるのである。只だしかし、我が新しいシステムは、教化(エルチーウング)に適したもので且つ之を要求する受刑者にのみ限つて教化處遇を施し、由て以て教化をして眞に生々した有意義の効果的のものたらしめた點で、從來の教化についてのイデオロギーから全く異つてゐるのである。これは、特に未成年者にとつて大切なのであつて、感化と教育の効の顯はるゝのは未成年者に於て特に大なるものがあるからである。で、少年犯人の施設の職員の選擇には特に意を用ふべきで、少年の處遇に適した性格、卽ち、自から他の模範となるに足る性格の持主であるといふ點を考慮することを肝要なりとしたのである(第三十二條一項)。原則として凡ての少年犯人の出席しなければならない學課は、特に重要視されてゐる。まだ固まつてしまはないで、どうにでもなる少年の性格は、教化の任に當つてゐる教師(レーラー)にとつては教化材料として極めて興味のある刺激であるべき筈で、是非共一時的でない終生の目的とするに足るへき眞の生活價値を明かにして、彼等をして國家民人のため有用の材たらしむるべく努力しなければならないのである。更らに、また、教誨師(ゼルゾルガイストリツヘ)は、宗教に含まれてゐる道義的な力を少年の心に植えつけて、この尊い任務の遂行に努めなければならない(第三十二條二項)。少年に一つの職業を仕込み又はこれまでの職業を更らに習熟せしむる爲めには、職業教習所(Lehrwerkstätte)及び農場の經營は忽がせにしてはならない。少年を訓練する作業の精神は、義務に忠實なることを教しへるに在つて、いかにつまらない事柄でも、義務を果たすの尊さを覺らしめ、己れの努力の結果についての心からなる滿足を味はしむべきである(第三十二條四項)。

(B) 分類

プロセンの法律は、教化の目的から、受刑者を分類してゐるのである。猶ほ未だ處刑せられなかつたもの、又は處刑はされたが只だ輕微なものに止まつてゐた受刑者に在つては、他の然らざる受刑者に於けるよりも、將來

改悛の見込が僥かであらうと信ずるので、この兩者は全く之れを分類することにしたのである。で、重罪又は故意の輕罪のため未だ嘗つて處刑を受けざるもの、又は、刑の執行以前少くも最近五ケ年以內に六ケ月以上の自由刑を受けたることなき禁錮刑者を他の受刑者より分離し、前科なき者のための特別の施設又は施設の一區に收容することにしたのである。しかし、かういふ稍〻形式的なぎごちない條件は、二箇の動的な規定で動きのとれる活きたものとせられてゐる。其一は、行刑局長官は、前以て、裁判官の判決から自から分明かつてくる犯人本人の特に犯罪傾向を帶びた性質を認めた時には、これを別な適當な施設へふり向けることができるのである。次に、——これは特に重要なのであるが——、前科なき者のための行刑施設の長官は、其行狀によつて同囚の受刑者に惡影響を及ぼし又は所業と性格とより察して將來改悛の見込みなきものと認めたる受刑者を、前科あるもの〻ための施設へ移す權利を有つてゐるのである。また、前科あるもの〻ための施設に在る受刑者にして、其前科あるにも拘らず、一般行狀によつて正しい生活をなす眞面目な意志を永續的に證據立てたものは、所長の裁量で前科なきもの〻ための施設へ移されうるのである。但し、常習犯人と職業犯人とは、此限りではない。以上の場合に、惡性の受刑者の逃走の如き事變の突發を避くるため、此等の移監は行刑施設の管轄權を有つてゐる監督長官たる檢事總長の同意を要すること〻なつてゐる(第九條)。

(C) 累進制

前科のない もの〻ための施設に在る九ケ月以上の刑期を課せられてゐる受刑者には累進制 (Progressive System) (Strafe in Stufen——段階に時ける刑罰) が執行せらる〻のである。この段階に於ける刑罰の執行は、この制度の定めた自助自修の業に、受刑者にとつて價値の多い自分の勞苦で以て立派に到達し得る目標を樹て〻をいて、それで彼等の意志を激勵し奮起せしむるといふのが其任務なのである。で、この任務の遂行を擔當する刑務官なるものは、受刑者の力行精進に訴へ、斷えず義務の履行と規律の遵守といふ事について道義的な感情を喚起し、國家のため民族のために盡粹するよう、服刑中は勿論、釋放後も長く心に銘じて忘却せざるよう、感化の力を及ぼさなければならないのである(第二十二條)。この目的を達成するために、三級の段階が設けられてゐる。勤勉力行で作業成績も優良で、克己自制の功顯はれ奮つて正道に進まんとするの意を示したるものは、第

級より第二級へ昇級し、更らに、一般行狀より察して、將來の改悛を期待するに足ることを十分に證明したものは、第三級に進むのである。

(五) 釋放者の保護

After-care

以上の諸規定を以て、ナチスのプロイセンは敎化上の見地から看て、實際効果を擧げ得る方策を樹立したものと信ずるのである。他の規定の中で、特記すべきものは普通の禁錮刑 (Gefängnis) と最も重い自由刑としての懲役刑 (Zuchthaus) との間に截然たる區別を立てたことである(第二十四條)。尙ほまた、我が新しい制度の精神は、釋放者保護 (Entlassenenfürsorge) に關する規定に於て明かに反映してゐるのである。この規定の趣旨は、眞面目に働いて、正しい生活をしようと決心したものに、援助の手を伸べようとするのである。受刑者は自分を單に純然たるヒュールゾルゲ(保護)の目的物だとばかり考へてゐてはならない のである。保護の價値は、釋放者其人の力量と活動とを鼓舞激勵するにあつて、若し、初めから將來の生活についての苦勞心配が受刑者に除かれてしまへば、保護の意味は全く失はれてしまうからである(第三十三條)。

プロイセンは、この斷乎たる刑罰執行の改革が、裁判上の刑の宣告の嚴肅にして公平なる實現として、犯罪に對して宣布せられた聖なる戰に於て、決して役にも立たない鈍い武器とはなるまい といふ確信を持つてゐるものである。

Deutsche Juristen-Zeitung, den 15. August 1933



矯正図書館

海外時報

なぜアメリカには人殺しが多いか

アングーウオールド（やくざ社會）には、うまいことを言ふ警句家がゐるもので、近頃できた「ギヤツト、ガツフイー」（"gat-goofy"）といふ小語（フレース）は、かういふ連中がこしらへたのだが、これは拳銃（ガン）（gun）について不思議な愛好を感じてゐる人のことをいふのであつて、自分の室に多くのガンを陳べてをいて、始終フオンドル（愛撫）してゐるのが好きで、それで、怒ると、すぐ人を射つといふ、殆んどガン クレーヂー（gun-crazy—拳銃狂）ともいふべき人を指して言つたものだ（ギヤツトはガンの異名である）。

成程、このフレースは新しいが、しかし、この語の表はさうとする一種の特質ともいふべきものは、開拓當時のフロンテイア・ライフ（邊疆生活）（前號「犯罪の原因」參照）以來アメリカ人には存してゐるもので、別に珍らしくはないのである。アメリカの有名な殺人犯人は皆ガンでやつてゐたものである。彼等は、舊世界のヨーロッパで慣用手段となつてゐた毒藥やハツチエット（手斧）よりも、ガンを使用する方が一層容易で、安全でもあり、且つ、見た目がいかにも花々しいと思つたのだ。

百件の殺人事件の内で、きつかり六十六件は、アメリカ人はガンを用ひてゐるのである。然るに、もつとおつとりはしてゐるが、同じ英語を話し、人殺し好きのヤンキーと同じ血を受けてゐる我々アメリカ人のカズン（いとこ）は、イングランド及びウエールスで、ガンを用ふるのは、其總殺人件數の七・九パーセントに過ぎないのである。どうして、かういふ差異が生ずるのであらう。立派な專門家達の一齊に說く所を聽くと、これには二つの理由が存してゐるといふのである。其一つは、フイスト（拳）とガンで一切の爭ひをかたづけてゐた遠いフロンテイヤ時代に遡る此國の習慣に存し、他の一つは合衆國内のファイアアームズ（銃器）の販賣取締に關する滅茶で愚劣な各州の規則に存する、といふのである。

合衆國には、一年平均一万二千件の殺人が行はれてゐる。ニューヨークの或る大生命保險會社のために、かういふ事項に關する統計をとつてゐるフレデリック・ホフマン博士は、近年多少增加の傾向があるが、この率は全く變らない、といつてゐる。博士が、最近、合算して總人口二千五百萬に上る三十一都市について行つた調査では、殺人率を人口各十萬について一〇・八件と見積つてゐる。アメリカ全國についての見積率はこれよりいさゝか少ないが、大した差ではない。

この高い殺人率についての辯解を試みるものは、二つの理由から之を說明してゐる。一つは、アメリカ文明の理想を理解することができないで、アメリカの血液中の毒素となつてゐるイムミグラント（移住民）が主として殺人をやるためだ、と曰ひ、他の一つについては、イリテラシー（文盲）即ち教育の不足に在る、と說明してゐるのである。

しかし、この說明は二つとも大した意味をなさないものである。よし、假りに、多くの專門の殺人業者や、ギヤングに傭はれてゐる用心棒（トリツガーマン）がイムミグラントか、又は彼等の子孫であるにしても、尙且、彼のギヤングで有名なニューヨーク（ニューヨークがアメリカの中のホーリン・シテイ（外人町）であることは何人もよく知つてゐる）の殺人率が人口十萬について僅かに約八件であるといふ事實が、依然として存してゐるのである。この率は、アメリカ全國の率よりは少ないのである。

教育の不足が殺人と或る關係があるといふ他の說明も殆んど理由とするには足らないのである。一九〇〇年には、合衆國では、學校教師のサラリーに二億千四百九十六萬四千六百十六ダラを費してゐるが、一九三〇年にはこの額は二十三億一千六百七十九萬〇三百八十四ダラに上つてゐるのである。人口の收入に比して全く均衡を失してゐる程の多大の額なのだ。しかも、この間に、殺人率は二倍になつてゐるのである。

こんなことでは、說明が說明にならない。眞箇の處はアメリカ人が外の國のものよりも人間の生命を安つぽく取扱ふ傾きがあり、また、一般の輿論といふものが概して殺人犯に對して峻烈でない、といふことにあるらしい。ガンを持つてゐない人間が持つてゐる人間より危險性が少ないといふことは、思慮のある警察官ばかりでなく、問題を研究した人ならば、何人も一致してゐる事實なのだから、軍隊は別として、銃器の使用を警察官に任かせて、國民からガンを取り上げてしまうのが、殺人率を減ずるまちがいのない捷徑だとは誰しも思ふ所で、現にまた、この議は幾度か提唱されたのであるが、それはすぐと、武器を所有するアメリカン・シテイズンの神聖

な權利に抵觸するものだ、といふえらい反對にぶつかるのである。

方々のステートの大都市の警察長官は、殺人件數の日を追ふて高まるに驚き、殺人業者の手からガンを奪ふことの不可能なるを知つて、幾度かガンの販賣所持に關して合衆國政府の統一した取締（レギュレーション）を要求したのである。しかし、それは何の役にも立たなかつたのである。ぼろい儲けをするガン・ブローカーはかういふ取締規則には反對する。ギャングスターは勿論反對だ。この取締を實施する費用を支辨する義務のある納稅者は、これは又た實行について疑念を懷いてゐるし、普通一般の市民は多少の理窟はあるのだが、自分が欲しければガンを所持する權利を生れながら有つてゐると信じてゐるらしく、かういふ案が出る毎に、往々にして、重ねてまた自分の自由が攻撃されたものゝ如く思ふのである。かういふわけで、僅かの警察官と社會改良家とを除いて、事實上自分の全選擧區は、この案に反對で、その智慧をさへ疑つてゐるので、カングレッスマン（合衆國國會議員）はいつもうまく逃げて實際の運動に出でることを一寸延ばしに延ばしてゐるのである。

ニューヨーク州では、ピストル又はリヴォルバーを所有し或は携帶するには其筋の許可を必要とするといふサリヴアン法（同名議員の提案かゝる）なるものが制定されてゐて、違反者には重き刑罰を科することになつてゐるのであつて、多くの點で銃器に關する最も嚴重な取締の一を有つてゐるステートだといつていゝのである。この法律が多くの殺害を防止してゐることは疑ひもない。しかし、その實際の運用には時として滑稽なものがあるのである。一例を擧げると、ニューヨーク市に、これまであらゆる犯罪で目星をつけられてゐた或るギャングスターがゐるが、固より市の警察で銃器所持の許可を與へるような男ぢやないのだが、この男が州の山手寄りのカウンテイ（郡）の一つに法律上の住居を定めて、その郡の懇意な或る判事からピストル・パーミツト（許可證）を得てしまつたのである。今では、警察から極めて危險だと認められてゐるこの男は、ニューヨークの市中をガンを携帶して大手をふつて歩く立派な法律上の權利を有つてゐるのである。そればかりぢやない、殺人に飢えてゐるニューヨークのギャングスターは、つい鼻の先きのニュー・ジャーシー（州（ステート）の名）かそれともまた同じく銃器取締の嚴重でない他のステートへ行つて、僅か數時間もたゝない内にガンを持つて歸つてくることもできるのである。

何といつても、フエデラル・ガヴアメント（合衆國政府）の手で銃器に關する全國に亘つた統一した取締をやるのが、殺人率をカット・ダウン（減少）する最も手みじかなまた最も有效な方法だと思はれる。しかし、かう言つた所で、かゝる取締が忽ちにして合衆國内の諸人種入り交りの雜然たる都市を片端から悉く英國の村落のように平和にすることができるといふのでは、固よりない。たゞ、いくらか今日の狀態を良くすることができようかと言ふだけである。たゞへ、どんなことがあつても人殺し好き（ホミサイダル）なアメリカ人は、これから先き長い間今迄のレコードを保持するものと見て差支あるまい。アルコールが金貨に換へられる間は、——去年だつたか、ニューヨークの巡査殺しの二挺ピストルのクロリー（Two-Gun Crowley）が捕へられた時、その室で同棲してゐたウエールス生れの情婦が、「今朝、彼の人はあたしの肌着を洗つてくれた。彼の人はほんとにゼントルマンだわ」と警官の踏み込む直前に書いた日記の發見されたのを聞いて、或る一部の人達が、其女をかわいゝ事をいふ奴だといつてはやし立てたが、かういふ人達のゐる間は、——ニーグロや伊太利人や其他の人種が、社會的にも經濟的にも堪えられないようなコンデイションの下に一緒にごたごたと雜聚してゐる間は、——警察官が臆病で、實際自分で惡漢を捕へようとはしないで、星を上げるのに犯人仲間の密告や裏切りに賴つてゐる間は、——若い薄馬鹿共が、人殺しには何か英雄的な驚嘆すべきものがあるように思つてうれしがつてゐる間は——アメリカの殺人率は決して低くはなるまい。

by Stanley Walker, from 'Vanity Fair.'

（レビユウ・オブ・レビユウスより）



盛岡少年刑務所農業訓練所を語る

佐藤重吉

東北本線の厨川驛近くにさしかゝると汽車の窓からポプラの間を通して淺葱の帽子を冠り同じ色の右腕に白線を附けた洋服と茶褐色のゲートルで身を固めた少年達が一團となつて一生懸命に鍬を取つて働らいて居るのが遠くに見える。初めての旅の人達は異口同音にどこの農園か學校かと話し合ふ。事情の解つて居る人の說明によつて初めて頷き囚人は赤着物と連鎖とが附物だつたと云ふ認識が消えそして受刑者と職員が無形の心の連鎖を以つて繋がれて居る狀景に對して驚異の眼を見張る。

この訓練場所は東は前九年の役の厨川城址を經て北上川の清流を眼下に望み西北は廣漠たる觀武ヶ原練兵場に接し雲表に聳ゆる雄大なる南部富士の秀峰は指呼の間に仰ぐ。又近くの岩手種馬所並に種馬育成所からは駿馬の嘶き牧場の鐘の音等聞え或は國分農場の畜舍からは微かに緬羊や鷄の鳴き聲がいとも長閑に響いて來る。

この大自然に抱かれて櫻花將に綻びんとする今春訓練所は呱々の聲を擧げたのである。

實習夫は當所並に川越、岡崎、北海少年刑務所より選拔の尋常科卒業以上の者で開所以來いづれ劣らず一生懸命に各家族園或は共同園、牧畜場等に於て働いて居る。彼等の研究心の旺盛なる事は指導の任に當る職員一同の誠に張り合ひのある所である。

あの朗かに高く囀えづる雲雀の調べを聞きつゝ耡耕や播種に嬉々としてかけ廻り孵化育雛分封採蜜に忙しかつた春も過ぎ炎熱灼くが如き眞夏に除草、中耕、肥施、燕麥、大麥の收穫脫穀家禽、家畜の飼養管理や放牧、手入或は乳製品の製造等流汗淋漓を物ともせず尊き汗の體驗を經、今や圃上は見事に實り春孵化した雛も彼等の手によつて育ぐまれ時をつぐ様になり、產卵を始めんとして居る。犢や豚兎も丸々と太り彼等の汗の結晶を現實に見せられて居る事は春夏の苦勞を償ふて餘りあるものがある。

筆者は開所の式に當り開所の呱々の聲は花の蕾の共の如くであつて皆が揃つて最終の立派な實を結ばるゝ樣切に希望を述べたのであつた。

最初の實習夫の意氣があまりに旺なりし爲實は永續が果してどうかと

心配した程であつたが所長初め職員一同の熱誠なる援助により益々元氣潑溂として働かざる者は食ふべからずのモツトウの下に仕事に勵んで居る。ラジオや雜誌人或は訓辭、敎誨に講義に於ける滿洲國の獨立農村の振興問題其他時局問題に對し彼等も餘程自覺し第二の國民として自分達もほんとに立たなければならない奮起しなければならぬ、眞に額に汗して身心を磨かなければならぬといふ所謂非常時に善處しなければならぬと云ふ氣風が全般に漲つて居る事を見逃されない。外部の囑託講師は盛岡高等農林學校、岩手縣立盛岡農學校、岩手縣農會並に篤農家の國分農場主の四名であつてこの試みに對しては　種の共鳴と期待とを以つて非常に懇切熱心に敎授されてゐる。

隨つて實習夫も心から感謝し眞劍に努力を續けるのも無理はない。農場の休憩所は稀に見る古建物なるも前には清き小川流れ池の中島の松の影には鮒鯉の棲むあり御晝には麥湯をわかし共同飯器より分け合つて咽喉をならしての喫飯は丁度一家團欒のそれの如くである。彼等丹精の鉢植や切花は始終卓上を賑はして居る。

斯うした人情味と炎天の眞最中咽喉が渇いて堪りかね生水を願つても願つても許されなかつた事、反則でひどく叱られたこと、意氣地無き際うんと油を絞られたこと、少々身體の具合惡くとも休む事が出來なかつたことゝを較べたら何うであらう。併し彼等はこゝでは生水の代りに自分達が特に心をこめて作つた冷たい西瓜やトマトの試食を惠まれ何とも云へない味のあつた事、諄々として敎へられる親身も及ばぬ情に勵まされ〳〵て奮發心を起し御蔭で心身共に鍛へられ奉公の誠を盡し得る身となつた等々聽て鄕里の父母兄弟の元に歸つて働く場合確かに思ひ廻らさるゝ事があらう。

筆者も蛙の音、ヒグラシの聲、コーロギの鳴く音、落葉の秋、雪景色等々四季折々に觸れ以前の稼穡の業を思ひ浮べ未だに故鄕の山川父母姉妹を慕ふ心持は變らない。嗚呼——斯うした父母の恩家庭の溫かさに釋放後接し得られない者も中にはあるのか？其を思ふと惻隱の情なき能はずである。然し强く朗かなれ誠心を基として克く土と心を耕し更生せよと勵まして居る。殊に寒風膚を劈く候を目前に控へ雪降れと風吹れども仕事は數限りない。耕地整理あり雪舟を以つてする肥料運搬あり畜產製造、農產製造あり底冷えのする農場屋內の藁稈類の作業等訓練終了迄には尙五ケ月あり眞の困苦欠乏に對する試練は是からである事を衷心より敎へ導かれなければならぬ。

矯正図書館

盆栽の話

小林憲雄氏談

盆栽培養家として知られた小林憲雄氏が茶話會で講演されたのを筆記したものです。間違ひ等があつたらすべて記者の責任です。

(一)

私は會員組織で「盆栽」といふ雜誌を出してゐるが、會員名簿を繰つて見ると司法官、刑務官、又はお醫者さん、殊に外科醫者などの御名前を多く見受ける。一寸考へるとそれ等の方々と盆栽とは餘りにも緣が遠いやうに思へる。しかるに事實はさういふ方々が多く盆栽に趣味を有つてゐらつしやる。これはどうした仔細だらう、と考へてゐると、先日も朝鮮の地方法院長で五味一平とおつしやる御方が訪れて來られた。「五味取りがやつて來た」「やア五味が一平で」といふやうな冗談をおつしやつて、御名前が變つてゐるのと面白い御方なのとでよく記憶してゐるのであるが、私は當時その五味さんに、法律を取扱つてゐらつしやる御方に盆栽の雜誌を見てゐられる方が多いやうであるが、これは多分平生職務として、人の罪を裁いたり、刑を言渡したりとかく肩の張ることばかりしてゐる。それで家へ歸つて來れば先づ盆栽でも見て氣持の轉換をはからうとする、さうした心理からではなからうか、と申したところ、五味さんも肯かれて、全くさうした心理に外ならないと申されたことであつた。又外科醫者が盆栽を好むといふのも平生の仕事が切つたりはつたりで、たとへ疾患を治すため、研究のためとはいひながら、實は餘り氣持ちのいゝものではない。それでその心持を轉換させるためにさしあたり盆栽でもいぢくることになるのであらうと想像される。さう說明して來ると、「盆栽一の會員に法律家や外科醫者の多いのも成程と肯かれて來るのである。しかしこれはひとり法律家や外科醫者には限らない。人間は誰れしも、一日の中に一度位は、多忙で殺風景な自己の職業から心を轉じて、草や木の自然の姿に接するといふことが望ましいのである。その心持の轉換が又明日の活動の力をも養ふことになるのである。自然の姿といつても都會生活などをしてゐると、一寸手近には接しにくい。そこで盆栽といふことになる。盆栽といふのは、自然の姿を方寸の中に盛つたものである。そこには大自然の意がそのまゝに生きて動いてゐる。つまり盆栽は大自然の姿を盆上に再現するものであつて、その意味で盆栽は藝術である。

盆栽などいぢくるのは、何か老人の閑仕事でもあるやうに考へる人がある。大へんに間違つた考へである。昔はそんな風に考へる傾向があつたが、今日ではちがつてゐる。今日では盆栽は、閑仕事どころか、多忙な人ほどこれを要求する。元來人間は自然の子で、自然の懷は母の懷である。幼兒が母のふところですやすや眠るやうに、人間は自然の懷にかへつてこそ、心の安らかさを得るのである。これは殆んど人間の本能的要求といつてもいゝのである。それがしかし平生の多忙な仕事に追はれてゐると、心の中では自然の姿をなつかしがりつゝ、つい仕事にかけはけて遠ざかることになる。その充されぬ人間の要求を、盆栽は手近に充してくれるのである。盆栽を何か老人じみた仕事のやうに思つて、わしも隱居でもしたら盆栽でもやらう、などゝ考へるのは、さう考へるその事が老人じみてゐるのである。實に古臭い考である。

東京の下町邊へ行つて見ると、どちやく〳〵と家並の建込んだ小路の奥にも、窓先きに二種や三種の鉢植や草花の置いてあるのが見出される。ゆかしい人の心が思はれる。人間の自然をなつかしむ心は慾得をはなれた心である。一莖の草、一輪の花、それを見れば胸の中がすが〳〵しくなる。虫の音や松の風を聽いて樂しむと同じ樂しみを心に覺える。朝夕にかゝさず水をやることなども可愛いものをいつくしむ心である、その瞬間、人間は精神的に自分を高めてゐるのである。しかしながら鉢植と盆栽とはちがふ。これは園藝家でさへ時に混同してゐるが、實は區別して考へなければならぬ。鉢植はたゞ草花の美が見出されるのみで、大自然の姿をそのまゝにうつしてゐるものではない。鉢植とても大自然の一部ではあるが、一部としてのみ美しさをとゞめてゐるにすぎない。その美しさを賞玩するだけのものである。これに對して盆栽は、一部としての美しさ以上に、全體としての、大自然の生命がおどつてゐる。そこに詩があり、畫があるのである。鉢植は單なる園藝品である。盆栽はそれから更に藝術品にまで進んだものである。それ故に盆栽を理解し得る人は、形の美の賞玩者に止らずして、藝術の三昧境に進み得た人である。

それ故に盆栽の形はしてゐても、眞の盆栽といへないのも澤山ある。と同時にちよとした加減で、鉢植が盆栽にまで生きて來ることもある。同じ菊でも、大輪菊の作り方は鉢植であるが、野菊の懸崖作りの中には盆栽の部に入れるべきものは社頭の老松を偲ばせて、一種莊嚴な感じを起させる。つまり盆栽は大自然の形を寫すと共に、それ以上に、大自然の意を寫してゐる。ダリヤやカーネションの鉢植はいかにきれいな花をつけてゐても、それは唯目に見たゞけの美しさで、そこには大自然の意がうごいてゐない。美しきはあつても餘韻がない。又詩がない、畫がないのである。盆栽には部分品としての美しさ以上に、全體としての、大自然の生命がおどつてゐる。そこに詩があり、畫があるのである。鉢植は單なる園藝品である。盆栽はそれから更に藝術品にまで進んだものである。それ故に盆栽を理解し得る人は、形の美の賞玩者に止らずして、藝術の三昧境に進み得た人である。

それ故に盆栽の形はしてゐても、眞の盆栽といへないのも澤山ある。と同時にちよとした加減で、鉢植が盆栽にまで生きて來ることもある。同じ菊でも、大輪菊の作り方は鉢植であるが、野菊の懸崖作りの中には盆栽の部に入れるべきもの

が多くある。同じ草木でも手加減一つで或は園藝品に終り、或は藝術品にまで作り上げられる。同じ山水を寫しても名人の手になれば名畫となるやうなものである。それと共に、草木の中には、本質的に盆栽になるものとならぬものとの區別がある。盆栽は大自然の姿を盆上に再現するものであるから、盆上に縮圖し得る草木でなければ盆栽とはならない。例へば「八ツ手」や「桐」は、鉢植をいかに苦心しても盆栽とはなるまい。又ダリヤコスモス等も盆栽とはならない。それ等の草木は盆栽的素質を有つてゐないのである。これに引きかへ、路傍に生ふる名もなき野草でも、立派に盆栽的要素を具へてゐるものもある。盆栽的要素といふのは、大自然の姿を生命的に表現し得る素質といふ意味である。盆栽樹として古來、園藝種よりは原種の方が多く歡迎されることになつてゐる一つの理由はその點に存するのである。

（二）

盆栽は日本だけのものである。日本人がつくり出したものである。世界の何處にも類と眞似手のないものである。日本刀や版畫のやうなものである。しかも日本刀や版畫が、世界の注目をひいて、世界的に有名になつてゐる今日、盆栽も亦、世界的に進出せんとしつゝある。パリ邊でも日本の盆栽がはやつて、これを模造する業者も出來てゐるとの事であるが、かくして日本獨特の盆栽が世界的に知られて行くのは私共としては喜びに堪えない。一体日本人は日本人の作つたものゝ本當の價値を知らないでゐる場合が多い。それを西洋人が賞めたといつて急に騒ぎ出す。しかし騒ぎ出した時分には大分外國へ持ち出されてしまつてゐる。これはいかにも遺憾なことである。前にいつた日本刀でも版畫でもさうである。近頃になつて日本人も覺醒して來たが、日本刀の良いものはすでに、可なり多く外國へ行つてしまつてゐる。版畫などでも、多くの日本人には値打が判らなかつた。壁紙にしたり、反古にしてしまつた。外國人に持つて行かれて始めて眼がさめて、急に惜しがつたりする。松方幸次郎氏が一千萬圓も投じて買戻しをやつたりする。日本人が傳統的に有つてゐる非常にいゝものを、外國人の刺激で始めてその値打を知るなどいふは餘り香ばしいことではない。近頃日本では日傘がはやつてゐる。銀座邊の新しがり屋がいゝ氣持ちでさしてゐる。あれなども可笑しな話で、元來日傘といふものは日本獨特のものである。それが洋傘に押されてすつかり廢れてしまつたのが、西洋人が好んでさし出したといふので、今度はそれを日本人が眞似するといふ有樣である。自分のものでも西洋人が賞めないといゝとは思はない。誠にヘンな話である。

盆栽の如きもその流儀である。日本人が古物扱ひにして隅の方へ押しやつてゐる間に、西洋の園藝家や詩人は日本の盆栽に眼をつけ出して來てゐる。ひとり盆栽ばかりではない、邦花即ち日本特有の花には西洋人も眼を睜つてゐる。ところが反對に、日本人は從來の邦花に餘り愛

著を有たないらしい。西洋草花はどんどん殖えて行くが、邦花の影は年々に薄れて行く。この調子で行くと今に種子が絶えてしまふかもしれぬと心配になる。梅、櫻、菊、福壽草、紅葉、何れも私共の祖先の殘した貴き遺物であるが、近頃は西洋ものに驅逐せられてだん〳〵少くなつて行く。梅の如きは德川初期には五百種も種類があつたさうであるが、今日では五十種を求むることが困難である。今春突きとめたところによると、やつと百種内外を得たにすぎない。君子の節に比して古人が愛玩措かなかつたあの品格のある梅が、弊履の如くに捨てられて行くのを思ふと、感慨なきを得ないのである。櫻は日本の國花など稱せられて、日本全國到る處に植えられてゐるが、それでも昔程ではない。今の櫻は多く昔のものである。近頃日本に「櫻の會」といふやうなものが出來たが、これは米國で日本の櫻より立派なものをつくるやうになつたので、それに刺激せられて出來たものである。花菖蒲は只今では殆んど絶滅に瀕してゐる。三年程以前に一米人が訪ねて來て「イギリスには何百といふ花のクラブがあるのに、日本には日比谷にさへ花菖蒲一つ見られぬじやないか」といつた。私もいかにもさうだ、と思つて、同志とはかつて「花菖蒲の會」といふやうなものをつくつた次第である。又フリージア、これも外國人が紹介してゐるのを日本の學者が植物雜誌等で見て、新種として移し植えられてゐるが、元來元錄享保の頃には、フリージア專門の書物が數冊から出てゐて、有名な畫家の文晁なども寫生してゐる。元來が日本で榮えた花なのである。しかし日本の花だといふと、日本人は餘り注意を拂はうとしない。かくして折角の邦花は年々に姿を消して行く有樣である。

（三）

邦花の特色の一つは季節感が出てゐることである。私共は花を見て四季の移りかはりを知るのである。梅が咲き、櫻が綻べば、もう春だナと思ふ。藤の花が垂れ下れば夏が來たことを感ずるし、山々に紅葉が色づけば秋色の深きことを知るのである。候鳥時鳥といふが、物いはぬ花も亦季節を告げるのである。西洋花にはそれがない。私共はダリヤやチューリップを見て美しいとは思ふが、季節感の身に迫るものがない。それだけ花を見る感じが淺いのである。それのみでない、日本の花は日本人の氣質を現してゐる。清淡にして品位に富んでゐる。けば〳〵しさがなくして雅味にゆたかである。梅でも菊でも水仙でもさうである。櫻は日本人のぱツとした陽氣な一面を代表し、菊はしやんとした清楚な一面を表徴してゐるといへるだらう。だから邦花を愛することは日本人そのものを愛することでなければならない。それなのに、今日の如く、西洋花ばかりをうれしがつて、邦花を顧みることの少いのは遺憾であると思ふ。邦花といふと何か古めかしく感ぜられるのかもしれぬが、新しいと思ふ西洋花の方が實は古いので、心あるものには、邦花は今日更に新しい意味をもつて

日本人に見えんとしつゝあることを看取し得るのである。日本人が忘れてゐるときに、邦花は世界的意義をもつて、外國人に喜ばれるやうにもなるのである。で官廳とか刑務所とかで、多少なり空地を利用して草花を植えられる際には、どうが邦花を第一に愛していたゞきたいものである。私共の間には「邦花愛護協會」といふやうなものを設けて、率先して右の趣旨を宣傳しやうと話を進めてゐる。梅とか櫻とか、椿とか個々について愛護會のやうなものはあるが、これを一括して邦花全体の愛護團体を作りたいと思ふのである。それについては國際的にも氣運が向いて來てゐる。この運動は目鼻がつきさうになつてゐるのである。

又盆栽は金がかゝるやうに考へてゐる人がある。成程盆栽には値段の高いものもある。老木、奇幹をしつらへて、一本が何百圓もするといふやうなのもある。昔は多くさうした傾向があつた。しかし今日では盆栽の觀念がちがつて來てゐる。必ずしも評價の多少に拘らないといふのが最近の傾向である　盆栽は前述の如く、大自然の精神を盆の上にうつし動かす藝術である。植物美の上に更に藝術美を盛り加へることである。その目的さへ達し得れば何も値段の高い珍奇なものゝ許りを求めずともいゝ、蘇鐵、しゆう竹にはそれ〴〵の持味がある。見た眼に情趣がある。それを盆の上にうつして、配置なり葉ぶりなりで、大自然の姿を髣髴せしむることが出來れば、それは立派に盆栽である。大自然の意(こゝろ)を盆上に躍動せしむることさへ出來れば、名も花もなき一草一木が悉く盆栽となり得るのである。私共が春郊外に散策に出る、又は家族づれで遠足をする。その際誰れでも、道の邊の枯草の中から、種々の草木が新しく芽をふき出してゐるのを發見する。私共はそれを見て大自然の力に打たれる。名もなきその一草一木に、自然の力が漲つて動いてゐるのである。しかもその一草一木を盆にうつして、それと同じ力をそこに感ぜしむることを得ばそれが盆栽となるのである。すでに自然をうつすといふ以上、そこには季節感が現れてゐなければならない。盆中の草木によつて四季折々の感じを味ふ、それが盆栽の生命であり、藝術境である。盆栽が名木老幹本位で、値段の高下を論つたのは昔のことで、今日では主として右の要件を本位として考へてゐる。それが肯ければ鑑賞家は盆栽として鑑賞することを肯じない。徒に珍奇といふだけではいけない。といつて名木、老幹を排斥するのでは勿論ない。それはそれで立派である。尊重すべきものである。けれども同時にそれによつて　大自然の姿を味ひ、四季の感じをうけるものでなくては盆栽とはいへない。例へば盆中の一本の直幹を見てはその季節の自然感を呼び起すものでなくてはならない。春なれば、その樹の下にひろ〴〵と伸べられた綠の牧場を聯想せしめるとか、又夏ならば大空にもく〳〵と盛り上つて行く入道雲を想像せしむるとか、さうした季節に應じた自然感を呼び起すものでなくてはならない。詩や歌や俳句が、その短詩形の中に自然の姿を

盛り込んで、それを通じて讀む人の心にその聯想を浮べしむるのと同じである。

きつきの玩賞は初め花から入る。多くの人は先づその花を愛する。しかし日本人の趣味は結局花だけでは滿足しない。更に木ブリの趣を要求する。一本のさつきにも自然の姿を求めやうとするのである。そしてそこから詩や歌や俳句を感じやうとする。日本人はこゝまで來ないと滿足しないやうである。西洋人がダリヤやチューリップを愛するのとは一寸趣がちがふやうである。近頃は又山草が流行してゐる。山へ行つて爭つて珍草を採して來る。しかしそれも唯珍らしい草といふだけでは滿足しない。それに種々人工を施して、そこに山、自然の姿を現はさうと苦心する。例へばコマ草如きは、實に根強い草で、燒土の中からでも芽を出して、きれいな花を咲かせる。日本人は山からこれを採つて來ては培養する。けれども要するに花だけでは滿足しないで、種々石を組合せたり何かして、人工を以てその環境を髣髴せしめやうと努力するのである。菊なども多くの人は、最初大輪を好む。三本づゝ立てゝ、後のを高く前のを低くして、枯れぬやうにと丹精して育てる。その菊作りにも勿論面白味はあるが、しかし年々繰り返してゐる中にはそれだけでは滿足出來なくなる。しまひには野菊を盆栽的に作つてその餘韻を樂しむといふことになるのである これは日本人獨特の高き趣味性から來てゐるものと思ふ。一輪ざしにさへ風情を見せやうとする日本人の趣味性は有り難いものと思ふ。趣味性の高下といつたが現に日本人でも小供や婦女は西洋花を好む。見た眼にきれいだからである。小供や婦人はその點で趣味が低いといへる。しかしだん〳〵年をとつて來ると、その低い趣味性から離れ、鑑賞眼が高くなつて、人でも趣味が洗練されて來るやうになる。ひとり草花ばかりでない、よろづの趣味、何れもさうした傾向になる。して見ると西洋人の趣味は日本の小供婦人の程度に止つてゐるのであらうか。かくして草花の美の賞玩から進んで、日本人は盆栽の趣味にまで辿りついたのである。盆栽は日本人の高き趣味性を表示する指標といつてもよからうと思ふのである。

（四）

盆栽の培養方法にも變遷がある　今日ではいろ〳〵進歩して來てゐる。それを少しく御參考迄に御話しやうと思ふ。從來到る處に見られた盆栽といふものは、例の「タコ作り」といふやつである。或は「曲げもの」ともいつてゐる。恰もタコの踊つてゐるやうな奇妙な形をしたのを喜んだのである。明治初年以來、盆栽といへば多くこれだつたのである。徒に怪奇的な變態的な形を喜んだのである。しかし實をいふとこれは盆栽の本道ではない。外道に近い。盆栽は樹の個性を現はしてゐなければならぬ。松は松の趣きを失はず、松は松の本質を失つてはならない。かくしてこそ藝術的といへるのである。大自然の姿がうかゞへるのである。從つて「タコ作り」は今日では盆栽家に

顧みられなくなつてしまつた。今日では盆樹の形を整へて、自然の趣きを出すことに苦心する。形を整へるには麻や竹を使ふが、最近では銅線即ち「ハリガネ」を用ゐることが多い。「ハリガネカケ」といふてゐる。ハリガネだと、細くてしなやかで、自由自在に樹がいぢれて、従つて意のまゝに自然の姿をうつすことが出來るのである「タコ作り」のやうな無理なものは驅逐されて來たのである。緣日などをひやかしてゐても時々見かけることがあるが、上手なのになるとハリガネが殆んど目につかぬ位にかくされてある。これで一日で目につくやうではあまり感心しない。夏から秋にかゝるとハリガネを取り去る。取り外して見て、人工の跡を留めぬ位にするのが一番よいのである。ハリガネで細工をしたやうではなく、いかにも自然そのまゝの姿に見えてゐるのが上乘とされてゐる。そこが盆栽家の手腕である。徒に怪奇を求めてはならない。さりとて藝術的構成美を失つては盆栽とはいへない。人工を以て自然の趣きを出すところが盆栽の値打ちである。今日では盆樹の形を整へて、自然の趣きを出すことに苦心する。形を整へるには麻や竹を使ふが、最近では銅線即ち「ハリガネ」を用ゐることが多い。「ハリガネカケ」といふてゐる。ハリガネだと、細くてしなやかで、自由自在に樹がいぢれて、従つて意のまゝに自然の姿をうつすことが出來るのである「タコ作り」のやうな無理なものは驅逐されて來たのである。緣日などをひやかしてゐても時々見かけることがあるが、上手なのになるとハリガネが殆んど目につかぬ位にかくされてある。これで一日で目につくやうではあまり感心しない。夏から秋にかゝるとハリガネを取り去る。取り外して見て、人工の跡を留めぬ位にするのが一番よいのである。ハリガネで細工をしたやうではなく、いかにも自然そのまゝの姿に見えてゐるのが上乘とされてゐる。そこが盆栽家の手腕である。徒に怪奇を求めてはならない。さりとて藝術的構成美を失つては盆栽とはいへない。人工を以て自然の

趣きを出すところが盆栽の値打ちである。そこが六ケしい點でもあり、又面白い點でもあるのである。

西洋人や又ある日本人になると、盆栽家が樹をいぢめる、虐待するものゝやうにいふ。私共が松の枝をハリガネで撓めたり、引つ張つたりするのを、西洋人は理解出來ない以上に、虐待するものと見てゐる。しかし私共からいふと、虐待どころか立派な教育であるといひたい。廢物を愛を以て藝術品にまで仕立上げるのである。樹も人と同じく育て方一つである。育て方一つで立派な盆栽ともなれば、唯の廢木ともなる。エゾ松やカラ松は從來培養が非常に困難だといはれ、育てゝも必ず枯れてしまふやうに考へられてゐた。しかし最近の研究では決してそんなことはない。培養方法が發達したのである。方法さへよかつたならば、朝一度水をやつたきりで、炎天でも夕方までは結構持つといふことが説明さるゝに至つた。盆栽の教育、即ち培養方法は、一般社會の子弟の教育といふことにも何程か參考にならうかと思ふので一言すると、盆栽を作るには勿論愛がなくてはならぬ。と同時に餘りに愛がすぎてはいけないのである。決して虐待ではないが、ある程度植物を習慣づけるといふことが必要である。ある程度の缺乏に堪え得るやうに習慣づけることが必要である。植物には勿論水をやらなければならない。けれどもある程度水をやらぬ習慣をつけることも必要である。沙漠の中の植物は、一滴の水なくして半年も枯れないでゐる。これは長い間の習慣でさうなるのである。この理法を盆栽にもある程度應用すべきである。即ち春芽を出した時から、芽の止る時までの間に、植物を、水が不足しても差支ないやうに強くがつちりと育てるのである。即ち強い日光にさらし、水は成るべく少くやる。その代り肥料の方を多くし、芽の一葉々々の間を詰めて、がつちりと作つておく。さうすると水の發散する面積がせまくなるので、水分の貯蓄力が強くなるのである。炎天でも朝一度水をやれば一日中持

つやうになるのである。植物は漸次にそれに慣れて強く育つのである。小石川植物園の主任はいつもこの調子でやつてゐる。私共が見てゐても、よくあれで枯れぬものだ、と感心する。これは一見植物を虐待するやうに見えるが、實は愛すればこそ、植物を慣らすのである。可愛がるばかりが教育ではない。可愛い兒には旅させよといふ教訓は植物にも通用するのである。子弟に對する教育も亦さうしたものではないかと思ふ。

（五）

又科學的に土を利用して、土の保水力を最大限度まで引きのばすこともこの頃實行されてゐる。保水力の乏しい土を「盲目土」などゝいつてゐるが、土の保水力を強くするためには、土の粒の大きさを揃へ、且つその一粒々々の間隔を一定させる必要がある。それには盆樹を植え込む際に、粒のつぶれてゐない土を選びそれをフルヒでふるつてみぢんこと稱する目をふさぐ土を除き、それに水をかけるのである。さうすると粒自身に水を吸ひ込む上に、粒と粒との間隔にも亦水を含むことになつて、間隙の水分が先きに吸はれても尙粒そのものゝ水分が殘るといふことになる。容易に水が切れないのである。海綿は水分を非常に多く吸收するが、鐵は水分を吸收しないといつた理窟と同じである。同じ粒の土は、同じ毛細管的原理によつて水分を澤山に貯へるのである。以上の如くすれば、漫然と灌水することに比し、何倍といふ保水力を有つてゐるのである。朝に水をやれば晩夕までは優に持つ。勿論盆栽の植込には水拔けをよくしなければならぬことは言を待たない。

水拔けがなく、鉢底に水が溜ると、土はグシャ〳〵となつて、遂には根腐れとなつて枯死してしまふ。それ故鉢には必ず水拔けの孔がある。これがなくては植物は育たないのである。尤も保水力の强い土がすべての植物に適するといふわけではない、花ものの如くよく水を吸ひ上げるものだけに適するのである。松の如きは水の必要のない植物であるから却つて結果が良くない。松などの土は多く砂を入れ又成るべくみぢんこのふるひ方を少くして調節するのである。砂と砂との間には水分を貯ふるが砂自体には水を貯へない。砂は保水力の少いものである。それ故に砂を多く用ゐるのである。これに反して皐月などは多く鹿沼土を使用する。この土は粒狀のもの多くして水分をよく吸收する。それに近頃は水苔を交ぜて更に保水力を增大せしむるやうな方法も考へられてゐる。何れにしても盆樹には用土の撰擇といふことが非常に大切である。少しばかりの土によつて生きてゐる盆樹のことであるからその土が不適當だつた日には完全な成育は六ケしい。かやうに盆樹によつて用土に向不向があるが、しかし本當をいへば、培養上の手心によつて土合せの歩合もちがつて來るし、又風土がちがへば同じ樹でも用土に多少の相違を生じて來るのである。だがそれ等は專門的研究に屬する。要するに盆栽も育て方一つである。盆栽もいゝが

自分は外出勝ちで一寸水をやるのを忘れてゐるとすぐ枯れてしまふ、といふ人があるが、前述の如く、最初の間の育て方次第で、相當缺乏にも堪えるやうにするのである。朝一回灌水すればよい。その際底まで水が溢れ出るまでに水を注いでおけばよい。雨天の翌日などは一回の灌水さへ要しないことさへある。用水は雨水が一番良いが、次には汚水でないかぎり川水がいゝ。井戸水、水道の水もいゝが、汲み置きの溫水であれば申分がない。夏など熱し切つてゐる鉢へ、急に冷水をかけると根腐れを生じやすい。秋から冬にかけて水は次第に要らなくなるが、しかし冬季の空氣は非常に乾燥してゐるから、放つておくと乾き上つてしまふ。で、時々注意して、土が黒味を帶ぶ程度に常に水を含ましめておくことが肝腎である。

（六）

盆栽を良く保たしむるには夜露の當る場所に置くことが必要である。五風十雨といふが盆栽も生きものであるから、風にも當りたい、露にもぬれたいのである。適當な風は樹木の葉を厚くし、枝を強くし病害を除くことに役立つ。日光は勿論必要であるが、盛夏の頃は日光の直射を避けるやうにすべきである。但し松柏類や梅などは別である。又冬季にはやはり松柏類や梅を除いては、軒下などの日向の暖い場所で保護してやるがいゝ。澤山盆栽を作る人で、廣い地所のない人たちは、屋上に物干しやうの棧敷を設けて培養してゐるが、日光と風とに十分に惠まれて、結果は極めて良好である。冬季は又盆栽專用の保護室を作つてこれに入れておくが、盆栽用の溫室は、暖ならず、寒ならず、つまり凍りつかぬ程度の一定の溫度を保つやうにつくられたもので、その點が普通の溫室とはちがふのである。しかしそんな手數をかけずとも、大がいの盆栽は、軒下又は簀子などで北風をよけるやうにして置けばそれで差支ない。肥料は一年や二年全く與へなくとも樹は枯れない。灌水や雨水の中に含まれてゐる養分を攝取してゐるからである。しかしそれでは樹は良くならない。肥料も化學肥料はその用量をあやまると大害を及ぼすことになるから、植物質又は動物質の肥料が安全である。從來種油粕がその唯一のものとされてゐる。人間が米の飯と味噌汁とで生き得るやうに、盆栽は油粕だけで結構育つて行くのである。しかし油粕には窒素の含有が多いから、これに燐酸加里の養分を時々補給しなければならない。それには骨粉を使用するがよい方法である。骨粉の代りに少量の過燐酸石灰をまぜて施してもいゝ。粉末肥料を施すには、根元と鉢の周圍とを避け、中間に圓を描くやうに散布するがいゝ。施肥の最も必要な時期は春の彼岸前後から土用明頃迄で、この時期は樹が盛んに枝葉を伸ばし、又花ものは花をつける時であるから十分施肥を必要とする。冬季は全く施肥の必要を認めない。從來寒肥と稱して、嚴寒時に油粕又はその他の水肥を施したのであるが、冬、根の活動が止つてゐるときに肥料をやつても、

攝取が不可能であるばかりでなく、却つて根を傷ける恐れがあるのである。盆栽にはその形に依つていろ〳〵の名稱がある。直幹といふのは幹の直立したもので平地に立つ樹の姿を現はしてゐる。斜幹といふのは幹が斜に傾いて安定してゐるもので、傾斜地等に生ふる樹の姿を示し、半懸崖とも稱へる。蟠幹といふのは讀んで字の如く蟠つたもの、懸崖といふのは鉢から幹がこぼれ落ちて垂下するもので、斷崖や岩上に懸かる樹の趣きを出す。寄植といふは二本以上の樹を合せ植えたもので、多く奇數を喜ぶ。双幹といふは根が一つで幹が二本となつて對立したものである。三幹五幹といふは何れも一根で數幹に岐れた幹によつて名けた名稱で、五幹以上になると株立ともいふ。昔は武者立といつたが今はいはない。その他筏、根連り、石付（岩上の樹の姿を現はしたもので、根が石を抱いてゐる）根上り（海岸の松が幹の如く根が高くあらはれてゐるもの）等がある。

「花を愛するものに惡人なし」といふ言葉があるが、人間は自然に向ふと汚れた心も淨く洗はれるものである。まして自然の姿と意（こゝろ）とをそのまゝに現はした盆栽である、これを眺めて惡い了見の起きやう筈がない。これに反して盆栽といふものは

矯正図書館

第二十五回刑務官練習所開所式

第二十五回刑務官練習所開所式は十月二日午前十時半より刑務協會樓上に於て開催、鹽野練習所長を始め秋山保護課長、正木、岡、東、黒川船津の各司法書記官、芥川衞生官、金澤秘書官、吉弘檢事、佐藤、岡部吉田、谷内、小橋川各刑務所長、森口典獄補、伊藤、大原刑務協會主事印南囑託等列席の上、伊藤主事の開會の辭に次ぎ鹽野所長より左の訓示をなし十一時閉式した。

本日を以て第二十五回刑務官練習所を開所いたすことゝなりましたが、今回の練習生は總數で五十七名あります。その中には朝鮮からまゐつてゐる三名の聽講生と十名の練習生、臺灣からの二名の練習生とが含まれてゐますから、内地の練習生としては四十二名になるわけであります。それ等の諸君は、本年度の全國の志願者三百三十一名の中から試驗に合格の上、成績優秀の故を以て當練習所に入所さるゝことゝなつた人々でありまして何れも前途有望の人々であります。諸君自身としても、將來は我刑務界の中心人物とならうといふ堅い決心を有つてゐられることでありませうし、當局としてもその點に深き期待を置いてゐるのであります。又聽講生の諸君に一言御注意申上げたいのは、聽講生であるからとて諸君に對して何も特別の取扱ひをする次第ではない、他の練習生と同樣に見てゐるのであります。從つてこの講習の終りに於ては、練習生と同樣諸君に對しても試驗を行ふことになつてゐます。但しその成績のきめ方等については必ずしも兩者を一緒にするわけではありません。たゞ諸君も折角内地へ來られて聽講をなさるゝ以上、やはり一應は試驗を受けて、自己の學力進歩の程度を測つて見るのが最も穩當な方法であらうと考へたからにすぎないのであります。何卒その御つもりでしつかり御勉强なさるやうに御願ひいたします。

改めて申すまでもなく、行刑のことは誠に困難な事業でありますが、しかもその成績の擧るのも擧らぬのも、要するに第一線に立つて働く刑務官諸君の人物如何並に努力如何によつて決まるのであります。法令や制度や設備等が如何に整備しても、それだけでは到底、行刑の眞の效果を期することは出來ないのであります。行刑の目的がすでに敎化といふことにある以上、平素受刑者に直接に接觸してゐる刑務官その人の人格の感化といふことがその根本義となるべきことは言を待たぬ次第であります。行刑といふのは結局人格と人格との關係で、飽くまでも人格がその主體となるべきものであります。人格を第一の條件として次では、刑

務官に必要なる智識を增し、經驗を積んで行く、諸君が今後講習を受くるについても先づこの心がけが肝腎であります。

講習をして下さる講師諸先生方は、智識なり又實務なりの點に於て、何れも當代一粒選りの方々であつて、さうした立派な先生方から直接御話を承るといふことは、諸君としても誠に幸福なことであり、又二度と聽けぬことでありますから講義中は常に精神を緊張さして、一言半句も聽き洩すまじと、一所懸命に聽講することに心がけなければなりません。成程單に行刑上の智識や法令の解釋を學ぶだけならば著書を讀んでもわかることであります。著書にも講義と同樣のことが書いてあります。しかしながら、先生方の肉聲を通じて直接先生方から御講義を承るといふことは、著書からは得られない利益を得るものであります。先生方の多年の蓄積や經驗が、そのまゝ、熱意のこもつた御言葉となつて諸君の心胸に泌み透つて行く、その點に一種微測たる作用がはたらいて、諸君は著書以上の一つの大なる收穫を得るのであります。ひとり智識を得、經驗を敎はるのみではありません。諸君はそれによつて進んでは直接諸先生方の人格に觸れることが出來るのであります。諸先生方の人格の感化によつて諸君の人格を養ふことが出來るのであります。左樣なわけであるから、何も講義ばかりに身を入れて聽かずとも、アトで著者を讀めばいゝといふやうな考で折角の好機會を無駄に過すやうなことがあつてはならぬのであります。この講習は、諸君としては二度と來ない絶好の機會であるといふことをよく〳〵頭に入れて、質疑があらば先生についてよくその疑を正し、以て自己の蒙を啓くことに努めなければなりません。折角の五ヶ月の期間を、ぼんやりして過すやうなことがあつては彼我共に遺憾の極みであります。

講習の閑には、各所を見學することになつてゐて、その時間も相當に澤山に取つてあります。毎土曜日にはその方へ向ふことになつてゐます。先づ第一が東京の四大刑務所でありますが、これ等の刑務所は夫々に使命と特色とがあつて、各種の受刑者を收容し、又專門の未決拘禁所を有してゐますが、何れも事務は繁多であり、又設備も相當整頓してゐるのであります。諸君にして仔細にそれ等の實情を見學されたならば將來の執務上に大に參考となる點も多からうと思ふのであります。その他は東京市内及び附近に於ける各種の施設、事業等も見學することになつてゐますが、目的は何れも見聞を廣め識見を高むることを主眼としてゐるのであります。ですから現場へ行つたならば、よくその活動の狀態、施設の工合等を實地に視察して、將來次第によつてはこれを行刑事務の上に採り入れる上の參考ともなるやうに心がけねばならぬのであります。例へば新聞社とか工場とかを見學したならば、これを行刑上の作業事務の上にいかに應用するかといふやう

なことに頭を働かせて仔細に觀察しなければなりません。物見遊山のやうな了見で、ぼや〳〵として空に歩き廻つてゐるやうなことでは、折角この時間を設けた趣旨が全く沒却せられてしまふのであります。

前にも言ふたやうに今日の行刑は受刑者を教化して善に導くといふことが根本目的でありますから、その任に當るものは先づ自己を正しうせなければならぬのであります。他人を導く前に自己先づこの修養と訓練とに常に心がけねばならぬのであります。これは理論上からいふも實際上からいふも、一點論議を挟む餘地のないところであつて、諸君としては一日も忘れてはならぬことであります。それで諸君は今後講習期間中、市ケ谷刑務所の合宿所に寄宿することになつてゐますが、その合宿生活の期間こそは、諸君の修養と訓練との好機會であります。その間諸君の人格の高下が自らにして發現して來るのであります。また修養と訓練との效果も直に明白に判るのであります。合宿中は、市ケ谷の所長並に高級職員に御願ひして、操行その他につき一々責任ある報告をいたゞくことになつてゐますが、それは卒業の際の參考に供するものであります。又教場にある場合は勿論、休憩中と雖も、その言語擧動にして私共の眼に觸れる限り、何れも參考に供するのでありますから、その點豫め御斷りをして置きます。中には自分の試驗答案は自分にも良く出來たと思ふし、又誰れに聞いても間違つてゐないのに、成績の段になると甚だ香ばしくない、どうも可笑しい、と不平に堪えなくてよく〳〵調べて見ると、結局平素の素行に原因してゐることが分つた、といふやうな例もありますので、この機會に豫め御斷りしてゐることであります。

練習生は全國から集合して來た人々であるし、殊に遠方から見えてゐる方もあり、旁々氣候風土も多少變つてゐますので、十分健康に注意して、病氣等に罹れぬやうに御願ひいたします。又講習の成績は將來の運命に關係するといふ所から、過度の勉强をして、神經衰弱等にならぬ樣十分の御注意が肝腎であります。一昨年はさうしたことで落伍者が出たやうな次第です。勉强は勿論望ましいことですが、餘りに無理をしてはなりません。試驗の成績は唯參考に供するだけのものであります。標準は何處までも人格本位できめるのであります。筆記の答案がよく出來たとて必ず採用され、又進級するものともきまつてゐないのであります。刑務官の立前は何處までも人物第一智識第二、といふのでありますが、しかも今回の講習は、その兩者を併せ磨くの好機會でありまして、この機會を失すると一寸何時そんな機會があるか分らぬこと故、健康を損ぜぬ範圍に於て十分御奮勵御努力の程切望に堪えぬ次第であります。入所式に際し一言所感を述べて御挨拶に代ふる次第であります。

第七回教誨師研究會開會式

第七回教誨師研究會開會式は十月二日午前十一時より刑務協會樓上に於て擧行、來賓として司法省側より鹽野行刑局長、秋山保護課長、正木、岡、東、黒川、船津の各司法書記官、芥川衞生官、佐藤、岡部、吉田、谷内、小橋川各刑務所長、森口典獄補外伊藤、大原刑務協會主事等參列、本願寺側よりは刑務教誨研究所長沼波政憲氏、大谷派本願寺社會課長高濱哲雄氏、同社會課錄事岩崎鳳榮氏本派本願寺東京出張所長後藤寛爾氏同輪番岡部宗城氏、同社會部長梅山英夫氏列席の上、加藤專精氏の開會の辭に次ぎ、沼波所長は左の祝辭を述べた。

本日玆に第七回教誨師研究會を開催するに當りまして、司法行刑當局並に東京刑務所長諸公の御來臨を辱ふすることを得ましたのは、當研究會の深く光榮とする所であります。

顧みますれば東西兩本願寺が刑務教誨研究所を設置いたしましたのは、大年十二年五月のことでありましたが、本所は將來刑務教誨師たらんとするものに對し教誨に必要なる練習を施し、又現に刑務教誨師たるものに對してはその職務に關する研究を遂ぐるを以て目的とす云々といふ趣旨の規定に基きまして、同年の七月に第一回の講習會を開始いたし、爾來毎年引續いて練習所又は研究會を開催してまゐつてゐるのであります。練習所は主として將來教誨師たらんとするものに對する施設であり、研究會は現在の教誨師に對して實施するものでありますが、今回開催いたしますのは研究會の方で、六十一名の現任教誨師が召集されて今後二ケ月に亘つて研究を續けることになつてゐます。それにつき、司法當局では從來とても一方ならぬ御援助を仰いでゐたのでありますが、今回も公務御多忙の折柄にも拘らず、或は講義に或は研究に種々御後援、御指導を賜はることを御快諾下さいましたことは私共の感謝に堪えない所でありまして、失禮ながらこの席より厚く御禮申上ぐる次第であります。又他の講師諸先生方も本研究會の趣旨をよく御理解下され貴重な時間を割かれて、同樣御援助を御承諾下さいまして、これが有難く御禮申上ぐる次第であります。

顧みますればわが東西兩本願寺が、國家の行刑機關の一部たる教誨事業を擔任するに至りましてからすでに六十有餘年、正に七十年に垂んとするの歳月を經てゐるのであります。その間、手前味噌のやうでありますが、兩本願寺とても、行刑に對し多少の貢獻をなし來つたものと言ひ得るだらうと存ず

るのであります。勿論それについては行刑當局の深厚なる御同情と萬般の御盡力とに待つことの大なるべきは申すまでもないことでありますが、一面には又、一切衆生に對して慈悲の涙を灑ぐわが眞宗本願の教義に基くことも亦逃くはなからうと思ふのであります。この根本教義と指導原理とがなかつたならば、他にいかに好條件が惠まれてゐても、かやうに長年月に亘つて、同じ仕事を繼續してゐることは或は六ケしかつたであらうかと想像いたさるゝのであります。

尤も外觀から見まするれば、教誨の現狀が必ずしも十分なものとも思へないのであります。現に私共から見ましても、多少の不滿もあり缺點も發見さるゝのであります。言ひかへれば、眞宗の眞の教義が、日常の教誨の實蹟の上に完全に具體化されてゐるとは思へないのであります。しかしそれは申すまでもなく、教義そのものゝ問題ではなくして、教誨師その人の問題であります。それ故兩本願寺に於てもその點に鑑みまして、年々教誨師の養成訓練に努力してまゐつたやうなわけでありますが、將來と雖もその方針に變りはなく、否更に一段の改善、向上を期してゐる次第であります。承れば現在の行刑は教育刑とのことであるが、すでに教育である以上、教誨を受くる相手方の心理をよく知る必要があらうと存じます。相手方の心理を知る程度如何によつて、相當の效果を擧ぐることも出來れば、又思はしく行かないことにもなるのであらうと考へられます。この原理は亦當然教誨事業にも適用さるべきものでありまして、いはゆる應病與藥とも申し、又釋尊の教訓に基くも當然さうなくてはかなはぬことであります。今回からは特に心理考査を中心とする學科を差し加へた次第であります。それともう一つは時節柄最も差迫つた問題となつてゐまする思想犯人に對する教誨方法、これ亦等閑にならぬ大切なことでありますので、その方面の研究をも併せていたすことゝなつてゐるのであります。研究員各位よ、時正に秋、燈下親しむべきの候であります。たとへ二ケ月の短期間とはいへ各位が教誨事業の重要さをよく自覺されて、專念銳意研究に努力されたならば、必ずや相當の效果を生むに至るべきことは私の信じて疑はぬ所であります。何卒十分御健康に御注意あつて、この好機會を利用して、折角御勉勵あらんことを希望いたします。一言所感を述べて祝辭に代ふる次第であります。

右に次ぎ鹽野行刑局長は左の訓示をなし、正午閉式した。

東西兩本願寺に於かれましては、明治初年以來、わが國の行刑に對して多大の貢獻をなされ、顯著なる功績を擧げてゐらるゝのでありますが、特に大正十二年以來は、毎年練習所又は研究會を開催されて、教誨師の養成乃至教誨事業の改善向上を圖られてゐるので

あります。

元來かやうなことは、國家としても當然爲さねばならぬことでありまして一日も等閑に附すべきことではないのでありますが、それを兩本願寺に於かれては、すでに十年以來年々講習會を御開催になり、斯界の爲めに御盡力下さるといふことは私共行刑當局として深く感謝に堪えない次第であります。

各位も御經驗になつてゐるやうに行刑教誨といふことは極めて困難の事業であります。普通の事務のやうに右から左と效果の擧つて行くものではないのであります。從つてその任に當る職員には、特に斯道に有爲堪能なる人を選ばなければならぬのであります。行刑教誨は、各位の先輩諸氏が多年に亘つて鋭意開拓に努めて來た道でありますが、各位はその上にも、更に一段の改善進歩を目ざして進むことに心がけらねばならぬのであります。と申すのは理窟の上では、誰れしも教誨事業は大切なことであるといふし、又それに違ひないのでありますが、しかし實際上には、教誨事務は、まだ〳〵その主要さに値する程の待遇を受けてゐないのであります。露骨に申せば、現にその職務に當つてゐらるゝ各位自身の待遇なり地位なり、未だ極めて厚いとはいへないのであります。仕事の重要さの點からいへば、各位の地位はもつと高くなければならないのでありますが未だその地點に達してゐないのであります。舊時代は教誨よりも戒護が主であつて、受刑者を敎化するといふより受刑者に對し懲罰的苦痛を與ふることの方が主たる目的だつたのであります。しかるに近時行刑の思想は漸次に進歩向上し、今日では教育といふことが行刑の根本目的になつてまゐつて、從つて教誨事務もその主要さを加へて來たのでありますが、しかし今申すやうに、まだ〳〵先きは長いのでありまして、現在はその途中にあるのであります。途中にはありますが、しかし近年はその傾向が特に著しく目に立ち、教誨事務は重要さに加へて益々繁多となり、從つて教誨師の責任も益々重大となつてまゐつたのであります。各位は今丁度その時代にさしかゝつてゐるのでありまして、もしこの際各位が教誨事務のために一段の努力をなし實際上に好結果をもたらすことに成功されたならば、行刑に於ける教誨の價値はいよ〳〵顯著となり、從つて各位の地位はいよ〳〵向上發展するに至るでありませう。すでに喚れてゐる教誨師の法制上並に社會的の地位を開拓向上さして行くの方法はこの外にはあるまいと窃に考へらるゝのであります。要するに各位の地位は各位自身が開拓獲得して行かなければならぬのであります。しかもさうすることは、ひとり各位自身のためばかりではなく、各位の先輩諸氏が多年の苦心によつて殘した光輝ある業蹟をして益々光輝あらしむる所以であると同時に、東西兩本願寺當局の苦心と努力とに酬ゐ、又これを世に彰はす所以でもあらうと存じま

す。

國家がその必要を認めつゝ、しかも未だ着手出來ないでゐる有益な仕事を兩本願寺では早くもこれに着手して、かやうな結構な研究會を開いてゐらるゝのでありますから、各位としても十分にこの好機會を利用して、兩本願寺の趣旨目的を無にすることのないやうに、折角御出精御勉强あらんことを切望いたす次第であります。私共としてもこの機會に各位に十分御研究願つて將來職務上の成績に好結果をもたらしていたゞけばこの上の滿足はないのであります。承れば今回の研究會には從來の方針に更に一歩を進めて、心理考査即ち個々の受刑者の心理狀態を研究する科目を設けられたさうでありますが、至極結構なことゝ存じます。教誨はこの用意を以て出發しなければ本當の效果を擧ぐることは六ケしいと私共もかねゝ考へてゐた次第であります。又時節柄急務と考へられてゐまする思想犯人に對する教誨、これを又、研究科目として御加へになるとのことでありますが、誠に當を得た方法としまして私共も同感を禁じ得ない次第であります。何卒各位も、そのおつもりでそれ等の新しい研究題目についても篤と御研鑽を積まれることを希望いたしますことを希望いたしまして私の挨拶といたします。

恒例茶話會

恒例茶話會は夏季中暫く休んでゐたが秋もたけなはの十月十四日午後一時から刑務協會樓上に於て開催した。松竹蒲田撮影所の俳優岩田祐吉氏の「映畫に關する雜感」と題する講演があつた。同氏は行刑について相當の理解と關心とを有つてゐらるゝ人だけに、行刑に對する映畫の利用といふ問題についても考へさせられるものがあつた。次で三遊亭圓福氏の百面相で觀衆を笑はせ、和氣藹々裡に三時半散會した。當日の出席は左の如し。

（行刑局）三宅定男、布施寛三、久保田眞太郎、野崎重雄、印南眞一、鹽見市郎、野崎陽之輔、安東荒喜、小川太郎、杉藤豐治、（小菅）富井隆信、木下榮樹、三井文夫、乙山葵基、鈴木文治郎、木村辰三、伊藤幸江、鶴岡要作、神保時勝、（巢鴨）高田小兵衞、岡村保容、森山新之助、西田捷美、鈴木秀次郎、今泉皓、小川宥信、河村三郎、（豐多摩）加藤專精、佐久間勝治、鈴木隆夫、苅谷公正、二場寶俊、（市谷）大橋大秀、竹中眞二（横濱）小橋川昭髮、清庸三、瀧澤齊、伊藤忠、鈴木清正、濱田稔、本吉治雄、中島五郎、齋藤廣一、（宇都宮）關川重

（七十四頁の下段へつゞく）

練習所見學記（1）

市谷刑務所見學記

內藤四十治

市谷の名が、人の心にきざみ込む不思議な魅力　それは非常時日本をより一層震憾させた巨頭の拘禁場であり、日本で最大の未決拘禁場であるが故に。それはかりでなく、東京監獄と稱せられた時代から人間の屠殺場として幾多好奇な話題を齎したが故に——我々は異狀な探求心をもつて空模樣の怪しい昭和八年十月七日午前八時三十分市谷刑務所の門をくぐる。と右手の面會人控所には二十人許りの男女が居て一齊に顏を揚げていぶかしげな眼つきで我々を見守つた——が次の瞬間、また力なく肩を落し下をむいてしまつた。多分收容者の身寄の人達なんだらう。我々はぐつと胸にこみあげた熱いものを抱きつゝグリーン色に塗られた木造の事務室の橫で六列橫隊にならんだ。

九時十分から我々五十七名は三班に別れて先づ職員諸氏がせわしなく事務を處理されて居られる調所から居房に出て階上にあがる。途中隨處に「靜かに！」の注意書が張られてあるのが眼につく。如何に所謂「靜かに考へさせる」ことが未決勾留者處遇の要諦であることよ。我々は靴音を忍ばせて書信室に入り細絲を附した事仕掛の認書用品の授受方法に奇異の眼を見張る。書信室を出で獨居運動場を覗き見張所（立番前）を通過。見張所は一般に看守の屛禁所と云はれて居るやうに、何せ野天なれば夏は炎熱燒くが如く冬は寒風に吹きさらされ雨雪以外は絶對に哨舍に入るを許されず加ふるに格別な事務なきが故に平凡な無味乾燥な勤務箇所として萬人に嫌忌されて居るのであるが、こゝには電話の裝置等があつて設備の行き届いて居るのが窺はれる。聽て教誨所へ至る。途端むつとするやうな惡臭が鼻を突く。

我々は頤をしかめて七坪位の內部を見廻した。椅子が五六脚に長机が一箇、鼠色の長さ一間巾三尺高さ二尺もあらうかと思はれる長方形の箱が一箇、一段高くに佛壇がある。我々は帽子をとつて佛壇を拜し、こゝは死刑囚の死刑直前に於ける教誨所であり鼠色の長方形の箱は死體箱であることが御案內の中村看守長殿によつて知ることが出來た。私はこゝで死刑囚最後の言葉を靜かに考へた。恐らく死刑囚の口から洩れるのは「赦して下さい、赦して下さい！」と云ふ赦免を願ふ言葉が、さもなければ「もう五分間猶豫して下さい。いや一分間でいゝから猶豫して下さい！」と云ふ言葉にきまつてゐる。たとへ教誨師の熱心な說教も死刑囚には庭に吹きすさぶ風の音に他の一つの音が加はつた位にしか感じられないのではあるまいか。そしてまた餅菓子を貪り喰らうとも死刑囚には最早味覺などわかりはしなからう。目隱をされ手錠をはめ

られ直ぐ横の死刑場に入るべく一歩は進んだ――が二歩とは進めまい。今年になつて既に十一人の執行があつたさうだ。まだ執行確定者が六人もあるとのこと。我々は死刑場も見た。角の棺桶も幾つとなくみた。絞縄も見せていたゞいた。我々一行の其處かしこから深い深い息が洩れる。あそこの角にあるのが屍室です……」と中村看守長嚴の言葉に我々はたゞ絶望に似た一瞥を投げたのみで暗鬱な氣持に蔽はれた。そして今どき死刑廢止の是非などを論ずる者があつてみろ頭からどやしつけたいといつた人道主義的な氣分でいつぱいだつた。同時にベッカリヤに對する崇敬の念が猛然と湧きあがつて來た。暗い氣持の我々は雜居運動場へ出た今しも四十人ばかりの被告等は裾をまくり上げ脚を思ひ切りのばし步調を揃へて活潑な行進運動を續けてゐる。暫時見てゐる中に一つ號令でもかけてやりたいといつた輕やかな氣分になると共に被告等の編笠をかなぐりとつて運動させたならより有意義なのではあるまいかと考へた。罪證湮滅の虞なく共犯者の無い被告等の運動に際しては其の希望によつては編笠を使用させなくてすむように改むるの要ありはしないか。それより病舍を通り市谷唯一の工場である營繕工場を覗き炊場に出て接見室に於て懇切な說明をおき、致し例のグリーン色の事務室に出た時は何故か蘇生の思ひがした。時に十時二十分。

市谷刑務所でのおもひ出は「陰慘」と「怨慌」の二字につきると思ふ。

これより我々三班は一團となつて職員俱樂部に至り刑務一覽のパンフレットによつて市谷の沿革其他市谷諸般の事どもを一目瞭然たるを得た。本日の收容總員一千八百八十三人內未決勾留者一千五百八十九人懲役一百六十七人他は勞役禁錮拘留等、それより佐藤所長嚴の未決勾留者處遇の方法特に思想犯人處遇に就て約二時間にわたつてのおはなしに多大の啓蒙をうけ、終つて山海の珍を盡くした晝餐のおもてなしまでも忝ふしたことは我々の深く感謝する處であります。（完）

（七十二頁より）

雄、河野義通、成田德太郎、藤本泉岳、田代佐四郎、村田幹雄、大森政一、枝野子之吉、（栃木）小松直清、（千葉）長山又四郎、岡田悌一、稻葉雄次郎、二瓶伊七、磯德二、北畠顯夫、（前橋）長谷川鐘太郎、吉田敎靈、吉川正信、山田喜重、小林彥義、（甲府）齋藤敬二、成瀨定實、越田利二、渡邊高吉、岡諄、（八王子）金澤公炳、高谷信一、今田幸一、萩原四郎、（水戶）藤原敎圓、三浦惣次郎、山內敏雄、（小田原）宮內精介、加藤敎榮、下澤喜三郎、（川越）奧田將、六浦哲英、（浦和）難波哲雄、（長野）楠原堯照、日高寬亮、杉山一清、（名古屋）柏原惠秀、（久留米）清水哲雄、（大阪）吉藤賢英、（朝鮮）安達唯信、富士原景樹、角居玄雄、（臺灣）澤井岱峨、（其他）和田千松郎、矢野亮、秋庭正道、向井淺三郎、飯島藤作

各地だより

⊙在所死亡者追弔法會

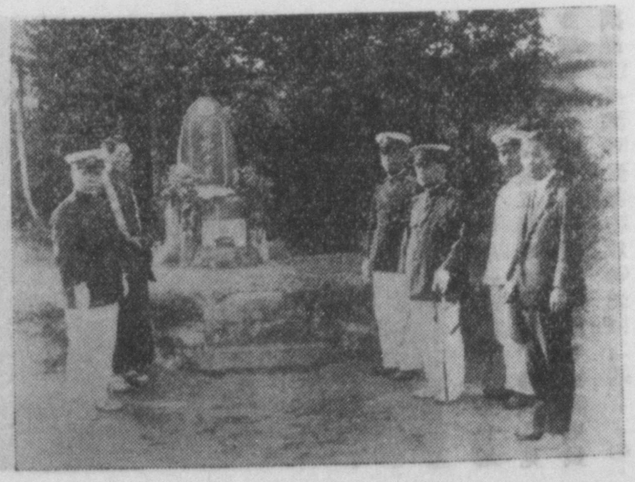
――高松刑務所――

高松刑務所に於ける在所死亡者の追弔法要は秋季皇靈祭の翌日を卜して營み、當日は司法保護團體讃岐修齋會を通して縣下殊に當市內の多數の篤志家よりの供物が供進せられ又官民多數の參列せらるる慣例となつてゐる。本年も九月二十三日午前九時よりの法要施行に際し來賓としては木下香川縣知事、內藤裁判所長、增田檢事正、萬濃主松平伯爵家家職、判檢事、高松警察署長、辯護士會長、修齋會理事其他二十餘名の列席あり、莊嚴なる佛前の周圍には喜捨に因る供物が典ぜられ、衆僧の莊重なる勤式、渡邊所長、增田檢事正、脇谷辯護士會長の懇篤なる弔辭、引續き强信家讃岐修齋會常務理事酒見忠勞氏の熱誠なる宗敎講話を最後として二時間三十分に亘る盛儀を終へた。千百餘人の收容者も齊しく佛陀の慈光を拜し、眞心より出でたる供物、社會有識者の參列等を目擊して多大の感動を受けたことであつたらう。

⊙墓標改修成る

――松本刑務支所――

創立以來悲慘にも受刑の儘罪を擔ひて死亡した者の骸は其の名もいと冷き「在監人之墓」として松本市西方蟻ヶ崎公葬地の一隅に埋葬されてあつた。併乍ら如何にその罪咎重しと雖も死後尙ほ墓標に在監人と刻まるゝは憐れに思ひ之が改修を企て去る九月廿三日秋季彼岸會を卜して墓標を合葬之墓と改めた上職員並びに收容者代表參列して懇に讀經供養をなした。（下はその寫眞）



⊙物故職員追弔法會

――同　所――

在職中物故せられたる先輩諸氏十餘名の氏名も今は僅に一二職員の耳に止る位で年月の經過に伴ひ漸次忘却せられ、さては其功績をも忘れ去らるゝ虞なしとし

ないので、玆に職員相諮り物故者の諸靈を慰藉すると共に其遺族に對し舊情を溫め心より感謝の誠意を表せんものと九月二十三日秋季皇靈祭をトし先づ物故者の法名帳を作製して佛壇に供へ永遠に之を傳へ弔ふことゝし、且つ遺族を招致して懇に追弔法要を營み特に本派本願寺より杉谷布教師を招き法話を聽聞した。

⊙作業製品即賣會

——沖繩刑務所——

沖繩刑務所に於ける作業製品即賣會は八月廿六日より廿八日迄三日間に亘り所内演武場に於て開催された。時恰も稀有の暴風雨被害直後に際し又復新嘗風の接近につれ天候頗る險惡時々驟雨の襲來等あり、傍々市内各所に腸チブス蔓延の禍に遘ひ、舊盆會の景氣を少からず減殺せられたる折柄にも拘らず、午前七時の開會前より陸續購買者殺到し午前十時頃に至つては全く立錐の餘地なき盛況を呈し出品物の大半を賣り盡した。而して出品價格四千五百圓に對し初日現金賣上高一千八百十圓九十錢、第二日六百九拾六圓八十九錢、第三日四百三十一圓十一錢、合計二千九百三十八圓九十錢を收納し尚ほ告知書を發行したるもの四百八十一圓十錢にして總賣上高實に三千四百二十圓に達し、尚ほこの外二千九百四十五圓の注文を引受け豫想以上の好結果を納め寧ろ製品不足の爲好機を逸したるの慨があつた。之れ全く宣傳の適切だつたこと、豫て民間有識者及び斯業者等の意思疎通の圓滿であつた點と各官衙職員等の理解に基つくものであるが、一面製品の改良に勗め意匠、技工、圖案、價格等の點に留意し特に日用品を主として高價品を避け新たに玩具類等を加工した結果と思はれる。

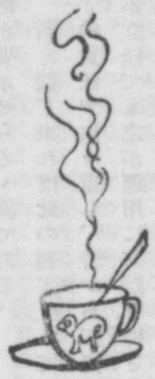
⊙職員の拳銃射撃

——盛岡少年刑務所——

盛岡少年刑務所に於ては秋空高く澄み渡る十月六日秀峰岩手富士麓に近き陸軍射撃場に於て福富盛岡憲兵分隊長指導の下に職員の拳銃實包射撃を施行した。射撃人員五十五名、發射彈總數三百五十九發、命中總點數五百七十五點、稀れに見る好成績を示し緊張裡に終始し戒護吏員訓練上多大の效果を收めた。



讀者の頁



⊙累進制度と看守の責任

上田小宮山生

待望の累進制度、所謂受刑者處遇規則案なるものが愈々刑政第四十六卷第七號を以つて公表された。十一章九十四條より成る實に堂々たるものである。此の制度の出現に依つて行刑の根本は確立せられ處遇の萬全は期され得るものと謂ひ得よう。而して同誌次號に於て正木先生が『累進處遇に關する教育的、技術的統制』と題し之が條文を詳しく解說を賜つたことは眞に嬉しい。聞くこと久しかりしも實際に經驗のない吾等にとつては將に航海の羅針盤であり、パイロツトである。

然り而して此の制度はと見るにそれは行刑の敎化作用を技術化することに依つて受刑者を自力的に改善せしむる、之が本制度の眼目の樣である。隨つて其の處遇方法は從來の他動注入的敎育の域を脫して受刑者自らの力、自らの汗、自らの行動によつて自らが組立てゝ行かしむる樣になさねばならぬと謂ふのである。故に累進制度は裁判上言渡されたる刑期を數個の即ち第一級を考查級、第二級を修練級第三級を改善級、而して第四級を責任級と新樣に段階を設け漸次處遇を向上せしむると同時に夫れ相應の責任を負擔せしめ最後に假釋放せしむると謂ふのが此の制度の順序梗概である。……が就中私は此の制度が漸次處遇を向上せしむると同時に其受刑者を優遇するが、其優遇は近時行刑に無智なる輩が批難嘲笑するが如く只囚人を甘かすに非ずしてそれは恰も社會生存上に於ける常則、即ち克く働く者はそれだけ多くの收益を得ると謂ふ所謂優勝劣敗の法則に基くものであり、而して又一面社會生存上其地位が向上すればする程其人は社會に對して種々なる責任を負擔するやうに又累進制度に於ても上級受刑者に對しては夫相應の責任を負擔せしむることに依つて自ら發奮努力し、嬰ての社會的生活に融合即ち泥む樣に組織立られて居ることは之即ち行刑の進歩であり、近代行刑に相應しい處遇方法として賞讃措く能はざると同時に之が處遇者たる吾々看守の責任の加重されたことを痛感するものである。

何となれば、それは此の制度の眼目が自力的改善即ち仗人の行刑に非ずして囚人自らの行刑であると謂ふ意味に於て吾々の手數は大分簡略されたかの如く見らるゝも、それは所謂皮相の見解にして實質に於ては之に反比例して居ることを認識せねばならぬからである。

そこで先づ手近な例を擧げて見るに累進制度の前提たる個別處遇の問題であるが、これは近代行刑上に缺くべからざる

矯正図書館

ものゝ一であることは吾人周知の通りである。此の個別處遇の完璧を期さんには如何なる手段方法を講ずるか、それには先づ彼等の囚はれざる日常の動作を知らねばならぬ故に逃走自殺又は暴行等の如き行刑紀律を維持するに重大なる影響ある場合の外些々たる反則の如きは之を故意に看過して各個の眞性を發見するが如き、又將來落伍せしめず顯かしめず社會生存競爭に併行して自活の道を樹てしむるべく課する作業は如何なるものを撰擇すべきか、それには當人の作業能力、忍耐力等を觀察せねばならぬ故に先づ最初手工業を課し業種の撰擇、轉業等を許さずして試練作業を爲すと謂ふが如く其の處遇方法は比較的複雜化し呼吸手加減が六ケ敷なり、それだけ刑務官の人格的處遇が要求せらるゝ譯である。

斯く觀じ來れば此の制度生れて吾等看守の責任や愈々重し、昔から如何に制度が立派でも之が運用に其器を得ざりしなら云々と謂ふ、吾等は今此の深み行く秋と共に寸暇割愛先生が解說を熟讀玩味すると同時に又諸學科の研鑽を怠らず此の重責を全ふし行刑の眞價を層一層發揮せねばならぬ。

⊙彼岸花

川越少年護城生

獨房の窓から斜に射しこむ陽光も和くなつてブルシヤンブルーの空にはちぎれ雲一ツない。彼岸花が眞紅の唇を綻せもいろ〳〵し畑に秋風吹いて愈讀書にも勤務にも汗の中から解望した自然の恩惠が訪れた。Time flies like an arrow. サーベルマンライフも愈三ケ月、たゞ僕には漠としてこんな感想しか殘らないが青い囚衣の少年達が步む一日〳〵を凝視する時何時も對立する自分の不勉强を愧づかしく思ふ。

北歐のタイラント、ヒツトラアはユダヤを逐ひマルキシズムを擊滅して尙足らず行刑政策を迄苛酷な應報刑に逆轉せしめたと聞き、彼は何故十八世紀のフランスに生れなかつたかを殘念に思ふ。顧て近代教育學の要望する啓發的敎化行刑主義に立脚する新累進制度に就て本誌に揭載された原案を讀んで愈自由刑の彈力が蒼窮に解放されて躍動する日の遠からざるを知つて欣躍した。苟も行刑法がマグナカルタとして受刑者を律する反面には所謂「人たるに價する生存」を保障されて居る。その最後の限界を越へざる範圍內に自由刑の淸流は時代に伴ふ躍動進展の波を乘せて靜に流れて行く。勿論この河床は流水を濁さず又氾濫させてはならないし、充分その能力を具備したものであらねばならぬ。然し事實に直面して誰しもこのアトモスフエアの矛盾には凡そ失望するらしい。然し思想的にも世政的にも赤々で惱む赤貧時代の豫算に運用される刑務所機構に於てこれが一時的の全貌改革は誠に困難であることも想像されるのである。

然し行刑が敎育である以上それは人格の接觸であらねばならない。人格は品性の外殼である。リアインされた人格も蝕れた人格も、直に彼等に反映するだらう。この見地に立つ時吾々戒護看守は第一線に於て最も枢要なる責任を負ふものである。故にこの人にして敎育に無智或は冷淡ならんか實に由々しき問題である。上司の指導精神が如何に熱を以て臨まうと概念構成だけでなしに行刑技術の確立は到底望み得られない。況や行刑の完璧を期すに於てをや。然しこの對立する二ツのエレメントに就て主觀的にのみ焦點を求むる事は妥當でない。爽かな秋風も外苑のボールの高鳴りも享樂する閑裕とてなく、朝に星を戴き夕に月を迎へて歸る吾々には況して刑政の一頁をすら讀む事は非常な努力なのである。

傳へ聞く處に依ると警察官の優遇提案として帽章や肩章を金モールにし服地を良質にすることがバスし近き將來に於て實施されるさうだから必然的に吾々刑務官も遠からず服裝がよくなるだらうと。若しこれ眞なりとせば私は叫び度い。信念だけでは敎育は成果を望まれない。吾々は素より被服の向上は望ましい事ではあるがそれとて一定の豫算に依るもので あるから金モールの帽章も上質の服も要らない。たゞ行刑有終の美を厥す爲に餘りにも閑却された吾々戒護看守をして現在よりも些少なりと素質向上の爲勉學の餘裕を與へられん事こそ喫緊焦眉の問題ではなからうかと。

僕の望みは躍進する行刑思潮の事實の衝に當る看守を何の顧慮なしに等閑視する事より起る理論的自殺を防止したい熱情の迸りであつて或ひは一ツの謬見であるやも知れないが江湖の御批判を仰ぐ次第である。

⊙蟲の鳴聲

網走後七生

野邊見れば尾花がもとの思ひ草
枯れゆく程になりぞしにける

と古歌に詠じた光景は將に近づいた唧々として鳴く虫の聲近く遠くあはれに聞える。げに虫の音は無心な天然の音樂であるけれど人の耳に嚙々切々として悲しみの曲を奏でるやうに聞えるは、聽く者の胸の裡に哀情禁じ難いものがあるからであらう。

野に行けば駒は勇んで收穫の荷を運ぶ田面には農夫は利鎌を揮つて稔る稻穗を刈取つてるそのとき網走湖岸に纔らしたあゝ赤煉瓦の中に聳え立つ大きな建物をさして歸り行く連鎖に繫がれた一團々々の異樣なさま。しかし妻は變れど其の肉體は人間である其の胸底には人としての善性がある筈だ。彼等は妻もなく子もなく酒も肴もない淋しい鐵窓を唯一の慰安所として歸る。しかしその慰安所は肉體の休息所であるけれども精神的には寧ろ悲しみの場所である彼等は其所に於て靈を養ひ秋と共に益々肥えるのであらう肥えたる靈は反省から改悔へ、改悔から自覺へと一步々々正しい方向に戻るのが本然であらうけれども中には自暴自棄に陷つて毒皿主義へと傾くものもあらう。或

は今更改悔しても世の中は相手にして呉れぬため此の赤煉瓦の大きな建物を永久の我が家として生存競爭の避け所として此所に安住するよりも外に途なしと諦めるものもあらう。

なげけとて泣く草叢の虫の聲
我身も枯るゝ秋は來にけり

とはげに彼等の心境であらう一生涯囹圄の中に送らねばならぬ人こそ可憐であるそれにして生あるものは死の準備である『朝に道を聞いて夕に死すとも可なり』と云ふ。固陋頑迷な彼等にもせめて教へたきものは人の道である囚へて置くのは『釋放』の準備である軈ては釋放される彼等のさまよへる心を立返らせて良心の故里に戻し秋の夜の月の如くその心を鏡と冴える清きものに磨くに今ぞ誠によい季である、我等刑務の職に在る者自からあの月と清き心を以て闇路を走る彼等の暗き心を照してやらう。

よもすがら空のうす霧消えつきてこゝろに磨く秋の月影

⊙自立自營の立場から
觀た懲役受刑者への差入に就いて

滋賀　黒田　巖

凡そ人たる以上　苟も特別の事情介在せぬ限り、獨立の生計を營むべきは蓋し當然の事であり、徒衣徒食等假初にも爲す可きではない。（所謂特別の事情とは我刑法に於て責任無能力者と視られるものを意味し父祖の餘財を食んで生活するの類を指さすのではない）實に自ら働き而うして自ら求めて生活する事は、人間自然の一大法則であるとわたくしは信ずるのである。

玆に於てわたくしは、彼の懲役受刑者への差入に就いて、聊か愚見を披瀝して見ようと思ふ。

卽ち、受刑者に對する自辨物品の使用制限が、從來のそれに比して幾分緩和された關係上、自づと彼等への差入件數も亦增加したやに見受けられるのである。

而うして、此差入の多寡及其有無に據つて、彼等と家庭との感情、或は出所後の保護如何を表示するか、の點に就て姑く措き、わたくしは冒頭の見地に立脚して、之れは能ふ可き限り、縮少したいものと思考する。

何故ならば、彼等は現に働きつゝあるそして多くの場合作業賞與金の計算を享受しつゝあるものである。（多くの場合とは現行法上計算を爲されぬ場合、及支給が絶對でないことの外）さるが故に自辨を許される物品は可成己が所得金より購入し、濫りに家庭等に向つて差入を要求す可きものでは無いのである。今玆に一步を進めて彼等の家庭に思ひを運ぶならば、卽ち其多くは貧困である、そうして家庭に於ける彼等の地位も多くは重要である、其彼等を刑務所に送つた後の家族の生活狀態は、實に悲慘の極みであると察することが出來る。而うしてその求めるものが他に策の無い事情ならば未だ恕す可し、甚だしいのは他收容者に對する虛榮の爲めにすると言ふに至つては、到底看過するに忍びないのである。然るに刑務所としては、それが適法に爲される限り、敢て拒否する事が出來ない。

わたくしは惟ふ、現下の行刑が敎化の礎石上に立つものならば、努めて彼等の依賴心乃至は虛榮心を抑制根絶せしめ、自立自營の精神を涵養扶植す可きであゝ而うして之れが爲には須らく所得金の使途を擴張し、差入の範圍を縮少し、延いては家族の負擔を輕減せしむべきであると。

玆に於て當然起つて來る問題は、彼等の作業に因る收入金の給與方法、及之れが使途の範圍並に差入の限度等であるが之に就いては後日拙案を提出して見度いと思ふ。

本稿は言はゞ其の緒論に類するものであつて、只人間自然の法則から懲役受刑者への差入を最少に制限したいとの希望に依つて草したものであり。之れに就て、日常わたくしが掌理してゐる彼等の發受信に據つたものである、從て狹識淺見の誹は免れない。

（昭和八・一〇・七脫稿）

⊙北海道・樺太刑務官
表忠碑を拜して

札幌　來生忠次

石狩の流れたゆともいしふみにたてし心は千代もくちせじ
かしこくもたてたまひけり御手つかれのいしふみらあやに尊きこれのいしふみけふのこの式も靜かにひらかれて尊き人のあまたつとへるいしふみの尊き文字を讀みかへし涙湧き來ぬよみかへしつゝおこそかな式につらなり亡き友のほまれ高きを今日そ知りぬる雲井までほまれとゞかんいしふみのきよき文字こそ世にかざりけれはてしなき大石狩の廣き野にたてるいしふみの姿雄々しもあまた人皆いしふみをたゝへます言の葉きけはうれしかりけりかくれたる嗚呼刑務官三勇士このいしふみにあらはれにけりほまれ高き表忠碑の前にぬかつきて清きこゝろにうたをかくわれ



矯正図書館

切抜帖から

□思想問題研究會を各地方に設置

文部省では最近における地方教育關係の思想事件の續發並に不穩思想の各知識階級層への浸潤著しきに鑑みその監督を一層嚴にするため思想局を設置して教育思想關係における極左運動の防止鐵壓に努めることになつてゐるが、一方極左思想の各教育者層への浸潤に對してはそのよつて來る根源を究め適切なる指導方針を樹立する必要があるので各地方に思想善導の立場から各種の問題を研究調査しこれを基として指導上必要なる種々の事項を實行すべき機關を設けてその活動を促すとともに關係者相互の連絡を密接ならしめることになり、過般の思想對策協議委員會の思想善導方策の決議に基き今回各府縣において知事を中心とし、學務部長、學務關係課長、視學官、社會教育主事、學校長、直轄學校生徒主事、國民精神文化研究所、教員研究科出身者、その他警察部長、特高課長等を網羅して思想問題研究會を設置し思想問題の權威ある指導機關たらしめ來年度より各地方に設置することになつてゐる國民精神文化研究所支所の事業と並んで思想監督機關としての目的を徹底せしめるよう通牒を二日文部次官より各地方長官宛發した。（一〇・三・東日）

□昨七年の人口増加百万を突破

昨昭和七年内地における出生、死亡については四半期毎にその概要を發表したが今回同年中の人口動態に關する全部の數字がまとまつたので、こゝにその概要を發表して一般の參考に資する次第である。

婚姻　婚姻件數は五十一萬五千二百七十件、人口千に對する割合は七・七七であつて、前年に比較すると實數において一萬八千六百九十六件、割合において〇・一七を增加した。既往において婚姻率の最も高かつたのは大正九年の九・七六であつて、以後漸減の傾向を示してゐたが本年は前記の如くやゝ增加を示してゐる。

離婚　離婚件數は五萬千四百三十七件、人口千に對する割合は〇・七八であつて前年に比較すると實數において八百二十八件、割合において〇・〇一を增加した。離婚率を既往について見ると大體漸減の傾向にあるが、諸外國より尚高い。

出生　出生總數は二百十八萬二千七百四十二人、平均一日の出生は五千九百六十四人であつて、人口千に對する割合は三二・九二である。これを前年に比較すると實數において七萬九千九百五十八人、

割合において〇・七五を增加した。

死亡　死亡總數は百十七萬五千三百四十四人、平均一日の死亡は三千二百十一人であつて、前年に比較すると六萬五千五百四十七人を減少した。人口千に對する割合は一七・七三であつて前年より一・二五低い。明治初年を除き未曾有の低率である。

自然增加　出生、死亡の差增、即ち人口の自然增加は百萬七千三百九十八人、平均一日の自然增加は二千七百五十二人であつて、これを前年に比較すると十四萬五千五百五人の增加であつて、人口千に對する割合は一五・二〇に當り前年より二・〇一の增加である。これは出生の增加、死亡の減少の二つの事實に基くものである。（一〇・五・内閣統計局）

□斷種に關する二つのニュース

斷種に關する木村敎授のエキゾースチヴな御研究が本誌に發表せられて間もなく、ナチス政府が斷種法を制定したのを切つかけとして、この問題は俄かに我國朝野の注目を惹き出したかの如くである。それに關する二つのニュース——

一は内務省衞生局が調査に着手したといふ話、

この種法規の制定は殆ど世界の大勢となつてゐるので我國に於ても近き將來に法規制定の必要に迫られるものと見て、内務省衞生局では衞生行政の諮問機關である保健衞生調査會の民族衞生に關する特別委員會に於て惡質遺傳病者の子孫絶滅に關する法規制定の必要の有無並に滅種法を行ふべき惡質遺傳病に關する研究を行ふことゝなり、目下衞生局南崎技師の下で世界各國の立法例と施行後の成績等に就て調査中である。（一〇・九・時事）

他の一は日本民族衞生學會が建議案の草案を起草中であるといふ話、

日本民族衞生學會では優生運動を積極的に起すことになり先には優生相談所を設置して街頭に乘り出し、又近く同學會を協會に改稱して學術部と事業部に分け實際運動に適するやう組織變更も計畫してゐるが、優生運動を更に立法運動にまで展開すべく、同會では會長永井潛醫博以下「斷種法建議案」の草案を起草中であるが、醫學上、法律上または人道上各方面の注意を喚起するものと見られる。（一〇・一三・東朝）

□減刑嘆願不受理

司法省では從來刑事被告の件に對する減刑嘆願書、請願書等は請願令の規定に基き受理すべき筋合のものでないといふ解釋をとつて來たに拘らず大審院刑事第一部の泉二裁判長は去る八月上旬これと全然解釋を異にした「嘆願書の提出は請願令違反を構成しない」といふ趣旨の判決を宣告したので五・一五事件の被告に對する嘆願書が續々と提出されつゝある折柄部内ではこの解釋の喰違ひを重大視し本省においても刑事局飯塚書記官をして法理解釋の研究をなさしめる一方靜岡横濱兩地方裁判所は十八日から開かれる思想係判檢事會同の協議事項としてこれが解釋を提案して來たので本省では十二日午前十時より省議を開き小山法相、八並、皆川兩次官以下局課長全部出席審議の結果、本省としては從前通り裁判の獨立を尊重する意味から裁判所は減刑嘆願並に請願等の趣旨を採入るべきではないといふ解釋をとることに意見一致し正午散會した。（一〇・一三・東日）



海外異聞錄

◇大人氣の良人殺しの美女

夫を毒殺した夫人があまりにも妖艶なので、陪審員が惱殺されて審理が思ふようにはかどらないといふ、いかにもアメリカらしい事件——被告はマサチューセッツ州サレムのゼツシー・コステロ夫人、彼女は自分の夫である消防隊長を毒殺したとのかどで刑事法廷に初めてその妖艶な姿を現したのは八月初めのことだが、余程度胸のある女と見えて、囚はれの身でありながら別段屈託した模樣もなく、何時もながらのにこやかさに誰いふとなく「スマイリング・ウイドウ」（微笑む寡婦）と愛稱するやうになつた。そして夫人が法廷を出入する時入口に待ち構へた群集は、夫人の微笑に向つて歡呼する始末である。檢事は未亡人とエドワード・マクマホンといふ退職警官との醜關係を持出して判定の材料にしようとするが陪審員も傍聽人も夫人に魅惑されて心證をよくするばかりその上コステロ夫人が逮捕されてからは夫人への求婚者が續出するといふ有樣で、檢事の立場がます〳〵不利になるといふ。孤軍奮鬪する檢事が果して公訴の目的を果し得るかどうか、裁判の民衆化は女尊男卑のアメリカで今大きな疑惑の渦をまき起してゐるとのことだ。

◇受信機應用の殺人事件

最近パリーでの出來事として發表された所によると、或る殺人犯人は受信機にスキツチを入れて高聲にスピーカーを鳴らし、被害者の悲鳴などは打消されて聞えないやうにしてゐたと云ふが、此の殺人事件調査に當つた當局者は、今後斯ういふ事件が續發してはたまらんと、腕を拱いたと云ふことだ。

◇死を望む宿病者は殺すも罪とせぬ

過般ドイツ司法省は新刑法に關する覺書を發表し、不治の病人が自ら死を望む場合はこれに安易な永眠を與へることを合法とすべしとの公約を行つたので、俄然全國にセンセイションを惹起した。即ち右提言は宗教、醫學、法律並に家族問題等の諸問題に關聯して、激しい論爭を引起す形勢となつた。特に教會各派はキリスト教の教義に基づき强硬にこれに反對を唱へる模樣である。

◇詩から拘引

シエクスピアとキーツのお陰で警察に引つ張られて、しかも罰金を課せられた、と聞いたら隨分馬鹿々々しい人間がゐると思ふだらうが、英國では時たま、かういふ人間が現はれるといふのだから面白い。最近も二人の英人がロンドンの大道で「我が胸は痛む」といふ詩句は「シエクスピアが書いた」「いやキーツが書いた」と互にいきり立ち、互に

讓らず顏を眞赤にして口論、何處でも同じ人の黑山、遂に交通妨害の件で警察へ拘引されてしまつた。その詩句は恐らくキーツの文にあるかも知れんし、あるひはシエクスピアの文章中にも發見出來ることであらう。こんな小さな事件だが、昔からの美しい詩句が人々の間に愛され、どんな階級にでも普及されてゐるゆかしい文學の國イギリスの一面を示すものである。

◇古都の家畜取締

トルコにおいてかつてはこの世に並ぶものもなかつたサルタンの榮華を秘めアラビヤン・ナイトの夢いまださめやらぬ東洋の舊都イスタンブール——此千載の古都を快い眠りからさまし、その夢をば破つて近代美を有する西洋風の都市たらしめようとの大統領ケマル・パシヤの企圖は久しいものだが、これがため最近法令を發した。その中から珍の珍たるものを拔くと

一、牝鷄が大道で卵を生む事を禁ず

一、羊、山羊、水牛その他の家畜群は午後九時から午前六時の間のみ通行を許す

◇歷史付の分捕鐘盜まれて故國へ

オーストラリアの巡洋艦シドニー號が、かの有名なドイツのエムデンを擊沈した際分捕つたといふ銅製の鐘が何者にか盜まれてゐるのを發見して大騷ぎとなつたといふ話——この鐘の盜難はこれで二度目で、最初はこの鐘はエムデンが常に時報に用ひてゐたものでもあり、また同艦がまさに沈沒せんとした時盛んにこれを亂打したといふ意義あるものであるところから、シドニー號では十八年間兵舍に飾つておいたのであつた。それが昨年の暮突然なくなつたのである。しかしこの時は二三ヶ月目に片田舍の地中から發見されたのであつた。そこで今度は博物館に陳列しかぎをかけて嚴重にしてゐたのであつたのに、それがある朝また〳〵紛失してゐたといふのである。そこで果然その筋の活動となり、八方嚴探の結果この鐘は百六十ルーブルで一獨人の手に買取られ、ハンブルグに運び去られてゐることが判明した。この報を得た警察では急遽取戻すべく交渉を始めたと。

◇乞食退治の運動

ドイツでは今「乞食退治」といふ社會運動を强調して、街頭から乞食の姿を一掃せんと努力しつゝあるが、最近ハンブルグにおいて、三百五十名の乞食浮浪者を捕らへ、この內働ける者は各農地に送り働けぬ者は各種救濟施設に收容した。

◇獨逸議事堂放火の公判

本年二月二十七日夜、獨逸國會議事堂を猛火に包んだ放火事件の犯人として檢擧した自稱オランダ共產黨員ヴアンデル・ルツデ及びその共犯獨逸共產黨員ロアトルグレル外三名にかゝる公判はライプチツヒ大審院で行はれた。この放火事件を契機としてナチス政府の共產黨彈壓が始まつたのであるから、この公判は國際的に注目されてゐたので、同日は證人として百二十二名の記者が出廷したが、この內半數以上は外國記者で大部分は世界經濟會議に出席せるものであつた。更に五十人以上の證人希望があつたがこれは出廷を許されなかつた。



家庭の頁

蕎麥の再認識

消化もよく、便通を正し
申分のない榮養價

この頃そばを食べる人が少くなつたのは、そばに對する味覺が段々鋭敏になるにつれて無理な調理法をして、これを自慢する極端なものが出來たりした爲で、味の點でも値段の點でも大衆の嗜好を離れる傾向になつて來たからだと思はれます。中には無暗に汁を多くして「そばきり」を少くしたり、色の白いそばを製して

◇……得意がつたり、又蕎麥粉は元來つなぎの惡いものですからそのつなぎをよくするためにうどん粉を多く入れたりするので蕎麥特有の風味、榮養を害はれ、蕎麥がだん〳〵近代人から離れて行くといふことは殘念なことです。蕎麥は穀物中でこんなに榮養價に富んだものは他には少いでせう、穀物の缺點といはれてゐるビタミンABCもこれには多量に含まれBの如きは脚氣豫防の藥といつても過言ではない程です。又その蛋白質も非常に良質のもので殆ど肉類や鷄卵のそれに匹敵する價値を持つて居ります。たゞ生の野菜や果物に多く含まれてゐるビタミンCとかカルシユームが不足してゐる程度で、まづ

◇……完全なものと云へるでせう。こんなにも榮養的でしかも安値な蕎麥を近代人が多く食べられることをお奬めします。消化もよくこれを用ひれば便通も大變良いのです。

引越しそばや
二八そばの由來

榮養上の話はこの位にして蕎麥の趣味の方面を少しお話して見ませう。蕎麥が始めて出來たのは寛文年間のことで當時は看板に「うんどん」と書いてその傍に「そばがきあり」と記した位のものでしたが、後には「そばきり」を主體とし「うんどんあり」と云ふ

◇……看板を掲げるやうにまでになりました。あの有名な二八蕎麥は寛文四年に始まつたもので價が十六文であるから二八と名付けたと云ふことです。これが慶應の頃には二十文になり、又ついで二十四文になりましたが、三八とは云はなかつたやうです。江戸の夜鷹そば、京阪には夜啼うどんと云ふものがあつてどちらも屋臺には必ず一つの風鈴を吊り、それぞれ特有の

◇……情緒をしのぶ風流なものでした。親馬鹿チヤンリンそば屋の風鈴といふ言葉は今も殘つてゐます。又今でも盛んに行はれてゐる引越蕎麥は、ざつと七八十年前までは人が店賃をして他所に引移つた時は小豆粥を小重箱に入れて隣近所へ配り、その跡で近付きに廻ることを家移りの粥と申して定例の樣になつて居りましたがその後小豆粥が古蕎麥」とその昔

◇……一茶が詠つた信州更科蕎麥も今でその量も少くなり質もだん劣つて來たといふことは非常になげかはしいことだと思ひます。

（藥湯の立て方とその効用）

普通の溫浴でも皮膚血管を刺戟してこれを擴張せしめ、その爲に神經中樞の血液量を減少せしめて鎭靜、鎭痛の作用があり、各種の神經疾患神經痛、ロイマチス、痛風、虛弱體質、慢性生殖器疾患、貧血、外傷、骨折等を治癒せしめるの効果があります。これに更に種々な藥物を加へた所謂藥湯は單なる溫熱の刺戟によつて起る以上の作用の他に各種の治療的効果があるもので す。以下に藥湯の立て方とその効果について述べて見ませう。

芥子浴　一〇〇—三〇〇グラムのカラシ末を布袋に入れ浴槽につるしてもみ出し且浴溫を適當に加減し皮膚の紅潮するまで入浴する。皮膚血管を擴張し內臟特に腹部及び骨盤臟器の炎症を緩和する作用があり、急性下痢、筋肉ロイマチス毛細氣管支炎等に應用する。

硫黃浴　木製浴槽內に五〇—一〇〇グラムの硫酸加重を加へる。鉛、水銀中毒、疥癬、癜風、白癬等に効果がある。

昇汞浴　昇汞及び食鹽五—一〇グラムを加へる、小兒はこの半量でよい、入浴時間は五—一〇とし入浴中浴水を嚥下しない樣注意する。專ら皮膚梅毒に應用する。

糠浴　一—一・五キログラムのぬかを木綿袋に入れ約五リツトルの熱湯內で約三十分間煮沸しこれを濾過して浴槽に加へる、皮膚濕潤、溫疹、火傷、皮膚過敏等に有効である。

炭酸浴　浴槽に半ポンドのソーダを加へ後鹽酸で中和する。腺病、神經衰弱、貧血等に有効とされてゐる。

芳香浴　一キログラムのカミツレ花またはシヤウブ根を一リツトルの熱湯內で十分煮沸し濾過して浴湯に加へる。虛弱者、腺病質、貧血、神經衰弱等に應用せられる。

以上の他　一般に廣く用ひられてゐるものに、いはゆる湯の花があります。湯の花は地下において過飽和の狀態に水中に含有せられた固形成分が地表に湧出した際析出せられたものであつていはゆる鑛泉の有効成分の固りであります。これは鑛泉の種類によつて種々その性質を異にし、硫黃分を主としたもの、石灰分を主としたもの、鐵分を主としたもの等があります。硫黃分を主としたものは皮膚疾患、ロイマチス、痛風、慢性金屬中毒、梅毒、腺病、佝僂病等に効果があり、石灰分を主としたものは呼吸器病、腺病、虛弱者、消化器病、ロイマチス、神經痛、生殖器疾患、運動又は

分泌障碍、便秘等に効果があり、鐵分を主としたものは血行器病、神經系病、貧血、虚弱者等に有効です。

要するに 湯の花を以て立てる藥湯はこれを産出した温泉に湯治に出かけたと略々同樣な治療効果があるもので す。但し凡ての温泉に湯の花が産するものではなく、瓦斯體を有効成分とする温泉は勿論であるが固形成分を有効分とする温泉もその含量の少いものは湯の花を産することはないから、かうした温泉の治療に浴するには何うしても所在地に出かける他はない。

食用茸・有毒茸の簡單な識別法

これだけ心得ておけば安心して食へます

キノコ狩りのシーズンです。それと共にキノコ中毒による悲慘事が毎年きまつたやうに繰り返されます。いふまでもなくそれは有毒タケを誤つて食べるためなのです。では——どうして食用タケ（マツタケ、シヒタケ等）と有毒タケ（ベニタケ、テングタケ等）とを識別するか？まづ食用キノコには約五十種、有毒キノコには八十種あまりも種類があり、中毒にもムスカリン、ファリン、ベルベラ酸中毒といろ〳〵ありますが最も多いものはムスカリン中毒でその猛毒は實に恐るべきものだといふ豫備知識を皆樣のお耳に入れておいてから御存じでもありませうが簡單な識別法を——

一、一般に食用タケは乾地にあつて淡色ですが有毒タケは濕地に簇生して見るからに毒々しい色なのが普通です。ピクニックにおいでになつてもじめ〳〵した土地に生えてゐるタケは敬遠なさるやうに——それでも折角取集めたものを捨てるのは惜しいとお思でしたらこんな見分け方もあります。

二、採集後空氣にさらしても變色せず、汁液がよくすんでゐるやうだつたら間違ひなく食用タケです。もちろん籠に入れてもかまいませんが——もし色が變つたり、汁液が白くにごつてゐたら、お早くお捨て下さい。それで——たとへばお隣りからピクニックのおみやげに……と頂戴したやうな場合にはまさか以上のことも聞けませんからこんな風にお心得下さい。

三、食用タケは感じのいゝ香氣で刺戟性はもつてゐません。有毒タケは强烈なかをりがはげしくきう覺を刺戟します。それでもまだ不安でしたら、ごく簡便な方法が二つあります。

四、手でキノコを裂いて御覽なさい、根本から傘まで工合よく、均等に裂ければもう安心なものです、立派な食用キノコなのです。しかし一つしかない命です。もつと〳〵大事をとりませうか。

五、キノコに銀さじを突き込んで下さい。さじの銀色が黒く變つてしまはない限り、もう大威張でパクついてもよろしいのです。

選句所感

長田君の秋の湖の句、その印象の鮮明なる、將に日本畫の趣きである。しかもそれがたゞ靜かなる趣きばかりでなく、靜中の動を描き出してゐるところ、畫龍點睛の妙おのづから備つてゐる。それは靜かに湛へた秋の湖である。すでに弱々しくなつた、物悲しくも明るい日光は廣い湖面に間近かくの山の影を大きく持つて明暗の隈をはつきりと水に捺しつゝあるとパツとひとところ水を蹴つて飛び立つた鳥、それは今まで氣がつかなかつたが水鳥が急に飛び立つたのである。何かにみづから驚いて立つたのであらう。そして飛び行く鳥の白い姿は湛へた水にくつきりとうつりつゝ遠くへ行く。鳥の蹴立つた勢ひに鳥渡亂れた水の面は忽ちもとの靜寂に返つて、依然として冷たい色を湛へその靜いよ〳〵深くなる感がある。この靜中の微かなる動相を機敏に捉へたところがよい。もし此の句が單に秋の冷たさを湛へた湖に白い鳥がゐると、いふだけでは物足らない（此の程度の句が非常

毎月募集
刑政俳壇
題 當季隨意
締切 毎月十五日限
用紙 官私製葉書
編輯部選

天蹴つて立つ鳥白し秋の湖　松本長田
地
落柿に蜂のはなれぬ冬日かな　姫路松月
人
初霜や菜屑積みたる庭の隅　水戸麥村
秀
尿近きを覺ゆるほどに夜寒かな　小菅法外
逸
朝寒や渚に寄する波の音　室蘭耕春
誰も來ぬ夜の長さを湯のたぎる　宇都宮勝太郎
洪水あとの殘れる土手や草の花　福岡守峰
秋風に寫經の硯乾きけり　長崎あつし
佳作
百舌啼ける杉の高さや秋晴るゝ　大曲船風
すれ〳〵に穗草の上や秋の蝶　大曲雲峰

に多いのである）が、其處を一歩深く、その水鳥の瞬間の動作を活寫してゐるので、非常に清新な感じと深い印象とを有つことになつたのである。つまり、靜的に平面的に見ることから出て、動的且つ立體的な感じに入つてゐるのである。

□

松月君の句になると、餘程平面的になり從つて全體に說明の氣分になつてゐる。これは前の句が瞬間的なのに對して、時間的である關係も大いにある。この句には冬の一日の時間が含まれてゐるのである。しかし單に冬の日の說明ではない、冬の日のある一日の暖かさの內容として落柿にゐて離れぬ蜂があるのだ。そこに捨てがたさを見る。これはよく見る情景であるが、みづからの落葉の中に落ち埋もれて腐つて行く柿に、冬の日の晝の暖かさを賴みに出て、もう碌々飛ぶ力もなくなつた蜂が吸ひついてゐるのには、夏の間勢よく飛び廻り、度々人を脅かした蜂だけに、何かかう嫩はれもの、末路といつたやうな慘めに哀れな感じを、他の虫類などゝ異つて特に喚び起させるところがある。その力弱つた蜂と、明るい中にも寒い日影の配材、それが融合して寂しい冬日の感じを思はしめるところがある。

□

麥村君の句も同樣だ。そしてかうしたやうな境地は既にいく度か詠はれてゐる境地とも云へる。併しその措辭には些の破綻もなく、よく整つてゐるのを見る。配材としての菜屑も惡くない。これがもし他のものであつたら嫌味になつたかも知れぬ。庭隅に無雜作に掃き寄せて積み上げた菜屑の青い上にわづかに白く凝つた初霜を認めたおどろきは、極めて自然でいかにも實情に即してゐる。詠ひ古された境地のやうに思はれながらも捨て難いのは、この實情に即したところにあるのだ。とかく物を大袈裟に誇張して仰山に云ふのが俳句の一つの弊である、つまり袴を着けて肩を怒らさぬと句の格好がつかぬと思ふのであるが、それは時と場合によることで、眞情は平常着の時の方に豐かに湛へられてゐることが多い。この句はいはゞその平常着のまゝのものでそこに見なれ聞きなれしてゐるやうでありながらも眞實のものが藏されてゐるのである。

汽車風に搖るゝや峽の萩の花　市谷蛾房
朝寒や露に眞白き蜘蛛の糸　新義州青塵
かんてらのにぶき光や夜業人　福岡楳城
蟷螂の再び草に沈みけり　福岡紫陽
蜘蛛の巢のかゝれる萩を起しけり　福岡閑一
鐵橋に列車の音や霧深し　福岡虎渓
常盤木に高くからみて蔦紅葉　千葉泰山
金屛風立てゝ菊をば並べけり　三重綠葉子
稻車萩を括りて通りけり　大曲綠路
行軍の踏みて過ぎたる花野かな　大曲華白
芋畑の續ける濱や秋時雨　安東奇峰
銃音の後しづかなり秋の山　川越佳星
更けてより名月露地を照らしけり　甲府夕雨
竹樋の音ちろ〳〵と蟲のかげ　咸興不鳴
霧晴れし巖の紅葉を仰ぎけり　岩國錦江
秋晴や谷間に落つる水の音　川越よしを
月あかき伽籃の庭や露の音　横手初歩
芒野や大きくのこる朝の月　千葉古山
朝霧の中に聲ある鳴子かな　宮崎梅月
草の實を散らしてばつた飛びにけり　名古屋春汀
秋の蚊や窓うす暗き竹の雨　岡山白潮

稻車案山子も共に積みにけり　盛岡政坊
こほろぎの聲沈みたる夜長かな　水手常松庵
浮標に來て遊ぶかもめや秋の海　小菅瞳帆
朝寒の小驛に時計見つゝをり　青森巖
朝寒の日向を選み歩きけり　旭川石亭
殘る柿夕燒寒く染めにけり　栃木栃村生
瀧しぶきかゝりて深き紅葉かな　三重宗綠
雨晴れて空の廣さや赤とんぼ　大曲呑洋
秋の空鳶と爭ふ烏かな　大曲刀羅象
鳥飛んでひとむら尾花暮れにけり　青森紫淵
白菊に茶の湯の客を招じけり　京城雄心
そゝくさと小蜘蛛の走る落葉かな　静岡しげゆき
炭燒の竈あらはなり冬の山　盛岡臺堂
冬に入る亂峰痩せてそばだてり　横手泰山
柿赤く古りし村家や山の國　千葉夜詩王
秋の川遠光りして流れけり　金泉清藤
こほろぎや晝置き替ふる鉢の下　福岡琴松
秋晴れに開きし窓や阿蘇の煙　熊本愛山
夕影に殘りし柿の赤さかな　巢鴨一水
ひとしきり落葉に鳥啼き去りぬ　旭川小雨
芋の葉の露ころびけり月夜風　福島篁雨

矯正図書館

訓令通牒

◎作業製素品運搬ニ際シ不慮ノ災害防止方注意ノ件通牒

司法省行刑局行甲第一、一三四號
昭和八年七月二十九日

作業統制實施以來各種官用品ノ製作ハ各刑務所共著シク增加シ之ニ伴フ製素品ノ運搬亦逐日激增ノ現況ニ有之候處最近某刑務所ニ於テハ軍需品ノ運搬ニ作業技手外二名自動三輪車ニ同乘シ運轉ノ途中電車ニ衝突作業技手ハ死亡其他ハ重傷ヲ負ヒ又某刑務所ニ於テハ運轉手ガサイドカーニテ製品運搬ノ途中トラックト衝突シ重傷ヲ負ヒタル事例有之其原因カ運轉者ノ過失又ハ不注意ニ基クモノナリヤ否ハ別問題トシテ等シク作業用務ノ途中ニ於テ斯ル不慮ノ災禍ニ逢ヒ重傷又ハ死亡スルニ至リタルカ如キハ本人ハ勿論其家族ニ對シ洵ニ同情ニ堪ヘサル次第ニ有之候條此種作業製素品ノ運搬ニ付テハ右他所ノ事例ニ鑑ミ其取扱者ニ對シ深甚ノ注意ヲ拂ハシメラルヽノ外左記事項ニ付御留意相成斯種災害事故防止ニ努メラレ度候

記

一、免許ヲ要セサル自動三輪車サイドカー等ノ運轉ト雖可成正規ノ免許ノ有之自動車運轉手ヲシテ操縱セシムルコト

二、免許ヲ有セサル者ヲシテ操縱セシムル場合ハ豫メ本人ノ技能試驗ノ上且本人ノ性向等ヨッシテ危險ノ虞ナキモノニ限リ操縱セシムルコト

三、運轉ノ機能十分ニ發揮シ得サルモノニ對シテハ時々車体ヲ檢査シ適宜修理ヲ加フルコト

◎指紋原紙作成表竝指紋ニ關スル諸報告件數表提出方ノ件通牒

司法省行刑局行甲第一、二六〇號
昭和八年八月三十日

指紋原紙作成表竝指紋ニ關スル諸報告件數表ハ大正十三年二月行甲第二三二號ヲ以テ其ノ事實ノ有無ニ拘ラス每月二十日迄ニ前月分ヲ提出スヘキ旨通牒致置候處各支所中ニハ之ヲ提出セサル向有之カ爲或ハ指紋押捺漏レ又ハ受刑事項ノ異動其ノ他重要事項ノ報告ヲ脫漏スルモノ往々有之甚タ遺憾ノ次第ニ付爾今同事務ニ付テハ一層周到ナル注意ヲ拂ハレ尙此際管下各支所ヘ篤ト右ノ旨御訓達相成度候

追テ該表ハ本、支所共直接當局宛發送ヲ要スル義ニ付御了知相成度

◎少年行刑教育令制定ノ件

司法省行刑局行甲第一、三九一號ノ一
刑務所長
少年刑務所長

少年行刑教育令別紙ノ通定メ昭和八年十月一日ヨリ之ヲ施行ス右訓令ス

昭和八年九月二十七日

司法大臣 小山松吉

少年行刑教育令

第一章 總則

第一條 少年受刑者ノ教育ハ特ニ規定アルモノヲ除ク外本令ニ依ル

第二條 本令ノ教育ハ專ラ其ノ身体及個性ニ留意シテ人格ヲ陶冶シ國民精神ヲ涵養シ且社會生活ニ必須ナル知識技能ヲ授クルヲ以テ本旨トス

第三條 教育ハ普通科及實科ニ分チテ之ヲ爲ス

第四條 普通科ハ小學校令ノ趣旨ニ則リ普通ノ知識技能ヲ授クルヲ以テ目的トス

第五條 實科ハ實業ニ關スル知識技能ヲ授ケ將來ニ於ケル生計ノ準備ヲ爲サシムルヲ以テ目的トス

第二章 學級ノ編制並編入

第六條 修業年限ハ普通科ヲ二箇半トシ實科ヲ一箇年トス但シ特ニ必要アル場合ハ司法大臣ノ認可ヲ受ケ其期間ヲ伸縮スルコトヲ得

第七條 普通科ノ各級修業期間ハ之ヲ六箇月トシ四月一日又ハ十月一日ニ始リ九月三十日又ハ翌年三月三十一日ニ終ル實科ハ四月一日ニ始リ翌年三月三十一日ニ終ル

第八條 普通科ハ之ヲ四級ニ分チ教育程度ニ隨ヒ左ノ順序ニ依リ之ヲ編制ス

一級 尋常小學校第一、二學年
二級 同 第三、四學年
三級 同 第五學年
四級 同 第六學年

第九條 實科ハ普通科ヲ卒業シタル者若ハ之ト同等以上ノ學力ヲ有スル者ヲ以テ之ヲ編制ス

第十條 智能ノ程度低ク普通ノ就學者ト共學セシムルニ適セサル者又ハ特ニ必要アル者ニ就テハ別ニ學級ヲ編制スルコトヲ得

第十一條　新ニ入所シタル者ニ付テハ其ノ學力ヲ考査シ之ヲ相當學級ニ編入スヘシ

第十二條　移送ヲ受ケタル者ニ付テハ原則トシテ之ヲ前刑務所ニ於ケルト同一ノ學級ニ編入スヘシ但シ刑務所長ニ於テ必要アリト認ムルトキハ前條ノ例ニ依ル

第三章　教科目及學科課程

第十三條　普通科ノ教科目ハ修身、公民科、國語、算術（筆算珠算）、地理、歴史、理科、圖畫、唱歌、体操教練並實業及其ノ實習トシ實科ノ教科目ハ修身、公民科、體操教練並實業及其ノ實習トス

第十四條　實業ノ科目ハ農業、工業、商業ノ中ニ就キ地方ノ産業並將來ノ生計ヲ考慮シ刑務所長ニ於テ適當ト認ムルモノヲ選定シテ之ヲ課スヘシ

第十五條　實習ハ本人ノ希望技能及適性等ヲ參酌シ將來ノ生計ヲ考慮シテ作業設備アルモノヲ選ヒ作業トシテ之ヲ修習セシムヘシ

第十六條　學科ノ課程及毎週ノ教授時數左ノ如シ

教科目＼科別	能	普	實
	一級 二級 三級 四級	科	科
修身、公民科	一 一 一 一		一
國語	四	四	二
算術	四	四	三
地理			一
歴史			一
理科			一
實業	二	三	五
唱歌、圖畫	一		
體操及教練	六	六	六
計	一八	一八	一二

前項ノ教授時數ハ必要アル場合ニ限リ之ヲ變更スルコトヲ得

第十七條　修身、公民科、體操及教練ニ付刑務所長ニ於テ必要アリト認ムルトキハ級別ニ拘ラス適宜教授スルコトヲ得

第十八條　第十條ニ依リ編制シタル學級ニ付テハ刑務所長ハ本章ノ規定ニ拘ラス適當ナル教科目及學科課程ヲ定ムルコトヲ得

第四章　學科教授

第十九條　學科ノ教授ハ主トシテ教師之ヲ行フ

刑務所長ハ必要アリト認ムルトキハ教誨師其ノ他適當ナル職員ニ教授ヲ命スルコトヲ得

第二十條　刑務所長ハ必要アリト認ムルトキハ實科ヲ卒業シ成績優秀行狀善良ナル者ヲシテ就學者ノ指導補助ニ從事セシムルコトヲ得

第二十一條　學科ノ教授ニ付テハ小學校令施行規則第一條乃至第十條第十三條第三條ノ二第十四條ノ趣旨ニ準據シテ之ヲ行ヒ單ニ知識ヲ授クルニ止マラス就學者ノ個性環境等ヲ考慮シ純眞ナル心情ヲ養フコトニ注意スヘシ

第二十二條　同一實業ヲ修ムル者ハ學級ノ如何ニ拘ラス之ヲ共學セシムルコトヲ得

第二十三條　學科ノ教授ハ免業日、日曜日其ノ他刑務所長ニ於テ特ニ必要アリト認メタル場合之ヲ休止スルコトヲ得

第二十四條　學習ニ必要ナル用紙、筆記帳、筆墨ノ類ハ之ヲ給與若ハ貸與ス

筆記帳ハ毎月一回以上教師ヲシテ之ヲ檢閲セシムヘシ其ノ他ノ學用品ニ付必要アル場合亦同シ

第二十五條　教育簿ハ擔任教師ニ於テ之ヲ整理スヘシ

第五章　成績考査

第二十六條　普通科ノ學力考査ハ學期末ニ於テ之ヲ行ヒ成績優良ナル者ヲ進級セシム但シ學期中ト雖モ其ノ成績特ニ優秀ト認メタル者ハ隨時進級セシムルコトヲ得

實科ノ學力考査ハ九月及三月ノ二期ニ於テ之ヲ行フヘシ

第二十七條　釋放、移送其ノ他ノ事由ニ因リ學科ノ教授ヲ中止シタルトキハ其ノ都度學力考査ヲナスヘシ

第二十八條　成績ノ評定ハ十點法ニ依リ五點以上ヲ成績佳良トス

毎學期ノ成績ハ本人ニ之ヲ告知スヘシ

第二十九條　操行善良學力優秀ナル者ハ奬勵ノ爲メ之ヲ表彰スヘシ

第三十條　行狀不良其ノ他ノ事由ニ因リ他ノ就學者ノ教育ニ妨ケアリト認メタル者ニ對シテハ其ノ出席ヲ停止スルコトヲ得

◎少年行刑教育令制定ノ件ニ關シ通牒

司法省行刑局行甲第一、三九一號ノ二

昭和八年九月二十七日

本日司法省訓令行甲第一、三九一號ノ一ヲ以テ少年行刑教育令制定相成候處右ハ從來少年受刑者ニ對スル教育制度ノ統一シタルモノ無之各所各樣ノ規定ヲ設ケ之ヲ施行シ來リタル爲其ノ施行方法ノ區々ニ亘レルハ勿論延イテ少年受刑者處遇上統一ヲ缺クノ嫌アルヲ免レサルノミナラス現在施行中ノ規定其ノモノニ付テモ悉ク其ノ内容ニ於テ完璧ヲ期セルモノノミトモ認メ難キ事情有之茲ニ今回訓令ヲ以テ之カ制定ヲ見ルニ至リタル次第ニ有之候而シテ本令ニ於テハ專ラ被教育者ノ身體及個性ニ留意シテ人格ヲ陶冶シ國民精神ヲ涵養シ社會生活ニ必須ナル知識技能ヲ授クルコトヲ以テ本旨トシ其ノ學科教程ニ付テハ國民義務教

育ノ實質的完成ニ重點ヲ置キ徒ラニ形式ニ拘泥スルコトナク最モ堅實ニ基礎的地歩ヲ固メシメ以テ其ノ將來ノ發達ニ或ハ其ノ實生活ニ資セシメントスル主旨ニ有之又其ノ修業年限普通科ヲ二箇年實科ヲ一箇年トシタルハ其ノ期間稍々短カキニ失スルノ感ナキニアラサルモ一般少年受刑者ノ在所期間及年齢、入所時ノ教育程度等ニ鑑ミ速成主義ヲ採リタルモノニ有之候ニ付長期刑ノ者若ハ特ニ必要アルモノニ對シテハ必スシモ義務教育ニ止マラス適當ト認メラルヽトコロニヨリ事情ノ許ス範圍ニ於テ補習的教育ヲ授ケラルヽモ差支ナキ義ニ有之候條這般ノ事情篤ト御諒承ノ上之カ運用ニ付テハ關係職員ヲ督勵シ諸般ノ設備ヲ改善整備（經費ノ膨脹ヲ來サヽル範圍ニ於テ）スル等精々御配意相成以テ十分教育ノ効果ヲ擧ケラルヽ樣致度尙本令施行ニ關シ左記各項御了知相成度候

記

一、本令ハ來ル十月一日ヨリ實施スルモノナルモ準備其ノ他ノ都合上同日ヨリ施行シ難キモノハ當分延期スルコトヲ得此ノ場合ニ於テハ其ノ事由ヲ具シ報告ノコト、但シ昭和九年四月一日以降ニ亘リ延期スルコトヲ得ス

二、本令施行ノ際現ニ義務教育ヲ完了シ補習科ニアル者ハ主トシテ實科ニ編入スルコト、其ノ實科ヲ終ヘタル程度ノモノニ付テハ特ニ必要アリト認メタルモノニ限リ本令第六條ノ主旨ニヨリ修業期間ヲ延長シ事情ノ許ス範圍ニ於テ適當ノ教授ヲナスコトヲ得

三、新ニ入所シタル者ノ學力考査ハ學校ノ證明等ニ據ラス專ラ實力ニ據テ之ヲ行フコト

四、教科書ハ當分現在ノモノヲ使用スルコト、尙教科書ニ關シテハ目下調査中ニ付之カ設備ナキ所又ハ不適當ト認メタルモノニテハ不日相當處置スル筈、又目下當局ニ於テ編纂中ノ國語新教科書ハ完成ヲ急キツヽアルモ明年四月一日ヨリニアラサレハ實用ニ供スル能ハス爲參考申添フ

◎教育簿樣式改正ノ件

司法省行刑局行甲第一、三九六號ノ一

刑務所長
少年刑務所長

明治四十二年十月司法省訓令第四號教育簿樣式ヲ別紙ノ通改正ス

右訓令ス

昭和八年九月二十七日

司法大臣　小山松吉

教育簿

教務主任

教師

| 所長 | | |

| 教育簿 | 種別 | | | 科目 | | |

矯正図書館

昭和八年十月二十五日

司法省令第三十五號

行刑累進處遇令

◎教育簿處理方ニ關スル件

司法省
行刑局行甲第一、三九六號ノ二

昭和八年九月二十七日

本日司法省訓令行甲第一、三九六號ノ一ヲ以テ教育簿様式改正相成候處之カ處理上ニ付左記御了知相成度候

記

一、在來ノ教育簿ハ相當補正ヲ加ヘ當分ノ間繼續使用スルモ差支ナシ

二、用紙ハペン書ニ適スル美濃紙形ノ洋紙ヲ使用スルコト



刑政第46巻第11号
矯正図書館

行刑累進處遇令目次

第一章　總則
第二章　受刑者ノ分類
第三章　累進處遇
　第一節　階級及編入
　第二節　累進
第四章　拘禁及戒護
第五章　作業
第六章　教化
第七章　接見及信書
第八章　給養
第九章　累進ノ審査
　第一節　累進準備會

第二節　累進審査ノ手續
第十章　進級ノ停止及階級ノ低下
第一節　進級ノ停止
第二節　階級ノ低下
第十一章　假釋放
附　則

行刑累進處遇令

第一章　總　則

第一條　本令ハ受刑者ノ改悛ヲ促シ其ノ發奮努力ノ程度ニ從ヒテ處遇ヲ緩和シ受刑者ヲシテ漸次社會生活ニ適應セシムルヲ以テ其ノ目的トス

第二條　本令ハ左ノ各號ノ一ニ該當スル者ヲ除クノ外懲役受刑者ニ之ヲ適用ス

一　刑期一年未滿ノ者

二　六十五歲以上ニシテ立業ニ堪ヘザル者

三　妊産婦

四　不具癈疾其ノ他心身ノ障礙ニ因リ作業ニ適セザル者

五　詭激ナル思想ノ抱懷者ニシテ其ノ思想ヲ拋棄スルニ至ラザル者

第三條　本令ニ於テ少年受刑者ト稱スルハ少年法第九條ニ依リ刑ノ執行ヲ受クル者及司法大臣ノ定ムルトコロニ依リ之ニ準ジテ刑ノ執行ヲ受クル者ヲ謂フ

第四條　本令ノ適用ヲ受クル者ノ處遇ハ本令ニ規定アルモノヲ除クノ外監獄法施行規則ニ依ル

第二章　受刑者ノ分類

第五條　新ニ入監スル者アルトキハ本人ノ個性、心身ノ狀況、境遇、經歷、敎育程度其ノ他身上ニ關スル調査ヲ爲ス爲之ヲ獨居拘禁ニ付ス但シ身上調査上必要アリト認メタルトキハ雜居拘禁ニ付スルコトヲ得

前項ノ調査期間ハ二月ヲ超ユルコトヲ得ズ

第六條　身上調査中ノ受刑者ニ對シテハ逃走、自殺又ハ暴行其ノ他紀律違反ノ行爲ヲ防止スル場合ノ外成ルベク個性ノ發現ヲ阻止セザルコトニ注意スベシ

第七條　身上調査中ノ受刑者ニ對シテハ手工作業ヲ課シ忍耐力、勤勉心、能率、巧拙、發案力等受刑期間中賦課スベキ作業ヲ定ムルニ必要ナル事項ヲ觀察スベシ

第八條　身上調査中ノ受刑者ニ對シテハ作業ノ賦課及轉業ニ關スル希望ヲ許サズ

第九條　受刑者ノ個性及心身ノ狀況ニ付テハ醫學、心理學、敎育學及社會學等其ノ判斷ヲ爲スニ必要ナル知識ヲ基礎トシテ調査スベシ

第十條　刑務所長ハ身上調査上必要アルトキハ訴訟記錄ヲ借覽シ又ハ市町村役場、警察官署、學校保護團體若ハ親族、雇傭關係者等ニ照會シテ必要ナル事項ノ報告ヲ求ムルコトヲ得

第十一條　身上調査ニ付テハ身上調査表ヲ備ヘ文書主任之ヲ管理スヲ所屬主任ニ報告スベシ

前項ノ調査表ニハ各主任ニ於テ必要ト認メタル事項ヲ記入スベシ

第十二條　身上調査中ノ受刑者ニ接渉スル者ハ受刑者ノ動作ニ付注意ヲ怠ラズ個性又ハ心身ノ狀況ノ調査ニ影響ヲ及ボスベキ動作ヲ認メタルトキハ速ニ之ヲ所屬主任ニ報告スベシ

第十三條　身上調査ヲ終リタルトキハ刑務所長ハ本人ニ對シ本令ヲ適用スベキヤ否ヲ決定スベシ

刑務所長ハ本令ノ適用ヲ受クル者ニ對シ本令ノ趣旨ヲ說示スベシ

第十四條　本令ヲ適用スベキ受刑者ハ之ヲ初犯者及累犯者ニ分類シタル上仍罪

質、年齢、刑期其ノ他身上調査ニ依リ認メタル結果ニ基キ處遇上相當ナル分類ヲ爲スベシ

五年以前ニ刑ノ執行ヲ終リ又ハ執行ノ免除アリタル者ニ付テハ刑務官會議ノ議ヲ經テ前項ニ揭ゲタル分類ノ執レニ屬セシムベキカヲ決定ス

第十五條　第十六條ニ揭グル第二級以上ノ受刑者ニ對シテハ前條ノ分類ヲ爲サザルコトヲ得

第三章　累進處遇

第一節　階級及編入

第十六條　本令ニ依ル處遇ハ左記ノ階級ニ分チテ之ヲ爲ス

第四級
第三級
第二級
第一級

前項ノ階級ヲ表示スル爲各受刑者ニ適當ナル徽章ヲ使用セシムベシ

第十七條　受刑者ハ第四級ヨリ順次各階級ヲ經テ之ヲ進級セシム

責任觀念ニ厚ク共同生活ニ適スル見込アル者ハ刑務官會議ノ議ヲ經テ前項ノ例ニ拘ラズ之ヲ適當ナル上級階級ニ進メシムルコトヲ得

第十八條　受刑者ノ移送ヲ受ケタル刑務所ハ原則トシテ之ヲ前刑務所ニ於ケルト同一ノ階級ニ編入スベシ但シ刑務所長ニ於テ必要アリト認メタルトキハ刑務官會議ノ議ヲ經テ其ノ所屬階級ヲ定ムルコトヲ得

第十九條　刑ノ執行停止ノ取消ニ因リ收容シタル受刑者及第二條第三號乃至第五號ノ事由止ミ更ニ本令ノ處遇ヲ爲スニ至リタル者ノ階級編入ニ付テハ前條ノ規定ヲ準用ス

假釋放ノ取消ニ因リ收容シタル受刑者ハ新ニ入監シタル者ト看做ス

第二十條　受刑者ヲ移送スル場合ニハ累進審査ニ關スル總テノ書類ヲ送付スベシ

第二節　累進

第二十一條　階級ノ累進ハ各階級ニ付定メタル一定ノ責任點數ノ全部ヲ毎月ノ行刑成績ニ因ル所得點數ヲ以テ消却シタルトキ之ヲ許ス

第二十二條　各階級ニ於ケル責任點數ハ刑期ノ長短ニ依リ區別シ第四級ニ付左ノ如ク定メ第三級ニ付テハ其ノ二倍、第二級ニ付テハ三倍、第一級ニ付テハ四倍シタルモノトス

一　刑期三年以下ノ場合　二十四點
二　刑期十年未滿ノ場合　三十六點
三　刑期十五年未滿ノ場合　七十二點
四　刑期十五年以上ノ場合　百四十四點

前項ノ責任點數ヲ定ムル場合無期刑ニ付テハ二十年ヲ不定期刑ニ付テハ長期ヲ以テ點數計算ノ基礎トス

第一級ニ於テ責任點數ノ全部ヲ消却シタル者ニ付テハ特ニ責任點數ヲ定ムルコトナシ

第二十三條　毎月ノ行刑成績ニ因ル得點ハ左記各號ニ從ヒテ之ヲ定ム

一　作業ノ勉否竝其ノ成績　最高六點
二　操行ノ良否　最高三點
三　責任觀念及意志ノ强弱　最高三點

少年受刑者ニ付テハ作業及學業ノ勉否竝其ノ成績ヲ以テ前項第一號ノ點數算定ノ基礎トス

第二十四條　責任點數消却ノ方法ハ責任點數ヨリ毎月ノ所得點數ヲ漸次控除シ所得點數ニ剩餘ヲ生ジタルトキハ次ノ階級ニ於ケル責任點數ヨリ之ヲ控除スルモノトス累進ニ關スル審査中ノ所得點數ニ付亦同ジ

第二十五條　累進ノ決定ハ遲クトモ翌月末日迄ニ之ヲ爲スベシ

前項ノ決定ハ直ニ之ヲ本人ニ告知スベシ

第二十六條　進級シタル者ニ對シテハ其ノ所屬階級ニ於ケル處遇ノ內容ヲ開示シ各自ノ負擔スベキ責任ノ遂行ヲ誓約セシムベシ

第二十七條　刑務所長ハ責任點數ヲ全部消却セザル受刑者ト雖情狀ニ因リ刑務官會議ノ議ヲ經テ一定ノ條件ノ下ニ假ニ進級セシムルコトヲ得此ノ場合ニ於

テ受刑者其ノ條件ヲ履行セザルトキハ原級ニ復セシメ其ノ條件ヲ履行シタルトキハ進級ヲ確定スベシ

責任點數ヲ全部消却シタル受刑者ニ對シ累進審査ノ結果進級ヲ尚早ト認メタルトキハ三月以内滯級セシムルコトヲ得此ノ場合ニ於テハ點數ノ計算ヲ爲サズ

第二十八條　刑務所長ハ受刑者ニ對シ一定ノ得點表ヲ交付シ本人ヲシテ毎月所得點數ヲ記入セシムベシ

第四章　拘禁及戒護

第二十九條　第四級及第三級ノ受刑者ハ雜居拘禁ニ付ス但シ處遇上必要アルトキハ此ノ限ニ在ラズ

第三十條　第二級以上ノ受刑者ハ晝間雜居セシメ夜間ハ之ヲ獨居拘禁ニ付ス

第三十一條　第一級ノ受刑者ハ之ヲ特別ノ場所ニ收容ス

前項ノ場所内ニ於テハ其ノ居房ニ施錠セザルコトヲ得

第三十二條　刑務所長ハ各工場ノ受刑者ヲシテ第二級ノ受刑者中ヨリ信望アル者ヲ豫選セシメ適當ト認メタル者ニ工場ノ整頓其ノ他必要ナル用務ヲ命ズルコトヲ得

前項ノ用務ニ服スベキ受刑者ハ一工場ニ付二人ヲ超ユルコトヲ得ズ

第三十三條　第二級ノ受刑者ハ少クトモ毎月一回共同シテ構内ノ洒掃整頓ニ關スル用務ニ服スベシ此ノ場合ニ於テハ作業賞與金ノ計算ヲ爲サズ

第三十四條　第一級ノ受刑者ニ對シテハ特別ノ事情ナキ限リ檢身及居房搜檢ヲ行フコトナシ

第三十五條　第一級ノ受刑者ハ刑務所ノ紀律ニ違ハザル範圍ニ於テ交談ヲ爲スコトヲ得

第三十六條　第一級ノ受刑者ニハ休憩時間中刑務所内ノ指定ノ場所ヲ自由ニ遊歩セシムルコトヲ得

第三十七條　第一級ノ受刑者全體ノ紀律ヲ維持シ且其ノ希望ヲ開陳セシムル爲二人ノ代表者ヲ置ク

前項ノ代表者ハ第一級ノ受刑者ヲシテ其ノ候補者數人ヲ互選セシメ刑務所長之ヲ指名ス

第三十八條　第一級ノ受刑者ハ刑務所長ニ對シ其ノ級ニ於ケル檢身、居房搜檢、整頓其ノ他秩序維持ニ關シ全責任ヲ負フ

受刑者中前項ノ責任ヲ履行セザル者アルトキハ其ノ全員又ハ一部ニ對シ一定ノ期間本章ニ定メタル優遇ノ全部又ハ一部ヲ停止スルコトヲ得

第五章　作業

第三十九條　身上調査ヲ終リタル受刑者ニハ受刑期間中就業セシムベキ作業ヲ課ス

第四十條　第四級及第三級ノ受刑者ニハ轉業ヲ許サズ但シ處遇上其ノ他特ニ轉業ノ必要ヲ認メタルトキハ此ノ限ニ在ラズ

第四十一條　第四級ノ受刑者ニハ毎月作業賞與金月額計算高ノ五分ノ一以下ノ範圍ニ於テ之ヲ自己ノ用途ニ使用セシムルコトヲ得

第四十二條　第三級ノ受刑者ニハ毎月作業賞與金月額計算高ノ四分ノ一以下ノ範圍ニ於テ之ヲ自己ノ用途ニ使用セシムルコトヲ得

第四十三條　第二級ノ受刑者ニハ自己ノ作業用具ヲ使用セシムルコトヲ得

前項ノ作業用具ヲ購入スル爲必要アルトキハ既ニ計算シタル作業賞與金ヲ使用セシムルコトヲ得

第四十四條　第二級ノ受刑者中作業成績優良ニシテ且技能アル者ハ之ヲ作業指導ノ補助ニ當ラシムルコトヲ得

第四十五條　第二級ノ受刑者ニハ毎月作業賞與金月額計算高ノ三分ノ一以下ノ範圍ニ於テ之ヲ自己ノ用途ニ使用セシムルコトヲ得

第四十六條　第二級ノ受刑者技能特ニ優秀ニシテ且作業成績優良ナルトキハ作業時間外ニ於テ自己ノ爲ニスル勞作ヲ許スコトヲ得此ノ場合ニ於ケル勞作時間ハ二時間以內ナルコトヲ要ス

前項ニ依リ許可シタル勞作ニ關シ必要ナル規定ハ司法大臣別ニ之ヲ定ム

第四十七條　第二級ノ受刑者ニシテ其ノ課セラレタル作業ニ修熟シタル者ニハ

特ニ轉業ヲ許スコトヲ得

第四十八條　第一級ノ受刑者ノ就業ニ付テハ戒護者ヲ付セザルコトヲ得

第四十九條　第一級ノ受刑者中作業成績優良ニシテ且技能アルモノハ之ヲ作業ノ指導又ハ監督ノ補助ニ當ラシムルコトヲ得

第五十條　第一級ノ受刑者ニハ毎月作業賞與金月額計算高ノ二分ノ一以下ノ範圍ニ於テ之ヲ自己ノ用途ニ使用セシムルコトヲ得

第五十一條　第四十三條、第四十六條及第四十七條ノ規定ハ第一級ノ受刑者ニ之ヲ準用ス

第六章　敎化

第五十二條　第四級及第一級ノ受刑者ニ對シテハ主トシテ個別敎誨ヲ行フベシ

第五十三條　個別敎誨ハ居房ノ外敎務室其ノ他適當ナル場所ニ於テ之ヲ爲スコトヲ得

第五十四條　ラヂオ及蓄音器ノ聽取ハ第三級以上ノ受刑者ニ限リ之ヲ許シ其ノ

回數ハ第三級ニ於テハ毎月二回トシ階級ヲ上ル毎ニ毎月一回ヲ加フルコトヲ得

敎化上特ニ必要アルトキハ前項ノ制限ニ依ラザルコトヲ得

第五十五條　第二級以上ノ受刑者ニハ集會ヲ爲サシムルコトヲ得但シ第二級ニ於テハ毎月一回、第一級ニ於テハ二回ヲ超ユルコトヲ得ズ

少年受刑者ニハ前項ノ制限ニ依ラザルコトヲ得

集會ニハ刑務所長、敎誨師又ハ敎師之ニ立會フベシ

第五十六條　第一級ノ受刑者ニハ圖書室ニ於テ文書圖畫ノ閱讀ヲ許ス

圖書室ニハ適當ナル新聞紙及雜誌ヲ備付クルコトヲ得

第五十七條　第二級以上ノ受刑者ニハ刑務所ノ紀律ニ違ハザル範圍ニ於テ私本ノ閱讀ヲ爲スコトヲ許ス第三級以下ノ受刑者ニ對シ敎化上特ニ必要アルトキ亦同ジ

第五十八條　第二級以上ノ受刑者ニハ競技、遊戲又ハ運動會ヲ行ハシムルコトヲ得但シ第二級ニ於テハ毎月一回、第一級ニ於テハ毎月二回ヲ超ユルコトヲ得ズ

少年受刑者ニハ前項ノ制限ニ依ラザルコトヲ得

第五十九條　第一級ノ受刑者ニハ適當ナル場所ニ集團散歩ヲ爲サシムルコトヲ得

第六十條　第二級以上ノ受刑者ノ獨居房ニハ直系尊屬、配偶者及直系卑屬ノ寫眞ノ備付ヲ許スコトヲ得

敎化上特ニ必要アルコトヲ認メタルトキハ前項以外ノ者ノ寫眞ノ備付ヲ許スコトヲ得

第七章　接見及信書

第六十一條　第四級ノ受刑者ハ親族及保護關係者ニ限リ接見ヲ爲シ信書ノ發送ヲ爲スコトヲ得

第六十二條　第三級以上ノ受刑者ハ敎化ニ妨ゲナキ範圍ニ於テ親族ニ非ザル者ト接見ヲ爲シ信書ノ發送ヲ爲スコトヲ得

第六十三條　接見及信書發送ノ回數ハ第四級ノ受刑者ハ毎月一回一通、第三級ノ

受刑者ハ毎月二回二通、第二級ノ受刑者ハ毎週一回一通トシ第一級ノ受刑者ハ隨時接見ヲ爲シ信書ノ發送ヲ爲スコトヲ得

第六十四條　第二級以下ノ受刑者ハ接見所ニ於テノミ接見ヲ爲スコトヲ得

第一級ノ受刑者ニハ適當ナル場所ニ於テ接見ヲ爲サシムルコトヲ得

第六十五條　第二級以上ノ受刑者ニハ接見ノ際特ニ立會者ヲ付セザルコトヲ得

第六十六條　刑務所長敎化上其ノ他特ニ必要アリト認ムルトキハ本章ノ例ニ依ラザルコトヲ得

第八章　給養

第六十七條　受刑者ノ糧食飮料其ノ他健康ヲ保持スルニ必要ナルモノハ階級ニ依リ區別スルコトナシ

第六十八條　給養ハ階級ノ進ムニ從ヒ之ニ相應セシムベシ

第六十九條　第一級ノ受刑者ニハ特ニ定ムル普通衣ヲ着用セシムルコトヲ得

第七十條　第二級及第一級ノ受刑者ニハ麥湯又ハ茶ヲ給與ス其ノ他ノ受刑者ト

雖特ニ必要アルトキ亦同ジ

第七十一條　第一級ノ受刑者ニハ其ノ居房ニ花卉又ハ書畫ノ備付ヲ許スコトヲ得第二級以下ノ少年受刑者ニ付亦同ジ

第七十二條　第一級ノ受刑者ニハ共同ノ食器其ノ他ノ雜具ヲ貸與スルコトヲ得第二級以下ノ少年受刑者ニ付亦同ジ

第七十三條　本令ニ於テ自己ノ用途ニ使用セシムルコトヲ得ル物品ハ司法大臣ノ認可ヲ得タルモノニ限ル

前項ヱ揭ゲタル物品ノ品目及數量ハ階級ニ從ヒ刑務所長之ヲ定ム

第九章　累進ノ審査

第一節　累進準備會

第七十四條　刑務所ニ累進ニ關シ刑務官會議ノ議ニ付スベキ事項ヲ審査スル爲累進準備會ヲ置ク

累進準備會ハ主トシテ受刑者ノ身上關係及人格竝所得點數ヲ審査シ且受刑者

ノ分類、階級ノ編入、進級、進級ノ停止及其ノ低下ニ關スル意見ヲ定ムベシ

第七十五條　累進準備會ハ主任ニ非ザル看守長、保健技師、保健技手、敎誨師、敎師、作業技師、作業技手竝看守ヲ以テ之ヲ組織ス

刑務所長ハ前項ニ揭ゲタル者ノ中ヨリ適當ナル者ヲ選ビ會議ヲ掌理セシム

第二節　累進審査ノ手續

第七十六條　刑務所長ハ每月一回以上累進準備會ヲ開催スベシ

第七十七條　累進準備會ハ必要アルトキハ直接受刑者ニ付考査ヲ爲スベシ

第七十八條　累進準備會ハ審査ノ爲受刑者ヲ獨居拘禁ニ付スル必要アリト認メタルトキハ其ノ旨ヲ刑務所長ニ申請スベシ

前項ニ依ル獨居拘禁ハ一月ヲ超ユルコトヲ得ズ

第七十九條　累進準備會ノ決議ハ多數決ニ依ル

前項ノ決議ハ速ニ刑務所長ニ報告シ刑務所長ハ之ヲ刑務官會議ノ議ニ付スベシ

第十章　進級ノ停止及階級ノ低下

第一節　進級ノ停止

第八十條　受刑者紀律ニ違ヒタルトキハ情狀ニ因リ三月以內ノ範圍ニ於テ進級ヲ停止スルコトヲ得此ノ場合ニ於テハ點數ノ計算ヲ爲サズ

第八十一條　進級ノ停止ヲ命ズルニハ刑務官會議ノ議ヲ經ルコトヲ要ス

第八十二條　刑務所長進級停止ヲ爲サントスルニ當リ情狀憫諒スベキモノアルトキハ相當期間ヲ定メ停止命令ノ言渡ヲ猶豫スルコトヲ得但シ猶豫期間中更ニ紀律ニ違ヒタルトキハ猶豫シタル進級停止ノ言渡ヲ爲シ若紀律ニ違フコトナク期間ヲ經過シタルトキハ其ノ言渡ヲ爲サズ

第八十三條　進級停止ノ處分ヲ受ケタル者特ニ悔悟ノ狀ヲ顯ハシタルトキハ情狀ニ因リ其ノ處分ノ全部又ハ一部ヲ免除スルコトヲ得

第二節　階級ノ低下

第八十四條　進級停止ニ處セラレタル者再ビ紀律ニ違ヒタルトキハ情狀ニ因リ其ノ階級ヲ低下スルコトヲ得

第八十五條　所屬階級ニ滯留セシムルコトニ因リ特ニ其ノ階級ノ秩序ヲ紊ス虞アル者ニ對シテハ其ノ階級ヲ低下スルコトヲ得

第八十六條　最低ノ階級ニ於テ紀律ヲ紊シ累進處遇ヲ爲スニ適セザルモノト認メタルトキハ本令ノ適用ヲ爲サザルコトヲ得

第八十七條　階級ヲ低下セラレタル者特ニ改悛ノ狀ヲ顯ハシタルトキハ點數計算ニ依ラズシテ原階級ニ復セシムルコトヲ得前條ニ依リ本令ノ適用ヲ除外セラレタル者ニ付亦同ジ

前項ニ依リ原階級ニ復セシメタル者ニ對シテハ新ニ點數ヲ計算ス

第八十八條　本節ノ處分ヲ爲スニハ刑務官會議ノ議ヲ經ルコトヲ要ス

第十一章　假釋放

第八十九條　第一級ノ受刑者ニシテ假釋放ニ適スルモノト認メタルトキハ速ニ其ノ手續ヲ爲スベシ

第九十條　第二級以下ノ受刑者ト雖改悛ノ狀顯著ニシテ社會生活ニ適應シ得ルモノト認メタルトキハ特ニ假釋放ノ手續ヲ爲スコトヲ得

第九十一條　假釋放ノ手續ニ關シテハ假釋放審査規程ニ從フ

附　則

本令ハ昭和九年一月一日ヨリ之ヲ施行ス

法學志林

第三十五卷　第十號
昭和八年十月一日發行

全法律と信義誠實の原則……牧野英一
□第三者の債權侵害に關する學說の發展
日本中世寺院法の法源……細川龜市
破產法に依る否認と其の登記……岡村玄治
商事判例研究……小町谷操三
□海難救助の請求と船長の權限
□貨物引換證の形式の欠缺とその效力
刑法、自由法及び國家の理念……大塚鄕二
新刊批評及思潮概觀
□勞働刑法序說（武藤文雄）□新刊紹介
判例　民事九件　刑事七件
歐文　民法の商法化と商法の自主性とについて（牧野英一）

東京　法政大學發行

法學協會雜誌

第五十一卷　第十一號
十一月一日發行

論說
雇傭に於ける營業制限の特約……東京帝國大學教授　末延三次
發航準備を終へたる船舶の差押……東京帝國大學助教授　石井照久
信託の定義……法學士　河合博
資料
國際比較法會議……臺北帝國大學教授　宮崎孝治郎
紹介
本村龜二著「刑事政策の諸問題」（小野清一郎）　末川博著「不法行爲竝に權利濫用の研究」（我妻榮）
判例研究
民事訴訟法判例批評（一三七）…法學博士　加藤正治
民事法判例研究錄（昭和六年度●一五）（昭和七年度●七）
雜報
法理研究會記事

東京帝大　法學協會發行

刑政第46巻第11号
矯正図書館

法學新報

第四十三卷第九號
昭和八年十一月一日發行
定價五十錢　郵稅一錢五厘

論說
タートベスタンドの批判……中大講師　島田武夫
東京都制案(上)……中大講師　村上恭一
種類債務に於ける危險移轉の時期(二)……中大講師　岩田新
訴訟費用及執行費用……法學士　小木貞一
商法改正要綱に對し反對すべき點(一六)……法學博士　高窪喜八郎
資料
英國の上級民事裁判所の組織竝に權限(三・完)……鈴木忠五
判例研究
刑事判例研究(二一)……中大講師　草野豹一郎
刑法に所謂心身耗弱
判例批評(二三)……判例研究會
株式の讓渡と株金拂込義務(升本重夫)抵當物の賃貸權と抵當權の侵害(片山金章)
紹介
ヒリツピンの獨立と地方行政の狀態……東井金平
輯報
醫師法中改正—齒科醫師法中改正—醫師法施行規則中改正—齒科醫師法施行規則中改正—診療所取締規則中改正—齒科醫師法施行規則中改正—診療所取締規則

發行所　中央大學內　法學新法社
發賣所　東京神田有斐閣　巖松堂

法曹會雜誌

第十一卷第十一號
昭和八年十一月一日發行
定價金五十錢

權利信託論序說……判事　大分地方裁判所　田中盈
墮胎罪と社會的適應事由に就て(三・完)……判事　東京地方裁判所　小泉英一
法及法文書(一)……判事　東京地方裁判所　千種達夫
の平易化
勞働裁判所法立法の觀點と獨逸勞働(一)……判事　東京地方裁判所　中村武
裁判所法の現狀
英國下級民事裁判所の組織權限(三・完)……判事　橫濱地方裁判所　鈴木忠五
エストツペルに關する最近英國判例……判事　東京地方裁判所　根本松男
歐洲各國に於ける法律扶助事業の瞥見……判事　東京地方裁判所　野間繁
農村負債整理組合法に就て(一)……書記　司法書記官　奥野健一
戶籍關係法令考(十六)……書記　東京控訴院長　前田牧郎
○法曹會決議　○判例要旨　○戶籍事務協議會決議
○新法令　○雜報

司法省構內　法曹會
振替口座　東京一五六七〇番

編輯餘錄

□　行刑累進處遇令が愈々公布され明年一月一日より實施されることになつた。之に關する價値判斷は最早玆に論ずる限りでない。只それを如何に運用するかがわれわれ實務家の任務となつたのである。

□　同じ明年一月一日から實施されるものにドイツの斷種法がある。この法律は今年七月十四日に公布されたもので最近の社會政策及び刑事政策に投げた大きな一石であつた。

□　此の斷種法は自己の惡質を子孫に遺傳せしめるやうな變質者例へば白痴、精神病者、間歇的精神病者、早發痴呆、先天的な片輪、アルコール中毒者等を斷種して次の社會を革正しようといふのである。その爲めに新政府は玆に遺傳健康裁判所制度をも設けることになつたのである。

□　斷種法の持つところの永遠の目的やよし。但し、その法律が信ずる如く今日の科學に於て遺傳健康學がしかく發達して居るや否や。又上述の諸病が果して遺傳により來るものなりや否やはその判斷が容易なことではないのである。編輯子はナチスのかゝる勇斷に對して大に敬意を表するものである。しかし、今日のわが醫學界に於て、しかも講座すらない遺傳健康學の未熟な社會に於てかゝる勇斷を模倣すれば吾人の法律保障は竟に滅失して了ふであらうことを怖れる。

□　しかも、ナチスは更に犯罪者に對する睾丸摘出法をも斷行しようとするものである。犯罪が遺傳的であるや否やも今日の社會、たとひそれがドイツ社會であつても容易に決せらるべきではない。しかく未決の事柄に對して睾丸の摘出術を行ふが如きは既にそこに人權宣言以來はれた法律保障を一きよにして蹂躙したことになるのである。編輯子はその點より玆にかゝる新法律をにはかに禮讃せんとする優生學法をいましめんとするものである。

□　木村敎授が風邪の爲めに斷種研究の續稿を次號まで延期されることになつた。新斷種法公布の機會の好讀物である敎授の論說が一ケ月でも延期されたことは甚だ遺憾であるが次號に於て更に紋上の新材料に付ての批判を與へられることを期待してやまない。

昭和八年十月二十四日夜

——あき羅——

定價
一冊（稅共）　金二十五錢
六冊（稅共）　金一圓五十錢
十二冊（稅共）　金三圓

廣告料
一等一頁　金五十圓
二等一頁　金四十圓
普通一頁　金三十圓

注文規定
●御註文は總て前金のこと
●御送金は郵便爲替ならば司法省郵便局取扱にて拂込のこと、但なるべく振替を利用せられたし口座は東京二五〇五九番刑務協會とすること
●御註文の際は必ず送附先明記のこと、從つて轉居の際は新舊住所を御屆下されたし

明治二十七年二月二十六日第三種郵便物認可
昭和八年十月二十八日印刷納本
昭和八年十一月一日發行

編輯兼發行人　東京市麹町區西日比谷町一番地　伊藤忠次郎
印刷人　東京市葛飾區小菅町一二八四番地　竹田益平
印刷所　東京市葛飾區小菅町一二八四番地　刑務協會印刷部
發行所　東京市麹町區西日比谷町一番地　刑務協會
電話銀座　二三四四、三八二五番
振替口座　東京　二五〇五九番

刑政第46巻第11号

矯正図書館

46e Année N° 11 Novembre 1933

KEISEI

Revue pénitentiaire du Japon

dirigée par

S. Shiono

Président de la Société des Prisons du Japon

Sommaire

Note éditoriale.

Shiono, S.— Considérations rétrospectives de la service pénitentiaire (1933).

Aoki, S.— L'exécution de la peine privative de liberté et l'éducation intellectuelle.

Uchiyama, R.— De la récidive.

Mouvement des idées à l'étranger :

Schmidt, Prussia's new deal in penology.

KEIMU-KYOKWAI

(Société des Prisons du Japon)

près le Ministère de la Justice